

# **社会・援護局関係主管課長会議資料**

**平成27年3月9日（月）**

**社会・援護局 福祉基盤課**



## 目 次

### ○重点事項

1 社会福祉法人制度の見直し等について	1
(1) 社会福祉法人制度改革について	1
(2) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについて	9
(3) 社会福祉法人の認可等に係る権限移譲について	10
(4) 社会福祉法人新会計基準について	11
(5) 平成26年度現況報告書等の届出について	12
(6) 現況報告書等の集計・分析（社会福祉法人制度検証事業）について	12
(7) 社会福祉法人に関する行政評価・監視の結果に対する対応について	13
(8) 国立保健医療科学院による研修について	14
(9) 税額控除制度の周知について	15
2 福祉・介護人材の確保等について	
(1) 福祉・介護人材確保対策の推進	17
(2) 社会福祉法等に基づく福祉人材確保の推進	20
(3) 介護福祉士の国家資格について	24
(4) 咳痰吸引等制度の円滑な実施について	25
3 外国人介護人材の受入れに関する議論等について	
(1) 経済連携協定(EPA)に係る外国人介護福祉士候補者の受入れ等について	27
(2) 「日本再興戦略(改訂2014)」に基づく外国人介護人材に係る議論について	28
4 社会福祉施設の防災対策等について	
(1) 社会福祉施設等の耐震化等整備の推進について	30
(2) 共生型福祉施設整備事業について	31
(3) 社会福祉施設等の土砂災害対策の徹底について	32
(4) 災害福祉広域支援ネットワークについて	33
(5) 社会福祉施設における業務継続に必要な取組みについて	34
(6) 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の終了について	35
5 社会福祉施設の運営等について	
(1) 福祉サービス第三者評価推進事業について	36
(2) 福祉サービスに関する苦情解決の取組について	37
(3) 社会福祉施設等の木材利用の推進について	37
6 感染症の予防対策について	38
7 独立行政法人福祉医療機構について	
(1) 福祉貸付事業について	40
(2) 退職手当共済事業について	41
(3) 福祉医療経営支援事業について	42
(4) 社会福祉振興助成事業について	43

## ○参考資料

1	社会福祉法人制度改革について	47
2	介護人材確保の総合的・計画的な推進について（案）	60
3	被災地における福祉・介護人材確保事業	82
4	都道府県福祉人材センター事業実施状況	83
5	都道府県福祉人材センターにおけるハローワークとの連携状況	101
6	福利厚生センター関係資料	102
7	日本社会事業大学関係資料	106
8	中央福祉学院平成26年度社会福祉研修実施計画	108
9	国立保健医療科学院において実施する研修（平成26年度）	110
10	介護福祉士養成施設等の指定監督等にかかる事務フロー図	111
11	介護福祉士養成施設等に係る権限移譲事務の整理表	113
12	第三者評価の受審件数	114
13	民間金融機関との協調融資（併せ貸し）制度の概要	118

# 1 社会福祉法人制度の見直し等について（福祉基盤課）

## （1）社会福祉法人制度改革について（参考資料1参照）

### ア 経緯と今後の予定

近年、福祉サービスの利用の仕組みが措置から契約に移行し、株式会社やNPOなど多様な供給主体が参入する中、社会福祉法人の位置付けは大きく変化している。社会福祉法人の今日的な意義は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果すとともに、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、地域社会に貢献していくことにある。福祉ニーズが多様化・複雑化する中、こうした社会福祉法人の役割は重要になっており、これまで以上に公益性の高い事業運営が求められ、法人の在り方そのものを見直す必要がある。

一方、平成18年には公益法人制度改革が行われ、新たに創設された公益社団・財団法人について公益認定を課すことにより公益性の高い法人類型として位置付けている。旧民法第34条の公益法人の特別法人として創設された社会福祉法人には、公益社団・財団法人と同等以上の公益性・非営利性が要請される。

平成26年に閣議決定された規制改革実施計画は、こうした社会福祉事業や公益法人の在り方の変容を踏まえ、他の経営主体とのイコールフッティング等の観点から、経営組織の強化、情報開示の推進、内部留保の位置付けの明確化と福祉サービスへの投下、社会貢献活動の義務化、行政による指導監督の強化など、社会福祉法人が備えるべき公益性・非営利性を徹底し、本来の役割を果たすための改革を求めている。

また、昨今、一部の社会福祉法人による不適正な運営が指摘され、社会福祉法人全体の信頼を失墜させる事態に至っている。社会福祉法人が今後とも福祉サービスの中心的な担い手としてあり続けるためには、その公益性・非営利性を徹底する観点から制度の在り方を見直し、国民に対する説明責任を果たすことが求められる。

こうした状況を踏まえ、昨年8月に社会保障審議会に福祉部会が設置され、社会福祉法人改革について審議が行われ、去る2月12日に報告書がとりまとめられた。

厚生労働省においては、同報告書を踏まえ、今国会に必要な法案を提出することを予定している。特に、今般の改革の議論においては、社会福祉法人に対する実効性のある指導監督や支援を行う観点から、国・都道府県・市がそれぞれの役割に応じて連携・支援する必要があり、中でも広域的な地方公共団体としての都道府県の役割が重要との認識が示された。国や他の所轄庁との連携の下、社会福祉法人改革の推進に積極的に取り組むようお願いする。

福祉部会の報告書において示された改革の方向性は以下の通りであるので、ご理

解いただくとともに、管内の市や所管する法人等への情報提供をお願いする。

## イ 制度改革の方向性

今般の制度改革は、①公益性・非営利性の徹底、②国民に対する説明責任、③地域社会への貢献、の基本的視点に立って検討され、方向性が示されている。その具体的な内容については、以下のとおりである。

### (ア) 経営組織の在り方の見直し

公益財団法人等の仕組みを参考に、ガバナンスの強化の観点から、以下の方で見直す。

#### (i) 理事・理事長・理事会について

- 理事・理事長の役割・権限・義務・責任を明らかにし、理事会による理事・理事長に対する牽制機能を制度化する。
- 理事の義務と責任（※）を法律上明記する。

※善管注意義務、忠実義務、法人に対する損害賠償責任、特別背任罪の適用等

- 理事長について、代表権を有する者として位置付け、権限と義務（※）を法律上明記する。

※業務の執行、理事会への職執行状況の報告等

- 理事会を法人の業務執行に関する意思決定機関として位置付け、その権限（※）を法律上明記する。

※業務執行の決定（重要事項（重要な財産処分等）は理事に委任できない。）、

理事の職務執行の監督、理事長の選定及び解職、計算書類・事業報告の承認等

- 理事等に対する特別背任罪、贈収賄罪が適用される法制上の枠組みや欠格事由に関する規定を整備する。

- 理事長以外に、特定の業務の執行を行う業務執行理事を置くことができるようとする。

- 理事の職務執行についてのコンプライアンス（法令遵守等）を確保するための体制整備について、理事会の議決事項とし、一定規模以上の法人については、その体制整備を義務付ける。

- 理事の定数については、内部統制を実効性あるものとする必要性を考慮し、現行（通知）の6人以上という定数を法律上明記する。

- 理事の構成については、社会福祉法人の公正な運営を確保するため、現行の理事の構成に関する取扱い（※）を法令上明記する。

※親族その他特別の関係がある者の理事への選任の制限、社会福祉事業に

について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者、施設長等の事業部門の責任者の理事としての参加

(ii) 評議員・評議員会について

- 必置の評議員会を議決機関として法律上位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせるため、評議員会に理事、監事、会計監査人の報酬や選任・解任等の重要事項に係る議決権を付与する。また、このように重要な役割を担う評議員の権限・責任（評議員会の招集請求権、善管注意義務、損害賠償責任等）を法律上明記する。
- 理事と評議員会の適切な牽制関係を築くため、理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の定数については「理事の定数を超える数」とする。任期については、中期的な牽制機能を確保する観点から、4年とする。
- なお、評議員の定数については、小規模法人について定数の特例を設ける経過措置を検討する。
- 評議員の選任・解任については、定款で定める方法（選任委員会・評議員会の議決等）によることとし、理事又は理事会が評議員を選任又は解任できないようにする。
- 評議員会の重要な権限に鑑み、事業に対する識見を有し、中立公正な立場から審議を行える者であることを重視した構成とする。
- 各法人が地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等が参加する「運営協議会」を開催し（任意）、意見を聞く場として位置付けることにより、地域や利用者の意見を法人運営に反映させる。

(iii) 監事について

- 理事、職員に対する事業報告の要求や財産状況の調査権限等の監事の権限を法律上規定するとともに、理事会への報告義務、監査報告の作成義務や監事の責任について法律上明記する。
- 監事の選任・解任は評議員会の議決事項とする。
- 監事の構成については、財務諸表等を監査し得る者と社会福祉事業についての学識経験者又は地域の福祉関係者とする現行の取扱いを法律上明記する。

(iv) 会計監査人について

- 一定規模以上の法人に対して、会計監査人による監査を法律上義務付ける。設置義務の対象とならない法人においても、定款で定めるところにより、会計監査人を置くことができるようとする。
- 会計監査人について、その権限、義務、責任（監事への報告義務、損害賠償責任等）を法律上明記する。
- 会計監査人の設置を義務付ける法人の範囲については、以下の要件のいずれ

かに該当する法人とする。

- ① 収益（事業活動計算書におけるサービス活動収益）が10億円以上の法人  
(当初は10億円以上の法人とし段階的に対象範囲を拡大)
- ② 負債（貸借対照表における負債）が20億円以上の法人
- 会計監査人の設置の義務付けの対象とならない法人については、
  - 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に係る態勢整備状況の点検等
  - 監事への公認会計士又は税理士の登用を指導し、こうした取組を行う法人に対する所轄庁監査を効率化する。

#### (イ) 運営の透明性の確保

- 規制改革実施計画を踏まえ、公益財団法人等と同等以上の運営の透明性を確保する。具体的な内容は以下のとおり。
  - 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とするとともに、閲覧請求者を国民一般に拡大する。
  - 定款、貸借対照表、收支計算書、役員報酬基準を公表対象とすることを法令上位置付ける。
  - 既に通知により公表を指導している現況報告書（役員等名簿、補助金、地域の福祉ニーズへの対応状況に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。）について、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表の対象とすることを法令上明記する。
  - 公表の方法については、国民が情報を入手しやすいインターネットを活用する。

#### (ウ) 適正かつ公正な支出管理

高い公益性と非営利性にふさわしい財務規律を確立する観点から、適正かつ公正な支出管理として、特に以下の事項に取り組む。

##### (i) 適正な役員報酬について

- 役員報酬等について、定款の定め又は評議員会の決議により決定することとする。
- 不當に高額なものとならないような理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準を法人が定め、公表することを法律上義務付ける。
- 役員等の区分ごとの報酬総額（職員給与又は職員賞与として支給される分を含む。）を公表するとともに、個別の役員等の報酬額（職員給与又は職員賞与として支給される分を含む。）については、所轄庁への報告事項とする。

(ii) 関係者への特別の利益の供与の禁止等

- 特別の利益供与を禁止する規定を法令上明記する。
- 現況報告書及び現行の社会福祉法人会計基準における財務諸表の注記事項において開示の対象となる関連当事者の範囲について、公益財団法人制度を参考に、
  - ① 当該社会福祉法人を支配する法人若しくは当該社会福祉法人によって支配される法人又は同一の支配法人をもつ法人
  - ② 当該社会福祉法人の評議員及びその近親者に係る要件を加える。
- 現況報告書及び現行の社会福祉法人会計基準における財務諸表の注記事項として関連当事者との取引内容の開示の対象となる取引の範囲について、公益法人会計基準と同様に取引額が100万円を超える取引とする。

(エ) 地域における公益的な取組の責務

- 福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度では十分に対応できない者に対する支援の必要性が高まる中、社会福祉法人については、その本旨に従い、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応していくこと、すなわち、既存の制度の対象とならないサービスを無料又は低額な料金により供給する事業の実施が求められる。  
このため、日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額の料金により福祉サービスを提供することを社会福祉法人の責務として法律上位置付ける。

(オ) 内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下

(i) 基本的考え方

- いわゆる内部留保（利益剰余金）については、社会福祉法人の公益性等に鑑み、その実態を明らかにし、現在の事業継続に必要な財産以外に活用できる財産を保有している場合には、社会福祉法人の趣旨・目的に従い、これを計画的に福祉サービスに再投下し、地域に還元することが求められる。

(ii) 内部留保の明確化

- 内部留保の明確化に当たっては、社会福祉法人が保有する全ての財産（貸借対照表上の純資産から基本金及び国庫補助等積立金を除いたもの）を対象に、当該財産額から事業継続に必要な最低限の財産の額（控除対象財産額）を控除した財産額（負債との重複分については調整）を導き、これを再投下可能な財産額として位置付ける。

- 控除対象財産額は、①社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等（土地、建物等）、②現在の事業の再生産に必要な財産（建替、大規模修繕に必要な自己資金）、③必要な運転資金（事業未収金、緊急の支払いや当面の出入金のタイムラグへの対応）を基本に算定することが考えられるが、その詳細な内容については、制度実施までの間に、専門的な見地から検討の上、整理する。
- 控除対象財産額の算定については、社会福祉法人が国のガイドラインに従い、使途を明記した財産目録及び「控除対象財産計算書」を作成し、所轄庁に毎年度提出する。

(ⅱ) 福祉サービスへの計画的な再投下

- 控除対象財産額を算定し、いわゆる内部留保から控除した結果、再投下可能な財産額（「再投下財産額」という。）がある社会福祉法人については、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画（「再投下計画」という。）の作成を義務付ける。
- 再投下計画の作成に当たっては、
  - ① 社会福祉事業等投資額（施設の新設・増設、新たなサービスの展開、人材への投資等に係る額。利用者負担の軽減措置や小規模事業への投資の額を含む。）
  - ② 「地域公益事業（※）」投資額  
※ 社会福祉事業として制度化されていない福祉サービス（社会福祉法第26条の公益事業により供給されるサービス）を地域のニーズを踏まえて無料又は低額な料金により供給する事業
  - ③ その他の公益事業投資額  
の順に検討することとする。
 その際、再投下財産額及び①～③の投資額等については、国のガイドラインに従い適切に記載されているかについて公認会計士又は税理士による確認を求める。また、「地域公益事業」については、後述の「地域協議会」を活用するなどして事業を行おうとする地域の住民等関係者の意見を聴くこととする。
- 「再投下計画」については、議決機関化した評議員会の承認を得た上で、公認会計士又は税理士の確認書を付して所轄庁の承認を得ることとする。所轄庁による承認は、地域のニーズに応じた機動的な対応を阻害しないよう配慮し、国が示す統一した基準に従い、主として以下の視点から計画の妥当性をチェックすることとする。
  - 再投下財産額と事業規模の合理性（公認会計士又は税理士による確認を経

たもの)

- 社会福祉事業等については、自治体計画（介護保険事業（支援）計画等）や人口動態を踏まえた地域の需給に照らした合理性
- 「地域公益事業」については、「地域協議会」における協議結果等との整合性、公益事業としての妥当性

(iv) 「地域協議会」について

- 社会福祉法人が「地域における公益的な取組」を実施するに当たり、地域における福祉ニーズが適切に反映されるよう、「地域協議会」を開催することが適當。
- 「地域協議会」の機能としては、
  - ①「地域における公益的な取組」に係る地域の福祉ニーズの把握、
  - ②「地域における公益的な取組」の実施体制の調整等（複数の法人が連携・協働した事業の実施についての検討・調整）
  - ③「地域における公益的な取組」の実施状況の確認が考えられる。
- 「地域協議会」は、所轄庁が地域ケア推進会議等の既存の協議会を活用するなどして開催することとし、その運営については、社会福祉協議会が中心的な役割を果たすケースが想定される。

各協議会の代表者、地域住民、所轄庁・関係市町村等が参加し、「地域における公益的な取組」を実施しようとする社会福祉法人が、可能な範囲で制度横断的に地域における福祉ニーズを把握できる場を設けることが基本であるが、各地域における福祉に関する協議会の設置状況、活動状況を踏まえた柔軟な運用を認める。

また、円滑に地域ニーズを把握する機会を得られるよう所轄庁において関係市町村と連携することが求められる。

(v) 財務規律におけるガバナンス

- 社会福祉法人の財務規律を実効性あるものとするため、内外からのガバナンスを強化することとし、
  - I 適正かつ公正な支出管理に関しては、
    - ・役員報酬等に関する評議員会による牽制
    - ・役員報酬基準、関連当事者との取引内容の公表
    - ・会計監査人等の外部監査の活用 等
  - II 内部留保の明確化に関しては、
    - ・会計制度の整備と浸透
    - ・評議員会による内部牽制

- ・会計監査人等の外部監査の活用
- ・財務諸表等の公表 等

### III 福祉サービスへの再投下

- ・公認会計士又は税理士による再投下計画の記載内容の確認
- ・「地域協議会」による地域の福祉ニーズの反映
- ・所轄庁による再投下計画の承認
- ・実績の所轄庁への報告と公表 等

の取組を制度的に講ずる。

#### (カ) 行政の役割と関与の在り方

##### (i) 行政の役割と関与の在り方についての基本的考え方

- 社会福祉法人の公益性と非営利性を担保する観点から、所轄庁による指導監督を実効性のあるものとするための制度的な整備が必要。
- 他方、地域によって異なる規制や必要以上に厳しい規制があるとの指摘があり、法人の自主性を阻害し、福祉ニーズに柔軟に対応しようとする際の支障となっているとの意見がある。ガバナンスの強化や外部監査の導入による法人の自律性を前提とした指導監督の在り方を実現することが必要。
- 地方分権が進む中、国・都道府県・市等は、それぞれの機能と役割を明確にして相互の連絡調整や支援を行う観点から重層的に関与する仕組みが必要。
- 社会福祉法人の財務や運営に関する情報を、収集分析の上、サービス利用者や法人経営者の利用に供する等活用する仕組みが必要。

##### (ii) 指導監督の機能強化について

- 社会福祉法人の適正な運営を担保するため、立入検査等に係る必要な権限規定を整備する。経営改善や法令遵守等について柔軟かつ機能的に指導監督することができるよう勧告・公表に係る規定を整備する。
- 法人運営の中で行政が関与すべき範囲を明確にして重点的に監査等を行うとともに、専門性を要する分野等においては外部の機関等を積極的に活用することにより、全体として指導監督の機能強化を図る。

具体的には、以下の要件を満たす法人については、定期監査の実施周期の延長や監査項目の重点化等を行う仕組みを導入する。

- ① 社会福祉法人改革に即したガバナンスや運営の透明性の確保、財務規律の確立等に適切に対応している法人
- ② 財務諸表や現況報告書のほか、会計監査人が作成する会計監査報告書

及び「運営協議会」の議事録を提出して、所轄庁による審査の結果、適切な組織運営・会計処理の実施や地域等の意見を踏まえた法人運営が行われている法人

- 所轄庁は、会計処理等に係る指導監督や再投下計画の承認等を行うに当たっては、公認会計士など財務・会計に関する専門的な知見を有する者の意見を聞くことなどにより、適切な指導監督等を実施する。

(iii) 国・都道府県・市の役割と連携の在り方について

- 社会福祉法人の指導監督について、国・都道府県・市それぞれの役割に応じて、連携・支援する仕組みとすべきであり、
  - ① 都道府県においては、広域的な地方公共団体として、管内の市による指導監督を支援する役割
  - ② 国においては、制度を所管し、適正な運用を確保する役割を担うこととし、そのために必要な連携等に係る規定を整備する。
- 特に、社会福祉法人の指導監督権限が都道府県から市に移譲され、市の職員に、法人の指導監督に必要な会計や福祉に関する専門的な知識が求められていることから、都道府県においては、広域的な立場で研修を行うなど、市における指導監督を支援する役割を果たす。国においては、指導監督が法定受託事務であることに鑑み、所轄庁全体の指導監督について、指導監督に係る基準の明確化等を徹底する。
- 財務諸表、現況報告書等の財務や運営に関する情報については、所轄庁として法人の指導監督等に活用するほか、
  - ① 都道府県は、広域的な地方公共団体として、管内の法人に係る書類を収集の上、法人規模や地域特性に着目した分析等を行う等により、管内所轄庁の支援、地域住民のサービス利用、法人による経営分析に活用できるようにする。
  - ② 国においては、都道府県において収集した情報を基に、全国的なデータベースを構築する。
- 法人の広域的な事業展開に対応するため、社会福祉法人の所轄庁による法人監査と当該法人の事業所が所在する区域の行政庁による施設監査との連携を図るために必要な規定を整備する。

(2) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについて

ア 給付水準について

支給水準については、民間との均衡を考慮しつつ、職員の定着に資するよう長期加入に配慮したものとすることが適当であることから、国家公務員退職手当制

度に準拠した支給乗率とするとともに、その際、既加入職員の期待利益を保護する観点から、適切な経過措置を講ずることが必要である。

#### イ 合算制度について

福祉人材の定着を促進するため、出産、育児、介護その他の事由により退職した職員が、社会福祉事業の職場に復職しやすい環境を整える観点から、被共済職員が退職した日から「2年以内」に再び被共済職員になった場合、前後の期間を合算する規定について、現在、中小企業退職金共済制度の通算制度において見直しが検討されている方向性と同様に、期間を「3年以内」に見直す。

#### ウ 公費助成について

障害者総合支援法等に関する施設・事業（児童福祉法に基づく障害児を対象とする事業を含む。以下同じ。）及び保育所については、介護関係施設・事業において公費助成が廃止されていること、他の経営主体とのイコールフッティングの観点などから、以下のとおり、公費助成の在り方を見直す。

- ① 障害者総合支援法等に関する施設・事業については、前回改正時に公費助成を維持する理由とされた障害者関連施策に係る制度移行が完了したこと等から、前回改正時の介護関係施設・事業と同様に、既加入者の期待利益に配慮した経過措置を講じた上で、公費助成を廃止する。
- ② 保育所については、
  - 子ども・子育て支援新制度が平成27年度から本格施行されること
  - 平成29年度まで待機児童解消加速化プランに取り組むことなどを踏まえ、公費助成の在り方について更に検討を加え、平成29年度までに結論を得ることとする。
- ③ 措置施設・事業については、他の経営主体の参入がないこと等から、今回の見直しでは公費助成を維持する。

#### （3）社会福祉法人の認可等に係る権限移譲について

政府においては、個性を活かし自立した地方をつくるために地方分権改革を推進しており、「経済財政運営と改革の基本方針について」（平成25年6月14日閣議決定）、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について」（平成25年9月13日地方分権改革推進本部決定）、「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成25年6月25日地方制度調査会答申）を踏まえた「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）において、社会福祉法人の認可等に関する権限について、

- ・ 2以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限が地方厚生局から都道府県に移譲
- ・ 都道府県の区域で事業を行う法人であって、主たる事務所が指定都市に所在する法人に関する認可等の権限が都道府県から指定都市に移譲

することとされたところであり、今国会に提出予定の社会福祉法改正法案により対応する予定としている。

このため、各都道府県におかれては、指定都市に権限が移譲となる対象法人を把握するとともに、来年度、対象法人に対する指導監査を実施する等により、運営上の問題点の把握等に努め、指定都市への円滑な引き継ぎが進むよう、対応方お願いたい。

また、地方厚生局から移譲される法人の引き継ぎに当たっても、地方厚生局と緊密に連絡をとることなどにより、遺漏なきよう対応願いたい。

#### (4) 社会福祉法人新会計基準について

社会福祉法人の会計処理については、平成23年7月に制定した「社会福祉法人会計基準」(以下「新会計基準」という。)の制定について」(平成23年7月23日厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、老健局長連名通知)により、平成26年度決算までの経過措置を経て、平成27年度より全ての社会福祉法人が新会計基準へ移行完了することとなる。

各都道府県市におかれては、新会計基準への移行について、これまででも都道府県市を通じて指導助言をいただいているものと考えるが、移行期間を直前に控え、管内の全法人の状況を再点検するなど、遺漏なきを期されたい。

また、下記の通知は新会計基準の施行により、平成27年3月31日を以て廃止となるので改めて御了知頂きたい。

平成27年3月31日(平成26年度決算)を以て廃止される通知等

- ・「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日厚生省大臣官房障害保健福祉部、社会・援護局、老人保健福祉局、児童家庭局長連名通知)
- ・「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」(昭和51年1月31日厚生省社会局、児童家庭局長連名通知)
- ・「授産会計基準の制定について」(平成13年3月29日厚生労働省社会・援護局长通知)
- ・「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課、社会・援護局企画課、社会・援護局施設人材課、老人保

健福祉局老人福祉計画課、児童家庭局企画課長連名通知)

- ・「社会福祉法人会計基準への移行に関する留意点について」（平成 12 年 2 月 17 日厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課、社会・援護局企画課、社会・援護局施設人材課、老人保健福祉局老人福祉計画課、児童家庭局企画課長連名通知）
- ・「「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について」（平成 12 年 12 月 19 日厚生省社会・援護局施設人材課・老人保健福祉局計画課長連名通知）
- ・「授産施設会計基準に係る取扱いについて」（平成 13 年 3 月 29 日厚生労働省社会・援護局保護課、障害保健福祉部障害福祉課、障害保健福祉部精神保健福祉課長連名通知）
- ・「「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」の運用に関する疑義回答について」（平成 13 年 2 月 28 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課、老人保健福祉局計画課長事務連絡）
- ・「社会福祉法人経営に係る会計総括表の送付について」（平成 19 年 3 月 30 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課課長補佐事務連絡）

#### （5）平成 26 年度現況報告書等の届出について

社会福祉法第 59 条に基づき、社会福祉法人は現況報告書並びに添付書類である貸借対照表及び収支計算書を所轄庁に対して届け出こととなっている。

昨年 5 月、「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日付厚生省大臣官房障害保健福祉部、社会・援護局、老人保健福祉局、児童家庭局長連名通知）の一部改正により、現況報告書について統一的な報告様式を定め、エクセル形式による電子ファイルにより所轄庁へ提出することに変更したところである。

また、貸借対照表及び収支計算書（以下「財務諸表」という。）については、エクセル形式による電子ファイルにより提出することとしたが、平成 26 年度提出分（平成 25 年度決算）に限り、PDF 形式又は書面での提出も可能としたところ。

平成 27 年度提出分（平成 26 年度決算）より、全ての社会福祉法人が、財務諸表をエクセル形式による電子ファイルにより所轄庁に提出することとなるので、各都道府県市におかれでは、所管する社会福祉法人に対して、指導の徹底をお願いしたい。

#### （6）現況報告書等の集計・分析（社会福祉法人制度検証事業）について

本年度、厚生労働省では、各都道府県市の御協力をいただき、所轄庁から所管する法人から提出された現況報告書及び財務諸表（以下「現況報告書等」という。）

を収集し、社会福祉法人の運営及び財務状況の集計・分析を実施しているところである。

しかしながら、現況報告書の記載誤りや財務諸表の合計金額が合わない、貸借対照表と事業活動計算書の「次期繰越活動増減差額」が一致しない等の事例が多数見受けられ、集計・分析の実施に大きく支障を来している。

また、現況報告書等は、本年度からインターネットでの公表を義務付けているが、福祉サービスの利用を希望する者がサービスを選択する上で、重要な判断要素となるこれらの書類が不正確であるということは、社会福祉法人の信頼を揺るがしかねず誠に遺憾である。

各都道府県市におかれでは、公益性の高い社会福祉法人が自ら国民に対する説明責任を果たすため、所管する法人に対して、適正な現況報告書等を作成するよう指導を徹底するとともに、提出された現況報告書等の審査を厳正に行われたい。

#### (7) 社会福祉法人に関する行政評価・監視の結果に対する対応について

先般、総務省において、社会福祉法人の所轄庁による設立等の認可の審査、組織及び業務の運営並びに財務に関する指導監督の実施状況を調査し、その結果を取りまとめ、昨年6月24日、当省に対し以下のとおり「設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」がなされたところである。

##### ○医療法人及び社会福祉法人における財務諸表等の届出及びディスクロージャーの徹底

- ・ 医療法人及び社会福祉法人に対し、財務諸表等の届出について、届出期限、添付書類及び届出書類の記載事項に関し関係法令等を遵守して行うよう、所轄庁を通じて改めて指導すること。また、所轄庁に対し、届出内容の点検を的確に行うよう指導すること。
- ・ 医療法人及び社会福祉法人に対し、関係法令に定めるディスクロージャーを徹底するよう、所轄庁を通じて改めて指導すること。

##### ○設立認可法人の監事と所轄庁との連携の強化

- ・ 所轄庁に対し、社会福祉法人に実際に指摘した事項について、当該法人の監事との問題認識の共有に努めるよう指導・助言すること。また、都道府県における監事監査に係る手引書等の作成や研修の開催等の事例を踏まえ、所轄庁に対し、社会福祉法人の監事との連携の強化に役立つ情報を提供すること。

#### ア 財務諸表の届出等について

社会福祉法第44条の規定により、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支

計算書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備え置かなければならないこととされている。

併せて、社会福祉法第 59 条の規定により、社会福祉法人は、現況報告書並びに添付書類である貸借対照表及び収支計算書を毎会計年度終了後、3 月以内に所轄庁に届け出なければならないこととされており、現況報告書については、「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日厚生省大臣官房障害保健福祉部、社会・援護局、老人保健福祉局、児童家庭局長連名通知）において統一的な様式を示している。

本勧告の前提となる総務省による調査では、現況報告書の記載漏れや届出書類の不足など、関係法令等が遵守されていない事例が見受けられたところである。

各都道府県市におかれましては、関係法令等に基づき、各事務所への備置書類、現況報告書等の届出期限、記載事項等を遵守するよう、所管する社会福祉法人に対して指導するとともに、届け出された書類の審査を厳正に行っていただきたい。

#### イ 監事と所轄庁との連携強化について

社会福祉法人の監事は、理事の業務執行状況や法人の財産状況の監査を行う者とされている。

本勧告の前提となる総務省の調査によると、所轄庁による同一法人に対する指導監査において繰り返し指摘されている事例が見受けられたところである。各都道府県市におかれましては、所管法人に対して、法人監査の際に監事の同席を求めるなど、監事との問題意識の共有に努められたい。また、都道府県におかれましては、他県等における監事監査マニュアル等を参考に監事監査の手引書の作成や研修の実施等により監事の資質向上を図られたい。

#### (8) 国立保健医療科学院による研修について

平成 25 年度より、社会福祉法人の指導監督権限が都道府県から一般市に移譲され、700 以上の一般市が所轄庁となっている状況である。

社会保障審議会福祉部会報告書においては、地方分権が進む中、国・都道府県・市はそれぞれの機能と役割を明確にして相互の連絡調整や支援を行う観点から、重層的に関与する仕組みが必要とされ、都道府県は、広域的な立場で研修を行うなど、市における指導監督を支援する必要があるとされている。

これまで、国立保健医療科学院において、都道府県・指定都市・中核市の社会福祉法人の認可・指導監査等に従事する職員に対して、研修を実施してきたところであるが、従事経験を限定していないため初任者が多く参加している状況にある。

このような状況も踏まえ、平成 27 年度の研修対象となる職員については、社会

福祉法人の認可・指導監督等について実務経験（1年以上）を有する中堅職員を対象とし、都道府県管内の市の職員に対して支援を行う職員についても対象に加えるので、各都道府県・指定都市・中核市におかれでは、研修対象となる候補者の人選に御留意願いたい。

対象者 (実務経験を1年以上有し初任者の育成指導にあたる者)	研修期間	募集期間
社会福祉法人・老人福祉施設及び障害者福祉施設等の指導監督に従事する中堅職員	平成27年5月13日（水）～5月15日（金）	平成27年3月6日（金）～4月6日（月）
社会福祉法人・児童福祉施設の指導監督に従事する中堅職員	平成27年6月17日（水）～6月19日（金）	平成27年3月24日（火）～4月20日（月）

※詳細は国立保健医療科学院ホームページを参照

<http://www.niph.go.jp/entrance/h27/index.html>

#### （9）税額控除制度の周知について

平成23年6月の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の改正により、個人が一定の要件を満たした社会福祉法人等へ寄附金を支出した場合、寄附者が所得控除制度か税額控除制度かのいずれかを選択することができるようになっている。税額控除制度は、小口寄附の減税効果が高いことから、新たな寄附者が増えることなどが期待されている。

この制度利用のためには、社会福祉法人が一定の要件を満たしていることが必要であり、法人が所轄庁に申請をし、その要件を満たしていることの証明を受ける必要がある。

平成27年度税制改正大綱の中で、保育所等における教育・子育ての環境の充実を図る観点から、保育所、認定こども園、児童養護施設等を運営する社会福祉法人等については、平成27年4月から当該要件の一部緩和が予定されている。

社会福祉法人については、税額控除制度の利用状況がまだ少ないとともに、各都道府県等におかれでは、所管法人に対して制度の活用を積極的に周知いただくとともに、ホームページ等を活用し、住民等への広報についてもお願いしたい。

#### 《参考通知》

税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等について

（平成23年8月2日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）

## 《参考》

平成 27 年度税制改正大綱（平成 26 年 12 月 30 日自由民主党・公明党）（抜粋）

### 3 租税特別措置等

（国 税）

#### [拡充等]

（2）学校法人若しくは準学校法人又は学校等を設置する社会福祉法人（以下「学校法人等」という。）に寄附をした場合の所得税額の特別控除の適用対象となる学校法人等の年平均の判定基準寄附者数により判定する要件（いわゆるパブリック・サポート・テストの絶対値要件）について、学校法人等の設置する学校等の定員の合計数が 5,000 人に満たない場合には、年平均の判定基準寄附者数が 100 人以上であることとする要件（現行要件）を、その定員の合計数を 5,000 で除した数に 100 を乗じた数（最低 10 人）以上であることとともに、その判定基準寄附者に係る寄附金の額の年平均の金額が 30 万円以上であることとする要件を加える。

（注1）上記の「学校等」とは、学校、認定こども園、専修学校、各種学校、保育所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設並びに小規模保育事業、放課後児童健全育成事業、児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業及び障害児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスに限る。）の事業を行う施設をいう。

（注2）上記の「定員」とは、収容定員、利用定員、入所定員、入居定員及び委託児童の定員をいう。

（注3）上記の改正は、平成 27 年分以後の所得税について適用する。

## 2. 福祉・介護人材の確保等について

### (1) 福祉・介護人材確保対策の推進

#### ア 2025年向けた介護人材確保の方向性

団塊の世代が全て75歳以上となる2025年には最大約250万人の介護人材が必要と推計されているが、生産年齢人口の更なる減少や、経済状況の好転に伴う他産業への人材流出といった量的確保についての懸念が示されている。

加えて、認知症や医療的ニーズを併せ持つ高齢者、高齢者のみ世帯の増加に伴う介護ニーズの高度化・多様化に対応するため、量的確保のみならず、介護人材の更なる質の向上を図る必要がある。

このため、「量の確保」と「質の向上」の両面から、2025年向けた介護人材確保の取組を進めることは最重要の課題である。

#### イ 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会での議論

こうした中、2025年向けた介護人材確保の具体的な方策を幅広く議論するため、平成26年10月に社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会を設置した。

先の2月25日に専門委員会の報告が取りまとめられ、国・地域の関係主体が、それぞれの役割分担の下、「参入促進」「資質の向上」「労働環境・待遇の改善」に資する方策を講ずることが重要との認識に立ち、資格取得の在り方や地域における介護人材確保の方策等の方向性が示されたところ。

また、今後、介護人材の確保を確実なものとするため、専門委員会における意見の取りまとめも踏まえ、介護人材を確保していくための施策の全体像（「総合的な確保方策」）を明らかにし、対策を総合的かつ計画的に進めることとしており、国において、「介護人材確保の基本的な考え方」を示すこととしている。（参考資料2参照）

この「介護人材確保の基本的な考え方」を踏まえ、

- ① 所要の法令改正による制度的対応
- ② 市町村によるサービス見込み量の確定値に基づく介護人材需給推計の確定（5月目途）
- ③ 都道府県における地域医療介護総合確保基金等を活用した取り組み内容の確定（7月頃を目途）

を進め、その後、2025年向けた介護人材の「総合的な確保方策」を示す予定としている。

#### ウ・都道府県における介護人材需給推計について

平成 26 年度においては、各都道府県の協力を得て、介護保険制度創設以降初となる全国統一の手法による介護人材需給推計を実施した。それによれば、現在の対策を継続した場合の現状推移シナリオでは、2025 年には全国で約 30 万人の介護人材が不足するという見込み（暫定値）が示されている。

今後、市町村のサービス見込み量が確定する段階で、再度、推計を行い、「最終値」を取りまとめ、公表する予定（必要に応じ、県ごと）としているので、改めてのご協力をお願いしたい。

また、地域によって人口動態等が異なる中、地域の実情に応じた取組を計画的に進めていく観点から、都道府県におかれでは、この需給推計の結果も参考としつつ、具体的な目標設定の下、2025 年に向けた実効性ある介護人材確保対策に取り組んでいただきたいと考えている。

#### エ・地域医療介護総合確保基金等を活用した都道府県の取組の推進

平成 27 年度予算案においては、消費税財源を活用した「地域医療介護総合確保基金」について、これまでの介護人材確保対策を大幅に充実・拡充する規模として、90 億円（公費）を新たに確保し、都道府県における多様な介護人材確保のための取り組みを支援することとしている。

具体的には、以下のような事業の実施を想定しており、地域の創意工夫の下、2025 年に向けた計画的な取組を着実に進めていただきたい。

- ・ 「参入促進」：介護職の理解促進、求人・求職のマッチングの強化 等
- ・ 「資質の向上」：キャリアアップのための研修支援、潜在介護福祉士の再就業促進（研修等）等
- ・ 「労働環境・待遇の改善」：早期離職防止のためのエルダーやメンター制度の導入支援、負担軽減のための介護ロボット導入支援、子育て支援のための施設内保育施設運営支援 等
- ・ 「基盤整備」：地域の関係主体との連携・協議の場の設置、積極的に介護人材育成に取り組む事業所の認証評価

なお、これまで、「福祉・介護人材緊急確保支援事業」の活用による多様な取組を支援してきたところであるが、これらの取組についても、その効果検証の下、必要と認められるものについては、引き続きこの基金を活用いただき、総合的な介護人材確保のための取組を進めていただきたい。

また、喀痰吸引等研修についても、同様にこの基金の活用が可能であり、2025 年

に向けた医療的ニーズに対応するため急務である喀痰吸引等を実施することができる介護人材の養成推進のため、喀痰吸引等研修の受講を希望する方や、介護福祉士養成施設において医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した方等に対する研修機会を確保するため、都道府県及び登録研修機関における研修実施体制の整備・構築を図るよう、引き続きご尽力願いたい。

#### 才 介護福祉士等修学資金貸付制度について

介護福祉士・社会福祉士養成施設の入学者に対し修学資金の貸付けを行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」については、平成24年度予備費において、引き続き本事業の実施に必要な貸付原資を確保するとともに、生活保護受給世帯の者が高等学校卒業後などに介護福祉士養成施設等に就学する場合に、通常の貸付内容（就学費用、入学準備金、就職準備金）に加えて、在学中の生活費の一部に充当できる費用を上乗せして貸与することとする貸付内容の拡充（生活費加算）を行った。

各都道府県におかれでは、引き続き、修学資金事業所管課と生活保護所管課が連携して本事業を活用することにより、家庭の経済状況等により進学に悩む子どもに対する支援が図られるよう取組をお願いしたい。

なお、生活費加算の加算額は、平成26年3月に交付要綱を改正し、生活扶助基準の見直しの影響が生じないよう措置したところであるので、引き続き適切に対応をお願いしたい。

#### カ 被災地における福祉・介護人材の確保

平成23年3月の東日本大震災で被災した岩手県、宮城県及び福島県においては、有効求人倍率が平成23年6月以降上昇し、平成26年についても全国計と比較して極めて高い傾向となっている。

被災した高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、また、介護施設等が良質なサービスを提供できるようにするために、福祉・介護人材の確保がますます重要となっており、被災3県の福祉人材センターにおいても、就職フェアや出張相談の実施等、人材確保に取り組んでいるところである。

各都道府県におかれでは、管内の福祉人材センター等に対し、「福祉人材情報システム」（福祉のお仕事）の情報を活用するなどにより、窓口に来られる求職者に対し被災地の求人情報を積極的に提供するよう、依頼願いたい。

また、原発事故による放射線被害等の影響で避難を余儀なくされ、そのため介護人材も流出し、その確保が特に深刻な状況となっている福島県相双地域等における福祉・介護人材の安定的な確保及び定着促進を図る施策として、福島県外から相双地域等の介護施設等への就労希望者に対して、2年間従事した場合に返還が免除と

なる奨学金（就職準備金に関しては1年間従事した場合返還免除）の貸与や住まいの確保を支援する「被災地における福祉・介護人材確保事業」を平成26年度予算（東日本大震災復興特別会計）において創設した。

「被災地における福祉・介護人材確保事業」については、深刻な人材不足が続いている相双地域等の実情を踏まえ、平成27年度予算案においても引き続き、本事業の実施による介護人材の確保を支援するための財源として、1.8億円を盛り込んでいるところである。本事業をより多くの方にご活用いただくためには、福島県外の方に本事業を積極的に広報し、多くの方に知っていただくことが重要であることから、福島県相双地域等の福祉・介護人材の確保につながるよう、各都道府県におかれでは、当該事業について管内市町村や関係団体等に幅広く周知いただきなど、福島県及び実施主体である福島県社会福祉協議会の取組にご協力願いたい。（参考資料3）

なお、介護人材確保の応急的な措置として、平成24年6月から「福島県相双地域等への介護職員等の応援事業」を実施してきているが、同地域においては引き続き介護職員等の人材不足への対策が必要な状況になっているところであり、平成27年2月20日付の事務連絡でお知らせしているとおり、この応援事業を平成28年3月末まで延長することとしている。引き続き福島県相双地域等の施設に対する介護職員等の応援について、全国において管内市町村、事業者等へ周知していただき、応援の意向がある施設に応援可能者を福島県社会福祉協議会に登録していただくようご協力をお願いしたい。

（参考）

- ・「福島県相双地域等への介護職員等の応援事業の期間延長について」（平成27年2月20日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課事務連絡）

## （2）社会福祉法等に基づく福祉人材確保の推進

### ア 福祉人材センターにおける人材確保対策

#### （ア）都道府県福祉人材センターにおける取り組み

都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクにおいては、福祉・介護人材の就業援助（無料職業紹介事業）や求人事業所と求職者双方のニーズを的確に把握し、福祉・介護人材の円滑な参入と確実な定着を図るべく、福祉・介護人材マッチング機能強化等、福祉・介護人材の確保に取り組んでいるところである。（参考資料4）

「地域医療介護総合確保基金」等を活用した、地域の福祉・介護人材確保に向

けた取り組みに当たっては、都道府県における福祉・介護人材確保の中核的基盤たる都道府県福祉人材センターとも緊密な連携を図りつつ、当該事業の積極的な活用を図っていただきたい。

また、これまで、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」による、都道府県福祉人材センターの事業に対する補助(福祉人材確保重点事業)については、平成27年度以降「生活困窮者就労準備支援等事業費補助金」に移行する。

この際、

- ① 福祉人材センターの基盤的経費を着実に確保しつつ、
- ② 「地域医療介護総合確保基金」の創設により、地域の創意工夫に基づく取組を支援するための恒久的な財源が確保されたことを踏まえ、他の地域の取組を更に推進するためのモデル的な効果があると認められる新たな取組を重点的に支援する事業に再編する

との考え方のもと、以下のとおり、事業の枠組みの見直し等を行う予定としている。

- ① 「基本事業」を「基盤的事業」に改称(補助対象等は従前のとおり)
- ② 「重点事業」について、「施策提案型事業」に改称し、これまでの行政的手法に捉らわれず、新たな福祉人材確保対策モデルの確立と他の都道府県への展開により、我が国全体の福祉人材の確保につながると認められる先進的・試行的な事業を支援(地域医療介護総合確保基金を活用して行うことが、より有効と認められる事業については対象としない。)

特に「施策提案型事業」については、協議の段階で、具体的・定量的な目標や中長期的な計画等をお示しいただくこととしているので、御了知されたい。

#### (イ) ハローワーク及び介護労働安定センターとの連携

都道府県福祉人材センターがより効果的に活動するためには、ハローワークとの連携が不可欠であるため、各都道府県におかれでは、両組織と調整いただき、求人側・求職者側双方の立場に立ったきめ細かな対応による適切なマッチングの実施に向けて、より一層連携が図られるよう、配慮をお願いしたい。(参考資料5)

また、介護労働者の雇用管理の改善のため、相談援助や講習会、調査研究等を行っている介護労働安定センターとの連携についても、福祉・介護人材の就業後の職場定着を図るために重要であるので、各都道府県におかれでは、より一層連携が図られよう、配慮をお願いしたい。

#### (ウ) 都道府県福祉人材センターの機能強化に向けた議論の動向

社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会においては、都道府県福祉人材センターの更なる機能強化についても議論が行われ、社会福祉事業従事者に該当しない介護保険サービス事業従事者までの支援対象範囲の拡大について法令上明確化すること、離職した介護福祉士の届出制度の創設、ハローワークとの連携やサテライト展開の推進等について方向性が示されたところであり、今通常国会に社会福祉法の改正案を提出する予定としている。

#### イ 福利厚生センターにおける福祉・介護人材の福利厚生の充実

##### (ア) 福利厚生センターの取組

福祉・介護人材の「労働環境・待遇の改善」の観点からは職場における福利厚生の充実が重要であるが、福利厚生センターにおいては、社会福祉法に基づき、主として単独では福利厚生が十分に行うことができない中小の法人に対する福利厚生事業を実施している。

現在、会員数は概ね約 25 万人となっており、今後、更なる人材確保対策を推進するに当たり、その役割の重要性は増していくものと考えられるため、都道府県におかれでは、管内の事業者へ周知等、福祉・介護人材の定着促進対策について、引き続きご協力をいただきたい。(参考資料 6)

##### (イ) 福祉・介護人材の福利厚生充実に向けた福利厚生センターに係る議論の動向

社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会においては、都道府県福祉人材センターと同様、2025 年に向けた介護人材確保の更なる推進の観点から、福利厚生センターの支援対象について、社会福祉事業従事者に該当しない介護保険サービス事業従事者まで支援対象範囲を拡大すべきとの方向性が示されたところであり、今通常国会に社会福祉法の改正案を提出する予定としている。

#### ウ 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者・その家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの方々を取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、平成 20 年 7 月に、毎年 11 月 11 日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発を図るため、「介護の日」の前後二週間(11 月 4 日から 11 月 17 日まで)を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

各都道府県におかれでは、来年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な

連携を通じて、政策効果の高いものとなるよう配慮しつつ、様々な啓発活動を行っていただくよう、ご協力願いたい。

## エ 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）及び社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

### （ア）専門職大学院

日本社会事業大学専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国で唯一の福祉の専門職大学院である。

同大学院では、複雑化・多様化する自治体の福祉行政の核を担う人材を養成するため、平成26年度より「地方公共団体推薦入学試験」を設置しているので、各都道府県等におかれでは、職員の派遣について積極的に検討願いたい。（参考資料7）

### （イ）社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、清瀬キャンパス（東京都清瀬市）及び文京キャンパス（東京都文京区）において、福祉・介護分野等の職員の資質向上を図るための「スキルアップ講座」を実施している。各都道府県等におかれでは、職員の派遣方についてお願いするとともに、管内の市町村及び関係団体等への呼びかけをお願いしたい。

（詳細については、日本社会事業大学ホームページ「リカレント講座」を参照。  
<http://www.jcsu.ac.jp/faculty/s-daigakuin/recurrent/index.html>）

## オ 社会福祉事業従事者に対する研修等

平成26年度において、地方自治体の福祉担当職員及び社会福祉法人経営者等を対象とする社会福祉研修及び通信教育課程を「全国社会福祉協議会中央福祉学院」及び「国立保健医療科学院」において実施することとしている。

### （ア）全国社会福祉協議会中央福祉学院

全国社会福祉協議会中央福祉学院（ロフオス湘南）においては、社会福祉主事及び社会福祉施設長等の資格認定通信課程、社会福祉法人経営者等を対象とする研修を実施する予定であるため、各都道府県におかれでは、管内の市町村及び関係団体への周知をお願いしたい。（参考資料8）

### (イ) 国立保健医療科学院

国立保健医療科学院は、社会福祉、保健医療及び生活衛生に関する地方自治体職員などの教育訓練等を行う予定であるため、各都道府県におかれでは、職員の受講について検討するとともに、管内の市町村への周知をお願いしたい。（参考資料9）

### (3) 介護福祉士の国家資格について

#### ア 介護福祉士の資格取得方法の見直しについて

介護福祉士の資格取得方法の見直しについては、近年の労働力人口の減少や、昨今の経済情勢の好転に伴い他業種への人材流出の懸念が高まるなど、介護人材を取り巻く社会情勢が一層厳しさを増していることを踏まえ、平成26年6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）」により、幅広い観点から介護人材確保に向けた方策を早急に検討することと併せて、施行を平成28年4月まで更に1年間延期した。

これを受け、昨年10月に福祉人材確保対策検討会において、「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」等を軸とした今後の人材確保の方向性に関する議論の取りまとめが行われ、介護福祉士の資格取得方法に関する当面の対応として、実務経験ルートにおける実務者研修を受講しやすい環境づくり、養成施設ルートにおける国家試験義務付けの延期、福祉系高校ルートにおける通信課程の活用の検討などが盛り込まれた。更に、昨年10月より、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において、検討会の取りまとめをもとに、介護人材の量の確保、質の向上に関する具体的な方策について検討を行い、先の2月25日に報告が取りまとめられた。今後、この専門委員会の報告をもとに、今通常国会に社会福祉士及び介護福祉士法等の改正案を提出する予定としている。

#### イ 介護福祉士養成施設等の指定監督等にかかる権限移譲について

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、平成26年5月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第51号）が成立し、現在、地方厚生（支）局が行っている事務のうち、社会福祉主事養成機関（社会福祉主事講習会を含む）、社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設（介護福祉士実務者養成施設を含む）の指定監督権限等が平成27年4月1日より、都道府県に移譲されることとなっており、今後は、指定申請や変更届出等の事務は、所在する都道府県に対して行われることになるので、円滑な権限移譲の実施にご協

力をお願いしたい。（具体的な事務の流れの概要は参考資料 10 参照）

なお、今般の権限移譲の趣旨は、地方厚生（支）局の事務のうち、可能なものは最大限都道府県に移譲するものであるが、指定監督権限が共管（文部科学大臣及び厚生労働大臣）となっている社会福祉士養成学校、介護福祉士養成学校（介護福祉士実務者養成学校含む）の指定監督等一部の事務については、例外的に地方厚生（支）局に残すこととしている。（移譲する事務の整理は参考資料 11 参照）

なお、権限移譲に伴う政省令や関係通知の改正を予定しているが、基本的には、今般の権限移譲に伴う形式的な整理を行うものであり、基準内容に係る変更は予定していない。また、別途、上記にかかる養成施設指定等業務マニュアルについても改めてお示しする予定である。なお、これらは、現在、検討中のものであり、今後変更があり得るので、ご留意願いたい。

また、権限移譲がなされ、具体的な課題・疑義等が生じた場合には、必要に応じて Q&A 集などに取りまとめて情報提供させていただく予定であるが、疑義があった場合には、まずは、移譲元の地方厚生（支）局に照会していただきたい。

国としても、移譲が円滑に行われるよう最大限の配慮をするので、介護福祉士養成施設の指定監督等の事務が円滑に実施されるようにご協力ををお願いしたい。

#### （4）喀痰吸引等制度の円滑な実施について

平成 24 年 4 月より実施されている介護職員等による喀痰吸引等の実施については、引き続き適切かつ安全な体制の中で実施されるよう、喀痰吸引等研修の実施、喀痰吸引等を行う事業所や登録研修機関の登録及び管理等について徹底されたい。

喀痰吸引等が可能な介護職員等の養成については、第 2 号研修を修了した認定特定行為業務従事者は、口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の行為を行うことができることとしているが、これらの 3 つの行為のうち一部の行為を必要とする利用者が存在しないために実地研修の環境が整わず、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けられない等の事例が多く発生していることから、研修類型の見直しについて都道府県等から要望を頂いているところである。これを踏まえ、特定行為である喀痰吸引及び経管栄養の 5 行為について、実地研修を修了した場合は、個別に認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けられるようにする制度改正（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）を予定しており、施行期日等の詳細が決まり次第、速やかに都道府県に情報提供するのであらかじめご了知願いたい。

なお、平成 26 年度における各都道府県の喀痰吸引等研修（第 1 ・ 2 号研修）の実施状況の調査や制度施行後の状況について実態把握を行う観点から実施された下記の調査研究の結果についても、厚生労働省のホームページでお示しする予定で

るので、適宜活用されたい。

※ 平成 26 年度における調査研究等

- 『介護職員等喀痰吸引等制度の安全管理体制等の確立に関する調査研究事業』  
(H26' 厚生労働省老人保健健康増進等事業：(株) 三菱総合研究所)
- 『介護職員等によるたんの吸引等の研修テキストの見直しに関する調査研究事業』  
(H26' 厚生労働省社会福祉推進事業：(社) 全国訪問看護事業協会)

### 3 外国人介護人材の受入れに関する議論等について

#### (1) 経済連携協定（EPA）に係る外国人介護福祉士候補者の受入れ等について

##### ア EPA介護福祉士に対する学習支援

現在、インドネシア、フィリピン及びベトナムの3カ国から、経済連携協定に基づく特例的な措置として、介護福祉士候補者（以下「EPA介護福祉士候補者」という。）の受入れを行っている。

これらEPA介護福祉士候補者は、各地の介護施設等において就労しながら、3年間の実務経験を経て国家試験合格を目指しており、社会・援護局においては、意欲と能力のある者が、一人でも多く介護福祉士国家試験に合格できるよう、次に掲げる様々な支援を行っている。

##### （ア）外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

受入れ施設が行うEPA介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門学習、学習環境の整備のための経費について補助を行う（定額：候補者1人当たり年間23.5万円以内）。

また、受入れ施設の研修担当者の活動に対する経費について補助を行う（定額：1受入れ施設当たり8.0万円）。

##### （イ）外国人介護福祉士候補者学習支援事業

受入れ施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識・技術等を学ぶ集合研修、就労2年目以降（平成27年度においては、平成25年度以前の入国者が該当）のEPA介護福祉士候補者に対する通信添削指導を実施（このほか、介護福祉士国家試験に合格できずに帰国した者に対する模擬試験の実施等の再チャレンジ支援を実施）している。

なお、本事業については、厚生労働省の委託事業として実施しており、実施主体については、公募の手続きを行い選定することとしている。

##### イ 平成27年度の受入れスケジュール

平成27年度においては、インドネシア、フィリピン、ベトナム、それぞれ最大300人の受入枠を確保しており、受入調整機関である（公社）国際厚生事業団において、日本側の受入れ施設の募集、日本での就労・研修を希望する候補者の確定、受入れ施設と候補者とのマッチングを行った。

今後は、母国での日本語研修を経て、平成27年6月頃、入国手続を行い、その

後、訪日後日本語研修を開始する予定である。

#### ウ 外国人介護人材受入れの在り方検討会における議論について

「日本再興戦略（改訂 2014）」中短期工程表において、EPAに基づく介護福祉士候補者について「日本語能力の向上、国家試験合格に向けた支援等の取組を通じた受入れの一層の拡大」が求められていることも踏まえ、今後、「外国人介護人材受入れの在り方検討会」において、EPAの在り方等についての議論が行われる予定である。

#### （2）「日本再興戦略（改訂 2014）」に基づく外国人介護人材に係る議論について

##### ア 外国人介護人材受入れの在り方検討会における議論について

外国人介護人材の受入れに関しては、「日本再興戦略（改訂 2014）」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、

- ・ 外国人技能実習制度の対象職種に介護分野を追加することについて、日本語要件等の介護分野特有の観点を踏まえつつ、年内を目途に検討し結論を得る
- ・ 介護福祉士資格等を取得した外国人留学生が、卒業後の国内での就労を可能とするため、在留資格の拡充を含め、年内を目途に制度設計等を行う

こととされており、こうした要請に応えるため、学識経験者や介護サービス関係者を参集し、「外国人介護人材受入れの在り方検討会」を昨年 10 月に設置し、7 回にわたり検討を行い、2 月 4 日に検討会の議論の中間まとめを公表した。その概要は次のとおりである。

##### （ア）技能実習制度への対象職種の拡大

介護分野への対象職種の拡大については、基本的考え方として、

- ・ 介護人材の確保を目的とするのではなく、技能移転という制度趣旨に沿って対応すること
- ・ 技能実習制度に介護分野を職種追加するに当たっては、介護サービスの特性に基づく様々な懸念に対応するための要件を整理し、これらの要件に対応できることを担保した上で職種追加を行うこと

とされた。

今後は、中間まとめを踏まえ、介護分野の職種追加に向け、様々な懸念に対し適切な対応が図られるよう、具体的な制度設計を進めることとし、技能実習制度本体の見直しの詳細が確定した段階で、介護固有の具体的方策を併せ講じることにより、様々な懸念に対し適切に対応できることを確認した上で、新たな技能実習制度の施行と同時に職種追加を行うことが適当であるとされた。

#### (イ) 介護分野の国家資格を取得した外国人留学生の活躍支援等

今般の在留資格の拡充の対象となる者の範囲については、「日本再興戦略（改訂2014）」（平成26年6月24日閣議決定）において、「外国人留学生」が、「日本の高等教育機関を卒業」した場合と明記されていることを踏まえ、該当する分野の専門的な学習を行うこと及び国家資格を取得することが求められることから、介護福祉士の国家資格取得を目的として養成施設に留学し、介護福祉士資格を取得した者とすることが適当であるとされた。

また、第6次出入国管理政策懇談会の報告書「今後の出入国管理行政の在り方」（平成26年12月）においても、「介護福祉士養成施設に指定されている我が国の高等教育機関を卒業し、介護福祉士の資格を取得した留学生が、我が国の介護施設等に就職して介護福祉士としての業務を行えるよう、在留資格の整備を進めるべきである」とされている。

## 4 社会福祉施設の防災対策等について

### (1) 社会福祉施設の耐震化等整備の推進について

社会福祉施設の耐震化等整備に関し、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（以下「基金」という）は、平成26年度末をもって終了することとしたところであるが、関係各部局の平成26年度補正予算において、社会福祉施設等の耐震化やスプリンクラー設置に必要な財源を確保するとともに、平成27年度当初予算案においても、必要な予算を確保したところである。

また、独立行政法人福祉医療機構における、耐震化や高台移転、スプリンクラー等整備の優遇融資についても、平成27年度において引き続き実施する予定である。

(参考1)

○平成26年度補正予算（耐震化整備、スプリンクラー整備等）

- |                               |        |
|-------------------------------|--------|
| ・社会福祉施設等施設整備費補助金（障害者施設等）      | 80億円   |
| ・次世代育成支援対策施設整備費交付金（児童養護施設等）   | 8.8億円  |
| ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（介護関連施設等） | 51.2億円 |

○平成27年度当初予算（案）

- |                               |        |
|-------------------------------|--------|
| ・社会福祉施設等施設整備費補助金（障害者施設等）      | 26億円   |
| ・次世代育成支援対策施設整備費交付金（児童養護施設等）   | 56.6億円 |
| ・保育所等整備交付金（保育所等）              | 55.4億円 |
| ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（介護関連施設等） | 7.6億円  |

(参考2) 独立行政法人福祉医療機構の優遇融資

社会福祉施設（入所）	
融資率	(通常) 70~80% → (耐震化・スプリンクラー等) 90% (高台移転) 95%
利率優遇	(耐震化・スプリンクラー等) 通常利率 △0.5% (当初5年間) (高台移転) 無利子

※ 高台移転に係る二重ローン対策（返済猶予や償還期間延長等）も実施

社会福祉施設等の耐震化状況については、平成26年12月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」では、平成25年10月時点の耐震化率は86.3%

(16. 0万棟／18. 6万棟) であり、前回の平成24年4月時点から2ポイント向上したところであるが、未だ耐震化されていない施設が見受けられるところである。

特に、社会福祉施設等については、自力避難が困難な方が多く利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、昨年、国土強靭化基本法に基づく、国土強靭化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)や国土強靭化アクションプラン2014(平成26年6月3日国土強靭化推進本部決定)において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記(※)するなど、国としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。

また、津波による被害が想定される施設の高台移転整備や、自力避難が困難な高齢者や障害者等が入所する小規模施設等へのスプリンクラーの設置についても、併せて推進していく必要がある。

各都道府県・指定都市・中核市におかれでは、未耐震施設の把握(対象施設の種別や場所のみならず、耐震化計画の有無や内容、それぞれが抱えている耐震化に向けた課題など)に努めていただくとともに、対象施設に対しては、積極的に補助制度や融資制度等の情報提供や助言を行うなど、計画的に耐震化整備を進めていただきたい。

なお、耐震診断費用については、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する補助制度「住宅・建築物安全ストック形成事業(社会資本整備総合交付金において実施)」(国土交通省1/3、地方公共団体1/3、民間事業者1/3)があるので、必要に応じて事業者に対する情報提供等をお願いする。

※「国土強靭化アクションプラン2014」において、社会福祉施設の耐震化率を平成24年の84%から平成30年には94.5%とすることを指標としている。

## (2) 共生型福祉施設整備事業について

これまで、東日本大震災の復興にあたり、地域コミュニティの再生・活性化といった課題に対応するため、平成24年度補正予算において基金の対象事業に、共生型福祉施設整備事業を追加し、更に、平成26年度には、基金の実施期限の延長に併せて、基金が不足する場合の対応として、社会福祉施設等施設整備費補助金の対象にするこ

とにより、被災地における共生型福祉施設（※）の設置を推進してきたところである。

上記のとおり基金事業は26年度末をもって終了し、社会福祉施設等施設整備費補助金における対応も終了する予定であるが、こうした身近な地域における交流・支え合いの拠点の整備は、今後とも、ますます重要になってくると考えられる。

今般、26年度補正予算において、地方創生の観点から内閣府に「地域住民生活等緊急支援のための交付金」が計上されたところであり、これらを活用して、中山間地等における、地域交流、地域支え合いの拠点である「多世代交流・多機能福祉拠点」の整備を図っていくこととしていることから、今後は、被災地を含め、こうした制度の積極的な活用を図っていただきたい。

※被災地において、高齢者、障害者及び子どもが共に利用でき、身近な地域で必要な福祉・コミュニティのための機能をコンパクトに1つの場所で担う拠点。

### （3）社会福祉施設等の土砂災害対策の徹底について

昨年8月20日の広島における土砂災害は、地域社会に甚大な被害を及ぼし、社会福祉施設等も被害を受けたところである。その教訓も踏まえ、11月には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布されており、土砂災害警戒区域における警戒避難体制をさらに充実・強化していくこととなったところである。

社会福祉施設等の土砂災害対策については、これまでに「災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成22年7月27日付け社援総発0727第1号国河砂第57号厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省河川局砂防部砂防計画課長連名通知）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしているところである。

各都道府県におかれては、砂防部局や管内市町村と連携体制を強化し、土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、当該施設に対し、消防機関、市町村、地域住民等と日頃から連絡を密にし、施設の構造、入所者の状況等の情報共有や、災害発生時における避難の際の円滑な支援を行うための協力体制を確立するなど土砂災害対策に万全を期すよう、必要な助言・指導をお願いする。

併せて、土砂災害警戒区域における社会福祉施設等の新設計画に対しては、砂防部局や市町村と連携し、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するとともに、

利用者の安全確保の観点から計画の検討を促すなど、適切な対応をお願いする

#### (4) 災害福祉広域支援ネットワークについて

被害が甚大であった東日本大震災においては、被災地における要援護者（高齢者、障害児・者、妊婦、乳幼児等災害時に支援が必要な者）を支援する福祉人材の確保が困難となり、被災地域外からの広域的な支援が必要となったが、支援の仕組み、受入れの仕組みが事前に十分構築されておらず、効果的に取組が進まなかつたことが大きな教訓となった。

このため、福祉分野においても、発災直後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等について包括的・継続的に支援する仕組みをできるだけ早期に構築し、大規模災害に備える必要がある。

平成 24 年度及び 25 年度においては、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業（民間法人に対する助成）により、都道府県単位の災害福祉支援ネットワークの構築を推進した。

また、自治体によっては自らが事務局となって取り組む場合もあることを踏まえ、平成 26 年度からはセーフティネット支援対策等事業費補助金へ組み替えて実施をしているところである。

現在までのところ、こうした事業を活用することにより、25 都道府県（平成 26 年 8 月現在。自治体独自の取組みを含む。）においてネットワークの構築に着手している状況であるが、依然として未着手の自治体があるため、平成 27 年度も生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（仮称）のメニュー事業により構築に必要な経費の補助を予定しているところである。未着手の府県におかれでは、災害福祉広域支援ネットワーク構築の必要性についてご理解いただきとともに、管内市町村や社会福祉協議会、社会福祉法人、N P O 法人をはじめとする民間福祉事業者等との連携に努めることにより、早期に都道府県単位のネットワーク構築が図られるよう、積極的な取組をお願いしたい。

### 災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業

- 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（仮称）のメニュー事業として実施
- 実施主体：都道府県又は都道府県が適当と認める団体
- 補助率：定額補助（1／2相当）
- 事業内容：
  - ① ネットワーク本部の立ち上げ・運営
  - ② 災害福祉支援体制の検討・構築
  - ③ ネットワークの普及・啓発
  - ④ 災害福祉支援チームの組成、研修、訓練等
  - ⑤ 他都道府県と情報交換や連携づくり

また、国においても災害福祉広域支援ネットワークの全国展開に向けて、すでに先行して実施している都道府県ネットワーク本部事務局及び都道府県との情報交換会の実施などを、引き続きしていく予定である。このような対応を通じて、災害福祉広域支援ネットワークづくりのために必要な情報を今後も積極的に提供していくので、活用していただきたい。

### （5）社会福祉施設における業務継続に必要な取組みについて

#### ア 災害発生時においても業務継続するための体制整備について

社会福祉施設は、高齢者や障害者など災害発生時に特に援護が必要となる者が利用していることから、①災害発生時には自力による避難が困難となるため、平時より関係機関との十分な連携を図り地域防災計画等に基づく防災訓練に管内の社会福祉施設が参加するなど、円滑な避難に向けた体制を構築しておくこと、②災害発生後、電気・水道などのライフラインが寸断された場合に施設機能が停止することのないよう、ライフライン復旧までの間、各施設において最低限の機能を維持するために必要な飲料水や食料等の物資及び反射式ストーブ等の冷暖房設備や空調設備稼働用の燃料などの備蓄といった対応をとることについて、管内社会福祉施設への指導をお願いする。

また、災害発時における社会福祉施設の業務継続に必要な事項を予め施設として定める事業継続計画を策定することが有効であることから、各都道府県におかれでは、管内社会福祉施設に対して、防災対応の一環として計画策定に向けた取組みを指導願いたい。

(参考)

- ・平成23年度厚生労働省社会福祉推進事業「突発的に発生する緊急事態における社会福祉事業の継続に向けたモデル事業継続計画（BCP;Business Continuity Plan）策定とその普及事業」報告書（平成24年3月31日株式会社浜銀総合研究所）
- ・平成24年度厚生労働省社会福祉推進事業「社会福祉法人の緊急事態対応のための事業継続計画（BCP）と緊急事態に備えた演習の在り方に関する調査研究とその普及事業」報告書（平成25年3月31日株式会社浜銀総合研究所）

イ 節電対策について

平成23年以降の政府の電力需要対策に沿って毎年行っている社会福祉施設等における節電への協力をお願いしてきたところであり、平成27年度においても、電力需給の状況によって引き続き節電へのご協力と計画停電が行われた場合に備えて保有している自家発電機の点検等を講ずるといった対応をお願いする。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における夏期の電力需給対策について」  
(平成23年5月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長、連名通知)

(6) 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の終了について

前述のとおり、平成21年度補正予算において創設した「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」については、昨年度、基金事業の実施期限を1年間延長する措置を講じたところであるが、当基金は平成26年度末をもって終了することとなったところ。

今後、基金管理運営要領に基づき、基金の解散及び残余額の国庫返納の手続きを進めていくことになるので、各都道府県のご担当におかれでは、準備方願いたい。

## 5 社会福祉施設の運営等について

### (1) 福祉サービス第三者評価推進事業について

「福祉サービス第三者評価事業」は、福祉サービスを提供する事業所のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけること及び受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としている。

(参考資料12参照)

本事業については、平成16年より「福祉サービス第三者評価に関する指針について」に定める福祉サービスの種別に関わらず共通する領域の評価項目(共通評価基準)及び各福祉サービス毎の評価基準(内容評価基準)に基づき実施されていたが、共通評価基準と内容評価基準に不整合が生じている等の指摘を受け、平成26年4月に「指針」を改正し通知したところである。

各都道府県においては、この改正に伴う共通評価基準の見直し、評価調査者の研修等に引き続き努めて頂きたい。

なお、社会的養護関係施設は、第三者評価の受審が義務づけられているところであるが、その内容評価基準について、平成26年4月の共通評価基準見直しを踏まえ、平成27年2月に見直しを行い、通知したところである。

現在、子ども・子育て支援新制度の施行を踏まえ保育所の内容評価基準の見直しを行っているところであり、内容が決まり次第通知するのでご活用頂きたい。なお、現在内容評価基準の無い障害者支援施設について、策定していくこととしているため、各都道府県においては予め了知いただきたい。

#### 《参考通知等》

- ・ 「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」  
(平成26年4月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・ 「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」  
(平成27年2月17日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)
- ・ 全国社会福祉協議会ホームページ  
<http://shakyo-hyouka.net/> (第三者評価事業トップ)  
<http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-11.pdf> (事業者向けパンフレット)  
[http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-09\\_2.pdf](http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-09_2.pdf) (利用者向けパンフレット)

## (2) 福祉サービスに関する苦情解決の取組について

福祉サービスに関する利用者等からの苦情解決を行うため、都道府県社会福祉協議会において運営適正化委員会を設置し、苦情解決の相談等が行われているところである。

都道府県におかれては「運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業について（平成12年6月7日厚生省社会・援護局長）」に基づく適正な事業運営が行われるよう引き続き都道府県社会福祉協議会に対し指導をお願いしたい。

なお、本事業に係る研修等の経費については、予算額を「生活困窮者自立支援法等に係る補助金」において計上しているところである。

## (3) 社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進については、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具など備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

また、平成22年10月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」が施行され、木材利用の促進に係る取組を支援するため、独立行政法人福祉医療機構において、木材利用による施設整備事業の融資率の引き上げ措置を講じており、平成27年度も引き続き実施することとしていることから、積極的な活用が図られるよう、併せてその周知をお願いしたい。

## 6 感染症の予防対策について

### ア 今冬のインフルエンザ対策

冬期のインフルエンザの流行に対しては、社会福祉施設等における集団感染等への警戒のため、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成26年12月15日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）に沿って、適切な対応をお願いしたい。

### イ 新型インフルエンザ等特別措置法における優先接種（予防接種）対象事業者の登録に向けた対応

新型インフルエンザ特別措置法においては、新型インフルエンザ等が発生した場合、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者の従業員に対し、特定接種が実施される。この特定接種の登録対象となる業種については、新型インフルエンザ等政府行動計画において優先順位が決められており、国民生活、国民経済安定分野の事業として介護・福祉事業所も対象となっているところである。

特定接種の登録については希望する介護・福祉事業所毎に行うことが必要となるが、その要件として新型インフルエンザに関する業務継続計画の作成が義務づけられているところである。

現在、特定接種の登録の要件とされている介護・福祉事業所が作成する業務継続計画のフォーマットの構築に関する調査研究事業を実施しているところであり、今後、本研究事業のとりまとめが終了次第、情報提供を行うこととしているため、都道府県・市におかれでは、所管の社会福祉施設等に周知願いたい。

#### （参考）

##### ○厚生労働省ホームページ

- ・平成26年度 今冬のインフルエンザ総合対策について  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/>
- ・インフルエンザの基礎知識  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>
- ・インフルエンザ施設内感染症予防の手引き  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou01/d1/tebiki24.pdf>
- ・インフルエンザQ&A（平成26年度）  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou01/qa.html>
- ・啓発ツール  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou01/keihatu.html>
- ・高齢者向けリーフレット  
[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/tool/dl/leaf03-02.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/tool/dl/leaf03-02.pdf)

##### ○国立感染症研究所ホームページ

- ・<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

## ウ ノロウイルス対策等について

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることからノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要である。

このため、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が図れるよう適切に行われるよう指導をお願いしたい。

### 《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」

(平成 26 年 12 月 17 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」

(平成 19 年 12 月 26 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課課長連名通知)

- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生・まん延防止策の一層の徹底について」

(平成 26 年 2 月 24 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

- ・「ノロウイルスに関する Q & A」(厚生労働省ホームページ)

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html)

- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」

(平成 17 年 2 月 22 日厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」

(平成 15 年 7 月 25 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課課長連名通知)

別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」

- ・「社会福祉施設における衛生管理について」

(平成 20 年 7 月 7 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課課長連名通知)

別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

- ・「当面のウィルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」

(平成 13 年 4 月 24 日厚生労働省健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)、C型肝炎について(一般的な Q & A) (平成 18 年 3 月)

- ・「結核院内(施設内)感染対策の手引きについて(情報提供)」(平成 26 年 5 月 1 日厚生労働省雇用均等児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

## 7 独立行政法人福祉医療機構について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉・医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。各都道府県等におかれでは、機構の業務運営について、引き続きご協力を願いしたい。

### （1）福祉貸付事業について

機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民業補完を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施しているところである。

平成 27 年度予算案においては、地域医療介護総合確保基金に係る融資条件の優遇措置を実施するほか、放課後児童クラブの貸付対象の拡充、利用者の利便性の向上等の観点から貸付期間に応じた金利体系への見直しや、社会福祉法人の経営安定化の観点から今年度創設した「経営不振状態の法人に対する経営資金の優遇融資」の更なる条件改善等を図ることとしており（詳細は、別表の「平成 27 年度予算案における福祉貸付事業の貸付条件の見直し内容について」のとおり。）、政策上必要とする貸付原資の確保及び融資条件の優遇措置等を行うこととしている。併せて、東日本大震災の復旧・復興に向けた優遇融資等についても引き続き実施するので、管内の社会福祉法人等に対して、遺漏なきよう周知をお願いしたい。

また、1月 28 日付けで既に機構から各都道府県等あて連絡しているところであるが、平成 27 年度福祉貸付事業の具体的な取扱方針並びに貸付事務手続等に関する「福祉貸付事業行政担当者説明会」が、機構主催で 3 月 19 日に開催される予定であるので積極的な参加をお願いしたい。

#### ア 貸付規模

資金交付額 4, 332 億円（うち福祉貸付 2, 864 億円）

#### イ 協調融資について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みについて、平成 20 年度から福祉貸

付全般に範囲を拡大したところである。借り手側にとってメリットがある協調融資の一層の拡大を図ることは、民間金融機関の参入を促し、福祉分野の更なる成長に資するものであることから、協調融資の利用促進について引き続き各法人等に対して、その活用について助言をお願いしたい。（参考資料13参照）

## （2）退職手当共済事業について

ア 平成27年度予算案	250億円
・ 納付予定人員	75,689人
・ 納付総額	964億円

### イ 都道府県補助金について

退職手当共済事業は、社会福祉事業の安定・発展に寄与することを目的として、社会福祉施設等の職員に対する退職手当給付に対して、国、都道府県、共済契約者である社会福祉法人の三者で1/3ずつを負担することで成り立っている制度である。

退職手当共済事業は一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、平成26年度分に係る補助金の交付が完了していない都道府県におかれても、速やかに交付するようお願いしたい。

また、平成27年度以降においても補助金の早期交付について特段のご配慮をお願いしたい。

### ウ 制度の見直しについて

前述のとおり、社会福祉法人改革に関連した事項として、社会保障審議会福祉部会において社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについても審議が行われ、同報告書において以下の見直し（案）のとおり取りまとめられたところである。

今後、厚生労働省においては、同報告書を踏まえ、今国会に社会福祉施設職員退職手当共済法改正（案）の提出を予定しているのでご了知いただきたい。

		前回改正 (H18.4.1施行)	今回の見直し(案)
給付水準		1割引下げ	長期勤続に配慮するなどの見直し
共済加入期間の合算		退職した日から起算して2年以内	出産、育児、介護等の事由により退職した職員が、復職しやすい環境を整えるため、3年内に拡大
公費助成	介護 障害 保育	廃止  公費助成の取扱いは、将来の検討課題	一  廃止 ・障害者関連の新制度への移行が完了 ・社会福祉法人以外の参入
		・社会福祉法人がサービスの中核的な担い手となっている現状 ・障害者関係施策など制度自体の枠組みを検討中	公費助成の取扱いは、平成29年度までに検討し、結論 ・子ども子育て支援新制度が平成27年度から施行予定 ・平成29年度を目標年度にする待機児童解消加速化プランが進行中

### (3) 福祉医療経営支援事業について

機構は、福祉貸付事業等の豊富なデータを基にした確度の高い経営指標や診断手法により、民間の社会福祉施設の経営者に対する経営支援事業を実施しているが、平成26年度からは、従来の経営支援室から経営サポートセンターに組織改編を行い、更なる支援体制の強化を図るとともに新たな取り組みを行っているところである。

具体的には、これまでの施設単位による経営分析から、法人単位による経営分析を実施する中で、財務面において優良である施設のデータとの対比等により法人の経営状況を分析し、改善すべき課題や改善による効果等を提示する「法人経営分析プログラム」等を実施しているところである。

各都道府県におかれては、経営面などで課題を抱えている社会福祉法人に対して、機構の経営支援事業を改善方策の一つとして案内していただきなど、積極的な活用をお願いしたい。なお、具体的な事業の詳細は、機構のホームページに掲載をしているので参考されたい。

#### 【参考】機構の福祉医療経営支援事業の概要（平成26年度実績）

##### 1. 経営診断事業

###### ① 経営分析プログラム（新設）

- ・ 法人単位での財務比較による業界内での立ち位置の提示。
- ・ 同種同規模等施設の財務データの平均値との比較。
- ・ 財務面において優良である複数の施設の個別データとの対比による要因分析。
- ・ 分析から抽出された改善すべき課題について、改善による効果の試算や、改善策の可能性の広がりを提示。

###### ② コンサルティング（新設）

- ・ 法人が現在抱えている課題について、実際に法人の元に伺いヒアリングをした上で、機構のデータを多角的に活用し、個別のニーズに合わせた改善の方向性や改善策を法人とともに考え、改善への取組を支援。

###### 【具体例】

- ・ ガバナンス向上のため ISO9001 の認証取得を目指す社会福祉法人に対する支援
- ・ 経営不振状態の病院に対する経営改善計画の策定や役員への報告など経営改善への支援

###### ③ 簡易経営診断

- ・ 施設の決算状況及び施設状況から各経営指標を算出し、同一種類の施設との比較を行う。
- ・ 具体的には、施設の機能性、費用の適正性、安定性などの5つの大項目と20程度の経営指標を分析し、各指標を5段階に分け、全体のどのあたりに位置するのかを一目でわかるように提示。
- ・ 対象施設は、特別養護老人ホーム、ケアハウス、保育所、病院、介護老人保健施設。

##### 2. 経営セミナー事業

- ・ 専門家・施設経営者によるセミナー形式等の経営指導を開催。
- ・ 各セミナーのテーマ、講演者、申し込み開始時期などの詳しい内容は、開催の2ヶ月前を目途に機構のホームページに掲載。

##### 3. 経営リサーチ事業

- ・ 「特別養護老人ホーム」「軽費老人ホーム（ケアハウス）」「保育所」「病院」「介護老人保健施設」の5施設について、分析結果を冊子「経営分析参考指標」として取りまとめて発行するなど、融資先からの経営実績報告のデータに基づき経営分析・調査を実施。

#### (4) 社会福祉振興助成事業について

社会福祉振興助成事業は、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細やかな活動等に対し助成を行っており、個々の団体が事業を実施する①「福祉活動支援事業」、また、複数団体が連携して事業を実施する②「地域連携活動支援事業」（同一都道府県内での活動）、③「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」の3つの事業により実施をしているところである。

平成26年度行政事業レビュー公開プロセスにおいて、事業の実施状況について外部有識者からご議論いただいた結果、平成27年度は複数の団体が連携して事業を実施する上記②、③の事業に重点化を図り実施をする予定であるので、ご承知いただきたい。

なお、機構のホームページにおいて、優良事例を掲載しているほか、検索ページ(WAM助成e-ライブラリー)からこれまで助成した事業の概要等について閲覧可能となっているところである。また、機構の助成事業部において助成した事業の内容について個別に照会にも応じているため、各地域における福祉の充実を進める上で、これらの情報についてもご活用をいただきたい。

(別表)

## 平成27年度予算案における福祉貸付事業の貸付条件の見直し内容について

分類	事項名	見直し内容
新規	1) 地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を支援するための融資条件の優遇措置	・地域医療総合確保基金等からの補助を受けた新規の施設整備について融資率を90%とする。(平成37年度までの措置)
	2) 放課後児童クラブの貸付けの相手方の拡充	・貸付対象を全法人に拡充する。
	3) 小規模保育事業に関する融資制度の拡充	・国や自治体からの補助を受けないで整備する施設に対しても融資可能とする。
	4) 幼保連携型認定こども園に対する融資制度の整備	・社会福祉法人と学校法人を貸付対象とする。 ・融資率を90%とする。(平成29年度まで) ・貸付利率は基準金利と同率とする。
	5) 都市部における社会福祉施設等の整備に係る融資条件の優遇措置の対象施設の拡充	・小規模保育事業、放課後児童クラブ、地域密着型サービス事業を優遇措置の対象に追加する。  【現行】 「都市部における社会福祉施設等の整備に係る融資条件の優遇」 ・融資率:90% ・償還期間:30年以内 ・据置期間:3年以内 ・対象施設:特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、保育所
	6) 貸付金利体系の見直し(期間別金利の導入)	・貸付金利について、償還期間10年超30年以内の期間については、それぞれの償還期間に応じた金利設定とする。
	7) 経営不振状態の法人に対して経営支援と併せて行う経営資金融資の優遇措置の改善	・償還期間を10年以内とする。 ・据置期間を3年以内とする。  【現行】 ・融資率:90% ・償還期間:8年以内 ・据置期間:1年以内
継続	8) 社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成27年度末まで延長する。
	9) スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成27年度末まで延長する。 ・平成27年度から国や自治体の補助を受けないで整備する事業も優遇措置の対象とする。
	10) 障害者自立支援基盤整備事業に係る融資条件の優遇措置	・融資率の優遇措置を平成29年度末まで延長する。
	11) 社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成27年度末まで延長する。
	12) アスベスト対策事業に係る優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成27年度末まで延長する。

## 參 考 資 料



# 社会福祉法人制度改革について

# 社会福祉法人制度を巡る状況

平成25年6月	■「規制改革実施計画」閣議決定 ・全社会福祉法人の平成25年度以降の財務諸表の公表、保育所の第三者評価受審率目標の策定 等 ■「日本再興戦略」閣議決定 ・財務諸表の公表推進による透明性の確保、法人規模拡大の推進 等	■「社会保障制度改革改訂2014」閣議決定 ・医療・介護等を一體的に提供する非営利ホーリデイングカンパニー型法人制度（仮称）の創設	■「規制改革実施計画」閣議決定 ■「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立」 ・社会福祉法人の開示義務付け、社会福祉法人の内部留保の位置付けの明確化・福祉サービスへの再投資・社会貢献での活用 等 ■「政府税制調査会」とりまとめ ■「公益法人課税等の見直し」 ・収益事業の範疇であっても、特定の事業者が行う場合に非課税とされている事業で、民間と競合しているもの（例えば社会福祉人が実施する介護事業）は、その取扱いについて見直しが必要 等	■「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」報告書 ・地域における公益的な活動の推進、法人組織の体制強化、法人運営の透明性の確保 等	■「平成27年度税制改正大綱」 ・公益法人等については、非収益事業について民間競合が生じていないか、収益事業への課税について軽減税率とみなして寄附金制度とともに適用されることが過剰な支援となつていいかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、その課税のあり方にについて引き続き検討を行う。	■「社会保障審議会福部会」報告書 ・経営組織の在り方の見直し、運営の透明性の確保、適正かつ公正な支出管理、地域における公益的な取組の責務、内部留保の明確化と福祉サービスへの再投注、行政の役割と関与の在り方、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し 等
8月	■「社会保険制度改訂2014」閣議決定 ・非課税扱いにふさわしい地域貢献 等					
平成26年6月	■「経済財政運営と改革の基本方針2014」閣議決定 ・平成27年度介護報酬改定等における社会福祉法人の内部留保の状況を踏まえた適正化等	■「日本再興戦略改訂2014」閣議決定 ・医療・介護等を一體的に提供する非営利ホーリデイングカンパニー型法人制度（仮称）の創設	■「規制改革実施計画」閣議決定 ■「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立」 ・社会福祉法人の開示義務付け、社会福祉法人の内部留保の位置付けの明確化・福祉サービスへの再投資・社会貢献での活用 等 ■「政府税制調査会」とりまとめ ■「公益法人課税等の見直し」 ・収益事業の範疇であっても、特定の事業者が行う場合に非課税とされている事業で、民間と競合しているもの（例えば社会福祉人が実施する介護事業）は、その取扱いについて見直しが必要 等	■「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」報告書 ・地域における公益的な活動の推進、法人組織の体制強化、法人運営の透明性の確保 等	■「平成27年度税制改正大綱」 ・公益法人等については、非収益事業について民間競合が生じていないか、収益事業への課税について軽減税率とみなして寄附金制度とともに適用されることが過剰な支援となつていいかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、その課税のあり方にについて引き続き検討を行う。	
12月						
平成27年2月						

# 社会保障審議会福祉部会の審議経過

検討事項	論点
■社会福祉法人制度の意義	● 理事・理事長・理事会の位置付け・権限・責任 ● 評議員・評議員会の位置付け・権限・責任 ● 監事の位置付け・権限・責任 ● 会計監査人による財務監査等
■組織の在り方	● 財務諸表、活動状況、経理状況(役員報酬、調達等)の公表 ● 都道府県、国における情報集約と公表
■運営の透明性の確保の在り方	● 業務運営・財務運営の規律(「社会貢献活動」含む) ● 財務運営の規律(いわゆる内部留保の明確化と再投資の在り方を含む) ● 経営力向上の方策等
■業務運営・財務運営の在り方	● 法人の連携・協働等の仕組み ● 法人の再編等の仕組み ● 様数法人による協働の仕組み等
■法人の連携・協働等の在り方	● 適正な運営を確保するための指導監督 ● 法人の育成の観点からの指導監督 ● 国、都道府県、市の役割と位置付け等
■行政の関与の在り方	● 社会福祉施設職員等退職手当共済等
■他制度における社会福祉法人の位置付け	● とりまとめに向けた議論
	第1回(8月27日開催)
	第2回(9月4日開催)
	第3回(9月11日開催)
	第4回(9月30日開催)
	第5回(10月7日開催)
	第6回(10月16日開催)
	第7回(10月20日開催)
	第10回(12月19日開催)
	第11回(1月16日開催)
	第12回(1月23日開催)
	第8回(11月10日開催)
	第9回(11月19日開催)
	第13回(2月5日開催)
	第14回(2月12日開催)

# 社会保障審議会福祉部会報告書へ社会福祉法人制度改革についてへ

改革の視点

- 福祉ニーズが多様化・複雑化する中、社会福祉法人の役割が重要となっており、公益財団法人等と同等以上の公益性・非営利性を確保する必要。
- 多様な事業主体の参入や一部法人による不適切な運営のため、社会福祉法人の存在意義が問われておりまする説明責任を果たすことが急務。
- 他の事業主体では対応できない福祉ニーズを充足することにより地域社会に貢献することが社会福祉法人の使命。

<課題>

- 経営組織の力バランスが不十分
  - 一評議員会の設置が任意であり、諮問機関の位置づけであるため、理事・理事長に対する牽制機能が不十分
  - 一理事・理事長の権限、責任が不明確
- 財務諸表が不正確といった実態があるなど、財務会計に関するチェックが不十分

経営組織の見直し

<対応の方向性>※主な内容

- 評議員会の必置化、議決機関化(※)
  - ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議
  - 理事・監事等の権限・責務・責任の明確化
  - ※善管注意義務、法人に対する損害賠償責任等
  - 親族その他特別の関係のある者の理事への選任の制限の厳格化
- 一定規模以上の法人への会計監査人の設置義務化
- 会計監査人の設置義務化の対象とならない法人に対して公認会計士、税理士等による財務会計に係る点検等を指導

透明性の確保

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書、役員報酬基準、役員報酬総額、親族等関係者との取引内容のインターネットによる公表の義務付け

適正かつ公正な支出管理

- 役員報酬基準の作成と公表、役員等の区分ごとの報酬総額の公表、個別の役員報酬額の所轄庁への報告を義務付け
- 親族等関係者への特別の利益供与を禁止
- 開示の対象となる関連当事者の範囲や取引額を拡大※取引額1,000万円を超える額

## <課題>

- 社会福祉法人には、既存制度の対象となるない福祉ニーズに対応するという本旨に従い、市場で安定的・継続的に供給されることが望めないサービスを提供することが求められる。

取る地域組公益的責任な  
務

- 内部留保(※)を明確化した上で、余裕財産を福祉サービスに計画的に再投下し、内部留保を適正化する仕組みがない。  
※内部留保には土地建物への投資分や将来支出が必要な資金が含まれ、余裕財産を表すものではない。

内部留保の明確化と福  
祉サービスへの再投下

- 社会福祉法人の監督を効率的・効果的なものとする必要。  
● 地域によって異なる規制や必要以上に厳しい規制に基づく指導監督が行われているとの指摘。

行政の役割  
と関与

- 社会福祉施設職員の定着を促進する仕組みとする必要。  
● 公費助成について、他の経営主体とのイコールフッティングの観点からの検討が必要。

退職手当共済制度の見直し

## <対応の方向性> ※主な内容

- すべての社会福祉法人に対し、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを供給することを義務化  
※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

- 内部留保のうち事業継続に必要な最低限の財産(※)を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額を明確化  
※①事業に活用する土地、建物等、②建物の建替、修繕に必要な資金、③必要な運転資金
- 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画(「再投下計画」)の作成を義務付け  
※①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討
- 「再投下計画」については、「地域協議会」による福祉ニーズの反映、所轄庁の承認、公認会計士等の関与等の措置を講ずる。

- 勧告等の指導権限規定の整備  
○ 外部の機関等の積極的な活用による所轄庁の指導監督の機能強化
- 都道府県の管内の市による指導監督を支援する役割、国の適正な運営を確保する役割を明確化

- 退職手当の支給水準について、国家公務員退職手当制度に準拠し、長期加入者に配慮したものとする。  
○ 共済加入期間の合算期間を退職した日から起算して3年以内に緩和(現在は2年以内)  
○ 障害者支援施設への公費助成の見直し(保育所については、更に検討し、平成29年度に結論)

# 経営組織の在り方について

見直し案

○ 社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

＜現行＞

- 理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。
- 理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。  
(注)理事会、理事長は通知に規定が置かれている。

＜見直し後＞

- 理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。
- 理事等の義務と責任を法律上規定。

- 評議員会は、任意設置の諮問機関であり、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。

評議員会

- (審議事項)
  - ・定款の変更
  - ・理事・監事の選任 等

- 評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とする。

- (決議事項)
  - ・定款の変更
  - ・理事・監事・会計監査人の選任、解任
  - ・理事・監事の報酬の決定

- 監事の権限、義務(理事会への出席義務、報告義務等)、責任を法律上規定。

監事

- 監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められていない。

会計監査人

- 一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付け(法律)。

- 資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、その他の法人は5年に1回の外部監査が望ましいとしている(通知)。

# 運営の透明性の確保について

## 見直し案

- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保することとし、以下の事項を法令上明記。
  - ・ 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
  - ・ 閲覧請求者を利害関係人から国民一般にすること
  - ・ 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること
- 既に通知により公表を義務付けている現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。)について、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上明記。
- 国民が情報入手しやすいホームページを活用して公表。

	現行		見直し案		公益財団法人		規制改革実施計画	
	備置き・閲覧	公表	備置き・閲覧	公表	備置き・閲覧	公表	備置き・閲覧	公表
①事業報告書	○	—	○	—	○	—	—	—
財産目録	○	—	○	—	○	—	—	—
貸借対照表	○	○ (通知)	○	—	○	—	○ (通知で措置済)	—
収支計算書(事業活動計算書・資金収支計算書)	○	○ (通知)	○	—	○	—	○ (通知で措置済)	—
監事の意見を記載した書類	○	—	○	—	○	—	—	—
現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引状況を含む。)	—	—	—	—	—	—	—	—
役員区分ごとの報酬総額	—	—	—	—	○ (※)	○ (※)	—	—
定款	—	—	○	—	○	—	—	—
役員報酬基準	—	—	—	—	○	—	—	—
事業計画書	—	—	—	—	○	—	—	—

(※)現況報告書に記載

# 社会福祉法人の財務規律について

公益性を担保する財務規律

- I 適正かつ公正な支出管理
- II 余裕財産の明確化
- III 福祉サービスへの再投下

## I 適正かつ公正な支出管理

### 適正な役員報酬

- ・法人による役員報酬
- ・基準の設定と公表
- ・役員区分毎の報酬
- ・総額の公表

### 利益供与の禁止

- ・親族等関係者への特別の利益供与を法律上禁止
- ・関係者との取引内容の公表

(対象範囲の拡大)

### 会計監査人

- ・一定規模(※)以上の法人に会計監査人の設置義務化
- ※収益10億円、負債20億円以上

## II 社会福祉法人の事業

### 社会福祉事業 公益事業

- 「日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額な料金により福祉サービスを提供する責務」

## III 福祉サービスへの再投下

### 再投下計画

- 地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資
- 無料又は低額な料金による福祉サービスの提供等

- ・会計士又は税理士による計画の記載内容の確認
- ・公認会計士による地域の福祉ニーズの反映
- ・「地政協議会による計画の承認
- ・所轄庁による報告と公表
- ・実績の所轄庁への報告

## II 余裕財産の明確化

- ・会計制度の整備(新会計基準の導入)
- ・評議會員監査(会計監査人)の導入
- ・外部監査(会計監査表)の公表
- ・財務諸表の公表

### いわゆる内部留保

- ・事業継続に必要な財産
- ・事業に活用する土地、建物等
- ・建物の建替、修繕
- ・手元流動資金

- ①社会福祉事業等投資額

- ・施設の新設・増設
- ・新規なサービスの展開
- ・人材への投資

- ②「地域公益事業」投資額
- ・無料又は低額の料金により行う公益事業

- ③公益事業投資額

# 地域公益活動を実施する責務の考え方

## 福祉ニーズの多様化・複雑化

- 社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度（＝社会福祉事業）では十分に対応できない者（※）に対する支援の必要性が高まっている。  
※生計困難者、独居高齢者、認知症高齢者など

## 社会福祉法人の役割

社会福祉法人  
の本旨



55

- 多様化・複雑化する地域の福祉ニーズに対しては、様々な事業主体が各自の創意工夫により、それぞれ対応していくことが必要。  
○ その中で社会福祉法人については、その本旨に従い、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応していくことが求められる。

○ 社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たす  
だけでなく、**既存の制度の対象とならないサービスに対応していくこと**  
**を本旨とする法人**（社会福祉法第24条）

- 営利企業等では実施することが難しく、市場で安定的・継続的に供給されることは望めないサービスを供給すること、すなわち、既存の制度の対象とならないサービスを無料又は低額な料金により供給する事業の実施が求められる。  
※現行制度においても、社会福祉法人は、高齢者の生活支援、成年後見人受任事業など様々な事業を、無料又は低額な料金により展開している。

- 規制改革実施計画（閣議決定）においては、こうした社会福祉法人の在り方を徹底する観点から生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供などの社会貢献活動の実施の義務付けを求めている。

⇒ 日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額の料金により福祉サービスを提供することを社会福祉法人の責務として位置づけ

## 社会福祉法人の本旨に基づき 無料又は低額な料金 により福祉サービス を提供する 責務の新設

# 行政の関与の在り方について

- 所轄庁による指導監督の機能強化を図る。  
(不適正な運営に対する実効性ある指導監督、法人の自律性・福祉ニーズへの柔軟な対応の尊重)
- 国・都道府県・市の連携・支援の仕組みを構築する。
- 財務諸表・現況報告書等の情報活用するための仕組みを構築する。

## 指導監督の機能強化

- 不適正な運営に対する実効性ある是正措置を講ずるため、立入検査等に関する規定の整備
- 経営改善や法令遵守等について、柔軟かつ機能的な指導監督を行うための勧告・公表に56 関する規定の整備
- 行政が関与すべき範囲の明確化、外部の機関等の活用による指導監督の機能強化
  - ・社会福祉法人改革に即したガバナンスや運営の透明性の確保、財務規律の確立等に適切に対応している法人会計監査人が作成する会計監査報告書等を提出して、所轄庁による審査の結果、適切な組織運営・会計処理の実施や地域等の意見を踏まえた法人運営が行われている法人  
⇒定期監査の実施周期の延長や監査項目の重点化等
- 会計処理等に係る指導監督や再投下計画の承認に当たって、所轄庁において公認会計士等の意見を聞くことなどによる適切な指導監督

## 国・都道府県・市の連携・支援

- 都道府県において、広域的な立場で研修を行うなど、市における指導監督を支援
- 国においては、所轄庁全体の指導監督について、基準の明確化等を徹底
- 財務や運営に関する情報の活用
- 財務諸表、現況報告書等を所轄庁として指導監督に活用するほか、
  - ・都道府県は、広域的な地方公共団体として、管内の法人に係る書類を収集の上、法人規模や地域特性に着目した分析等を行う等により、管内所轄庁の支援、地域住民のサービス利用、法人による経営分析に活用できるようにする
  - ・国においては、都道府県において収集分析した情報を基に、全国的なデータベースを構築する

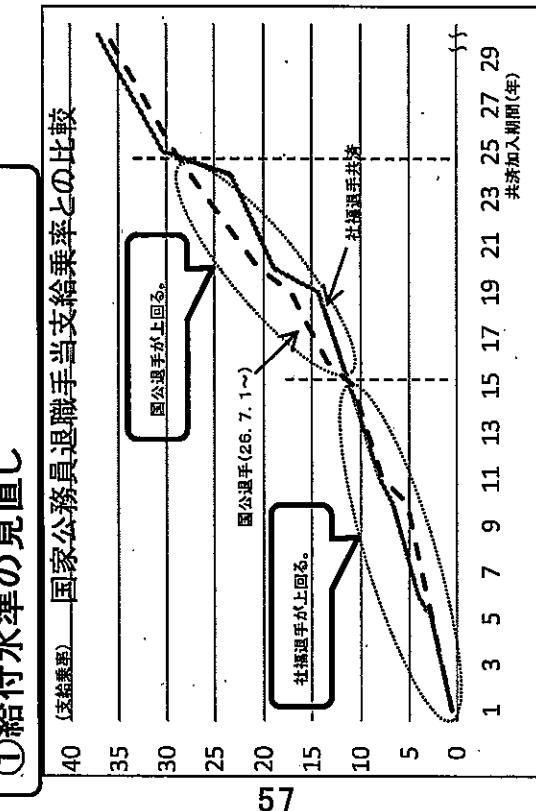
## 国・都道府県・市の役割と連携

## 趣旨

# 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについて

- ① 民間との均衡を考慮しつつ、長期加入に配慮した支給水準に見直す（国家公務員退職手当の支給乗率に準拠）。
- ② 被共済職員が退職した日から再び被共済職員になつた場合、前後の共済加入期間を合算できる期間を「2年以内」から「3年以内」に拡充。
- ③ 障害者総合支援法等に関する施設・事業（児童福祉法に基づく障害児を対象とする施設・事業を含む。）について、他の事業主体とのイコールフットティングの観点から、公費助成を廃止（既加入者に対する公費助成は維持）。

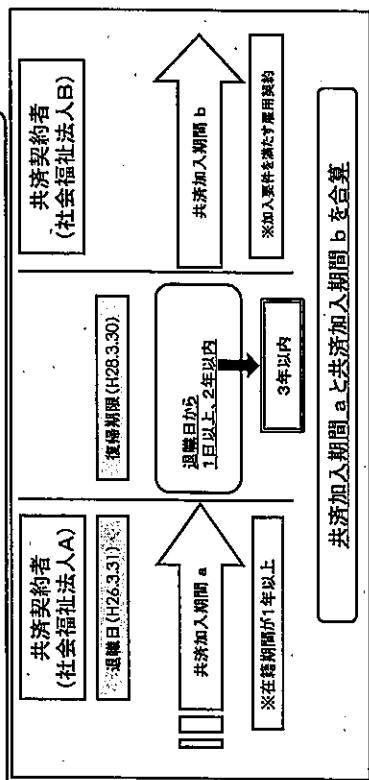
## ①給付水準の見直し



## ③公費助成の見直し

前回改正 (H18.4.1施行)	今回の見直し(案)
給付水準	長期勤続に配慮するなどの見直し
共済加入期間の合算	出産、育児、介護等の事由により退職した職員が、復職しやすい環境を整えるため、3年以内に拡大
介護	廃止
障害	障害者関連の新制度への移行が完了した福祉法人以外の参入
公費助成	・障害者関連の新制度への移行が完了した福祉法人以外の参入
保健	・社会福祉法人がサービスの中核的な担い手となっている現状
障害	・障害者関連施策などを制度自体の枠組みを検討中

## ②共済加入期間の合算制度の充実



# 規制改革実施計画（抄）（社会福祉法人制度関係）①

（平成26年6月24日閣議決定）

## 財務諸表の情報開示

- 標準的形式を提示、各法人が原則としてHP上で開示を行うよう指導
- 一覧性・検索性をもたせた電子開示システムの構築

## 補助金等の情報開示

- 補助金、社会貢献活動の支出額等の状況を義務付け
- 地方自治体からの補助金等の状況を一元的に把握し開示
- 地方自治体独自の助成・補助において経営主体による差異を設けないよう要請

## 役員報酬等の開示

- 役員に対する報酬・退職金等の算定方法の方針や役員区分ごとの報酬等の総額（役員報酬以外の職員としての給与等も含む）の開示を義務付け

## 内部留保の明確化

- 内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す
- 明確な事業計画に基づく目的別の積立（退職給与引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用）を行うことを指導

## 調達の公正性・妥当性の確保

- 社会福祉法人と役員の親族・特別の利害関係を有する者との取引について取引相手・取引内容を開示する等、調達の公正性や妥当性を担保する仕組を構築

○ = 措置済み  
● = 今後措置

# 規制改革実施計画（抄）（社会福祉法人制度関係）②

## 経営管理体制の強化

- 理事会・評議員会・役員等の役割、権限・責任の範囲等を明定
- サービスに対する第三者評価のガイドラインの見直し
- 介護・保育分野について第三者評価受審率の数値目標を策定
- 一定の事業規模を超える法人に外部機関による会計監査を義務付け

## 所轄庁による指導・監督の強化

- 監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定、その工程表を策定
- 経営の悪化した法人に対し、所轄庁が措置命令等に先駆けて助言・勧告を行う措置を講じる

## 多様な経営主体による サービスの提供

- 特別養護老人ホームの機能の重点化の徹底、低所得者の支援を中心とした公的性格を強化
- 各市町村が介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう通知

## 福祉施設における指定管理者制度等の運用の改善

- 業務委託や指定管理者制度等の公募要件に理由なく株式会社を除外しないよう地方自治体に通知

## 社会貢献活動の義務化

- 社会貢献活動の実施を義務付け。社会貢献活動の定義を明確化、会計区分の整備、社会貢献活動への拠出制度の創設などを検討
- 法令等での義務付けに先駆けて、一定の事業規模を超える法人に対し、社会貢献活動の実施を要請
- 社会貢献活動を行わない法人に対し、零細小規模な法人には配慮しつつ、所轄庁が所要の措置命令のほか、業務の全部・一部の停止、役員の解職勧告、解散命令ができることを明確化

# 介護人材確保の基本的な考え方(案) ～介護人材確保の総合的・計画的な推進について～

## 介護人材確保の総合的・計画的な推進について

- 今後、必要とされる介護人材を確保していくための施策の全体像（「総合的な確保方策」）を明らかにし、対策を総合的・計画的に推進する。
- 「総合的な確保方策」の策定に向け、国において、「介護人材確保の基本的な考え方」を示す。

### 1. 「介護人材確保の基本的な考え方」

○ 介護人材の確保に当たっては、次の視点に立ち、「量の確保」と「質の向上」の両面から進める。

- ① 目標年次を2025年と定め、都道府県ごとの需給推計に基づき、介護保険事業計画（3年1期）と運動した計画的な取組を推進する。  
② 限られた人材を有効に活用するため、その能力や役割分担に応じた適切な人材の組合せや養成を進め、良質なチームケアを提供できる体制を構築する。  
③ 地域ごとに関係主体の連携・協働体制（協議会等）を構築し、地域の実情に応じた効果的な取組を推進する。

○ また、対策を進めるに当たっては、PDCAサイクルを確立し、進捗管理と施策の検証・改善を行う。

### 2. 「総合的な確保方策」の策定までの手順

○ 「介護人材確保の基本的な考え方」を踏まえ、

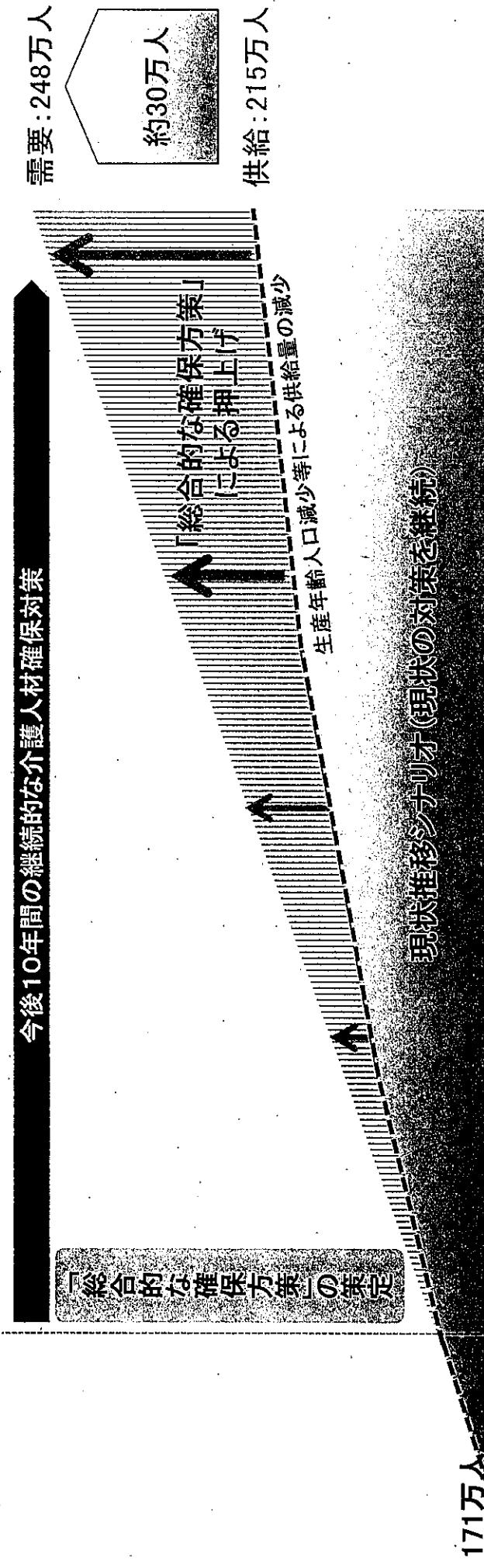
- ① 所要の法改正による制度的対応（今常会に法案提出を予定）  
② 市町村によるサービス見込み量（確定値）に基づく需給推計値の確定（5月頃を目途）  
③ 都道府県における地域医療介護総合確保基金等を活用した取組内容の確定（7月頃を目途）  
を進める。

○ これらに基づき、「総合的な確保方策」を策定・公表する。

2025年に向けた介護人材にかかる需給推計(暫定値)

- 都道府県推計に基づく介護人材の需給推計(暫定)における需給ギャップは約30万人。
  - 需要見込み(約248万人)は、「暫定値」であり平成26年度末を目途に確定
  - 供給見込み(約215万人)は、「現状推移シナリオ」であり、今後の政策効果は見込まれていない
  - この推計は暫定であり、今後、都道府県において、第6期介護保険事業支援計画に、需給推計の確定値や需給ギャップを埋める具体的な方策を位置付け、その確定値を平成27年5月頃を目途に取りまとめ。

介護人材にかかる需給推計(暫定)と「総合的な確保方策」(イメージ)



2013年度  
(H25年度) 2015年度  
(H27年度)

2025年度  
(H37年)

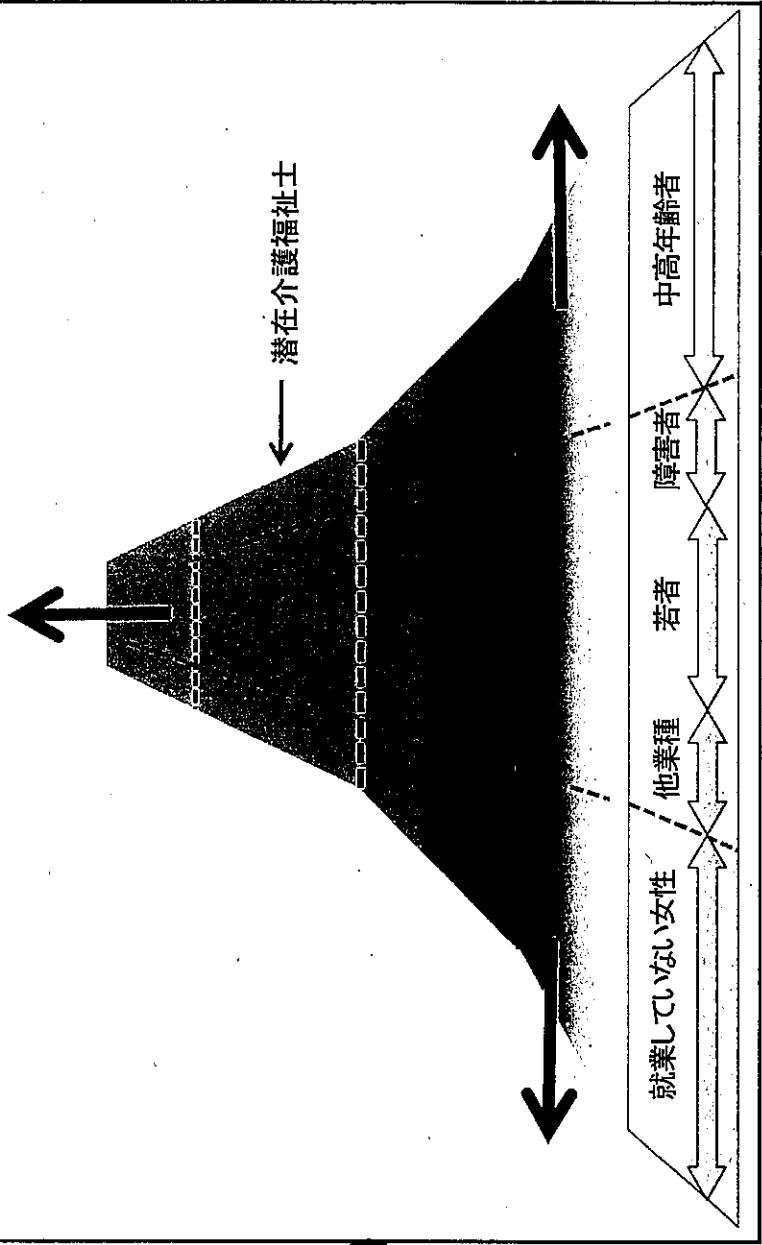
# 「総合的な確保方策」の目指す姿

## 現状

将来展望・キャリア  
パスが見えづらい

早期離職者  
早期離職等  
就業していない女性  
介護職への理解・イメージ向上が不十分

転換



## 参入促進

労働環境・  
待遇の改善

## 1. すそ野を広げる

① 道を作れる  
② 業界構築分野

## 2. 参入促進

③ 専門性の明確化・高度化で、継続的な質の向上を促す

## 3. 資質の向上

④ 山を高くする  
⑤ 優秀を定める

# 「総合的な確保方策」の主要施策

## 目指すべき姿

主要施策	目指すべき姿
1. すそ野を拡げる ～多様な人材の参入促進を図る～	<ul style="list-style-type: none"><li>介護の3つの魅力(楽しさ・深さ・広さ)の情報発信によるイメージアップ</li><li>高校教師・親の理解促進、地域志向型の若者の掘り起こしの強化</li><li>中高年齢者の地域ボランティア参画等の促進</li><li>他産業からの参入促進を図るため、通信課程を活用</li><li>福祉人材センターの機能強化(サテライト展開やハローワークとの連携 等)</li></ul>
2. 道を作る ～キャリアパスを構築する～	<ul style="list-style-type: none"><li>資格取得の支援(実務者研修の受講期間の柔軟化等)</li><li>離職した介護福祉士の届出制度創設と再就業支援対策の強化</li><li>介護人材のキャリアパスシステム整備の推進</li><li>代替職員の確保等による研修機会の確保</li></ul>
3. 長く歩み続ける ～定着促進を図る～	<ul style="list-style-type: none"><li>介護人材1人当たり月額1万2千円相当の賃金改善</li><li>人材育成に取り組む事業者に対する認証・評価の実施による取組の「見える化」の推進</li><li>エルダー・メンター制度の導入支援による早期離職の防止</li><li>事業所内保育所の運営支援による出産・育児との両立支援</li><li>雇用管理改善の推進(介護ロボット導入支援やICTの活用 等)</li><li>社会福祉施設職員等退職手当制度を見直しによる定着促進</li></ul>
4. 山を高くする ～能動的な質の向上を促す～	<ul style="list-style-type: none"><li>介護福祉士の資格取得方法の見直しによる資質向上</li><li>介護福祉士の配置割合の高い施設・事業所に対する報酬上の評価</li><li>マネジメントや医療的ケア・認知症ケアなどの研修の受講支援</li></ul>
5. 標高を定める ～人材の機能分化を進める～	<ul style="list-style-type: none"><li>限られた人材を有効に活用するため、その能力や役割分担に応じた適切な人材の組合せや養成の在り方を検討</li><li>介護福祉士養成カリキュラムの改正等</li><li>未経験者等に対する入門的な研修等の構築</li></ul>

参入  
促進

労働環境・  
待遇の改善

資質の向上

国は地域の基盤整備  
～国が示す人材確保のための「基本的な指針」の対象を介護サービス全般へ拡大  
・地域の関係主体が連携する場を構築し、人材確保のプラットフォームを創設

【法令】  
【予算】

# 平成27年度予算案における介護人材確保方策

- 団塊の世代が75歳以上となり医療・介護等の需要の急増が予想される2025(平成37)年を目指に、医療や介護が必要な状態になつても、できるだけ住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取組を進めており、人材確保においても地域医療介護総合確保基金で措置されている。

## 介護サービスの充実と人材確保

### (1) 地域医療介護総合確保基金(介護分) 724億円

- 平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等の整備を進めるほか、介護人材の確保に向けた必要な事業を支援する。

#### ①介護施設等の整備に関する事業

地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービスの施設の整備に必要な経費や、介護施設(広域型を含む)の開設準備等に必要な経費、特養多床室のプライバシー保護のための改修など介護サービスの改善を行なう。(634億円)

#### ②介護従事者の確保に関する事業

多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・待遇の改善の観点から、介護従事者の確保対策を推進する。(90億円)

※基金の負担割合 国2/3 都道府県1/3

### (2) 平成27年度介護報酬改定における介護職員の待遇改善等 1,051億円

- 介護報酬改定において、介護職員の待遇改善等を行う。

・1人あたり月額1万2千円相当の待遇改善  
(784億円<改定率換算で+1.65%>)

・中重度の要介護者や認知症高齢者等の介護サービスの充実  
(266億円<改定率換算で+0.56%>)

(参考:改定率▲2.27%  
改定率▲2.27%  
(処遇改善:+1.65%、介護サービスの充実:+0.56%、その他:▲4.48%)

■ が介護人材確保の関係

# 地域医療介護総合確保基金を活用した介護従事者の確保

平成27年度予算(案)  
公費90億円  
(国2/3、都道府県1/3)

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。  
→これまで予備費や補正予算で実施してきた基金事業を大幅に充実・拡充  
(参考)福祉・介護人材確保緊急支援事業の25年度執行実績33億円

## 参入促進

- 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
- 老者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成
- 介護未経験者に対する研修会
- 過疎地域における合同就職説明会等の実施

## 資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
  - ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修
  - ・喀痰吸引等研修
  - ・介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
  - ・介護支援専門員に対する研修
- 各種研修に係る代替要員の確保
- 潜在介護福祉士の再就業促進
  - ・知識や技術を再確認するための研修の実施
  - ・離職した介護福祉士の所在等の把握
- 認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
  - ・生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成等

## 労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入のための研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
  - ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
  - ・介護従事者の負担軽減に資する介護口ボットの導入支援等
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位での協議会の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援

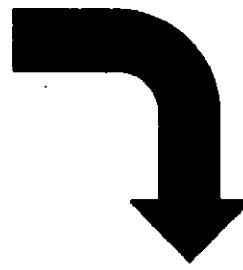
## 平成27年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善

- 平成24年度の改定で導入した介護職員処遇改善加算を維持しつつ、「資質向上の取組」、「雇用管理の改善」、「労働環境・処遇の改善の取組」を更に進める事業所を対象として、新たな上乗せ評価を行う。

新たな上乗せ加算の要件として、①及び②に適合することを求める。

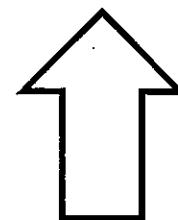
- ① 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること

67



【新たな加算】  
(職員1人当たり月額1万2千円相当)

【現行の加算】  
(職員1人当たり月額1万5千円相当)

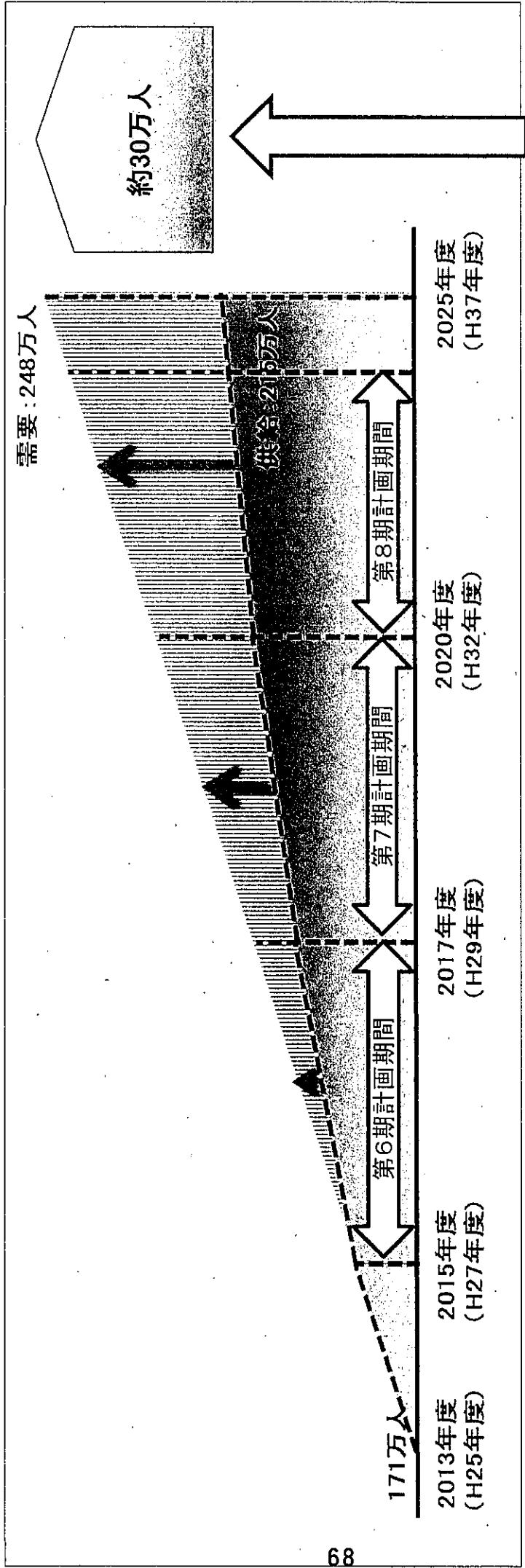


現行の加算の要件としては、  
①又は②のいずれかを満たせば、  
原則として、加算を取得可能。

※ 介護サービス事業者は、加算として得た額以上の賃金改善を実施することが求められる。

## 介護保険事業計画と運動した人材確保の取組

- 2025年に向け、3年1期の介護保険事業計画と併せ、PDCAを回しながら、必要に応じて施策を充実・改善。



3年1期の  
施策見直し

介護人材需給推計の3年ごとの実施  
福祉人材確保指針の3年ごとの見直し等

PDCAサイクル  
を確立し必要に  
応じて施策の  
優先順位の  
変更・拡充等

毎年の検証

地域医療介護総合確保基金の事後評価  
ハローワークとの連携による地域の就業動向の把握・分析  
各種調査研究事業の実施

# 当面の具体的な施策メニュー（1/6）

## 国と地域の基盤の構築

国 福祉人材確保指針の対象範囲の拡大	福祉人材確保指針の対象を「社会福祉事業」から「社会福祉事業と密接に関連する介護保険サービス」に拡大する	平成28年度～ 社会福祉法改正
地域 地域におけるプラットフォームの構築	介護人材確保の取組推進に向け、地域の関係主体(事業者、従業者、養成施設、行政等)が連携する「場」(プラットフォーム)を構築する(協議会の創設等)	平成27年度～ 地域医療介護総合確保基金)

## 目指す姿1. すそ野を広げる ～多様な人材の参入促進を図る～<sup>69</sup>

1 介護の理解促進とイメージアップ	例えば、介護事業者や従業者等による小中学校・高校等への訪問等、家族介護者による情報共有イベント、学生が作成するフリーペーパー作成等により、子ども、地域住民に対し、介護の3つの魅力(楽しさ・深さ・広さ)の情報発信を行う	平成27年度～ 27年度予算案 90億円の内数 (地域医療介護総合確保基金)
2 若者に焦点を当てた地元志向型人材の参入促進	高等学校の進路指導教員や保護者を対象とした説明会の開催や専用の教材の作成、高校生に対するフリーペーパー等の配布や土曜日授業の活用などにより、介護の魅力を発信するとともに、有期雇用で雇い入れながら養成講座の受講を支援するなどの取組により、地元志向の強い若者の掘り起こしを進めます	平成27年度～ 26年度補正予算 地域民主生活等緊急支援のための交付金【地方創生先行型】1,700億円の内数 (内閣府計上)(地域しごと支援事業) 27年度予算案 90億円の内数 (地域医療介護総合確保基金)

## 当面の具体的な施策メニュー（2/6）

### 目指す姿1. すそ野を広げる～多様な人材の参入促進を図る～

3 中高年齢者層 等の参入促進	中高年齢者等に対し、生活支援サービスの担い手養成のための研修受講支援や、地域ボランティアへの参画支援を行う	平成27年度～	27年度予算案 90億円の内数 (地域医療介護総合確保基金)
4 介護福祉士養成施設等の活性化と機能強化等	介護福祉士養成施設等において、地域住民への介護技術研修の実施等により地域とのつながりを強化するとともに、学生に対する介護福祉士等修学資金貸付による支援を行い、学生の確保を進める。また、他産業からの参入促進しやすい環境整備として、「通信課程」を有効活用する。さらに、離職者を対象に、介護分野を含めた公的職業訓練を実施する	平成27年度～	27年度予算案 90億円の内数 (地域医療介護総合確保基金) 1,063億円の内数 (公的職業訓練等) 社会福祉士及び介護福祉士法関係法令改正
5 地域におけるマッチング機能の強化	福祉人材センターの機能強化(ナテライト展開の推進)、ハローワークによる福社人材確保重点プロジェクトの推進や、人口減少地域における合同就職説明会の開催等により、地域の実情に応じた、きめ細やかなマッチングを推進する	平成27年度～	27年度予算案 15億円の内数 (福社人材確保重点プロジェクト) 90億円の内数 (地域医療介護総合確保基金)
6 業界横断型の取組推進	業界内の横断的な連合(コンソーシアム)を創設し、情報発信のほか、共同採用・人材交流・研修等を進めること	平成27年度～	27年度予算案 90億円の内数 (地域医療介護総合確保基金)
7 障害者の参入促進	介護分野においても、障害者の参加を促進するため、ハローワークにおけるきめ細やかな職業相談、職業訓練、障害福祉サービス事業者による就労支援等を推進する	平成27年度～	27年度予算案 192億円の内数等

## 当面の具体的な施策メニュー（3/6）

### 目指す姿2 道を作る～キャリアパスを構築する～

8 従事者の資格 取得支援	介護従業者が、介護福祉士資格を取得しやすくなるよう、実務者研修の受講期間の設定の柔軟化や実務経験要件である3年間の見込み受験を認める	平成28年度～	社会福祉士及び 介護福祉士法施行規則改正等
9 離職した介護 福祉士の届出 制度創設と再 就業支援	介護福祉士の離職時に都道府県福祉人材センターへ届け出る制度を創設し、離職者情報を把握し、メールによる情報提供、技術の再修得のための研修、職場体験支援等により、復職しやすい環境づくりを行う	平成29年度～	社会福祉法改正 27年度予算案 90億円の内数 (地域医療介護総合確保基金)
10 介護事業者に よるキャリアバ ス整備の推進	介護職員処遇改善加算におけるキャリアパス要件の見直しを行い、キャリアアップ支援に取り組む事業者にかかる介護報酬上の更なる評価を行う。また、小規模事業者の共同による研修・人事管理制度の導入のための研修等を行う	平成27年度～	27年度 介護報酬改定 27年度予算案 90億円の内数 (地域医療介護総合確保基金)
11 キャリアアップ に取り組む事 業者への支援	キャリアアップに正規・非正規を問わず労働者に対して職業訓練などを実施する介護事業者に、訓練経費や訓練中の賃金助成を行う	平成27年度～	27年度予算案 319億円の内数 (キャリア形成促進 助成金・キャリア アップ助成金)
12 研修受講機会 の確保	各種研修(実務者研修、喀痰吸引等研修、認知症ケア研修、介護職員初任者研修等)の受講時における代替職員の確保等の支援(雇上げ経費)を行う	平成27年度～	27年度予算案 90億円の内数 (地域医療介護総合確保基金)

## 当面の具体的な施策メニュー（4/6）

### 目指す姿3 長く歩み続ける～定着促進を図る～

13	人材確保・育成の取組の「見える化」推進	各都道府県において、介護人材確保・定着に積極的に取り組む事業者への認証・評価を行う。また、介護サービス情報公表制度の項目に人材育成に係る取組情報の追加等を進める	平成27年度～ 27年度予算案 90億円の内数 (地域医療介護総合確保基金) 等
14	処遇の改善	介護職員処遇改善加算を拡充し、これまでの1人当たり月額3万円相当の賃金改善に加え、月額1万2千円相当の賃金改善を進める	平成27年度～ 27年度予算案 介護報酬改定 90億円の内数 (地域医療介護総合確保基金)
15	新任の人材の定着促進	介護事業者に対し、エルダー・センター制度導入促進のための研修を行い、介護施設・事業所における相談支援体制の充実を図るとともに、介護職員初任者研修等の受講支援を行う	平成27年度～ 27年度予算案 90億円の内数 (地域医療介護総合確保基金)
16	出産・育児と介護の仕事の両立支援	介護事業所内保育所の設置・運営等を支援するとともに、事業者の出産・育児を支援するための環境整備にかかる研修を行う	平成27年度～ 27年度予算案 90億円の内数 (地域医療介護総合確保基金)
17	雇用管理制度による職場「魅力づくり」の推進	雇用管理制度や介護福祉機器等の導入支援を行う助成金について、中小企業以外への適用拡大などの拡充を図るとともに、「魅力ある職場づくり」の普及・啓発や雇用管理制度の導入のための相談支援を行う。加えて、都道府県において、介護ロボット等の機器導入支援や、ICTを活用した利用者情報の共有等のシステム構築や各種労働関係法規の理解促進等の研修等を行う	平成27年度～ 27年度予算案 58億円 (職場定着支援助成金、雇用管理改善促進事業) 90億円の内数 (地域医療介護総合確保基金)
18	定着促進等に資する退職手当共済制度の見直し	社会福祉施設職員等退職手当共済制度について、定着促進を図る観点から長期加入者の支給乗率を引き上げるとともに、再就職支援の観点から、加入期間を通算できる離職期間について、2年以内から3年以内に見直す	平成28年度～ 社会福祉施設職員等退職手当共済法改正

## 当面の具体的な施策メニュー（5/6）

### ■指す姿4：山を高くする（継続的な質の向上を促す）

19 介護福祉士資格取得方法の見直し	介護福祉士養成施設卒業者に対し、國家試験を義務付ける（平成29年度より受験資格を付与し、養成施設と学生が円滑に対応できるよう、5年間をかけて漸進的に導入）	平成34年度～ 社会福祉士及び介護福祉士法改正
20 介護福祉士の役割の明確化	介護福祉士が、より一層中核的な役割を担うための方策や、必要な制度上の対応等について検討を進める	平成27年度～ 平成29年度目途
21 介護福祉士の専門性への評価	中核的な役割を担う介護福祉士によるサービスの質の評価を促進する観点から、平成27年度介護報酬改定において、介護福祉士の配置割合の高い介護施設・事業所に対する報酬上の更なる評価（サービス提供体制強化加算）を行う	平成27年度～ 27年度介護報酬改定
22 専門性向上に向けた研修の推進	中堅職員のチームケアに係るマネジメント能力向上や、医療的ケア・認知症ケアなど専門技術の習得のための研修受講を支援する。	平成27年度～ 27年度予算案 90億円の内数 (地域医療介護総合確保基金)
23 継続的な品質向上の支援	介護福祉士の継続的な質の向上を促すため、職能団体や養成施設団体との連携の上、資格の高度化等や専門性の向上に向けた検討を進める	(検討) (平成27年度～ (実施)適宜)

## 当面の具体的な施策メニュー（6/6）

### 目標5. 標高を定める～人材の機能分化を進める～

24 介護人材の適切な役割の明確化	様々な介護人材の適切な役割を進め、限られた人材を有効活用するため、求められる役割に応じた人材配置や養成の在り方にについて検討する	(調査・研究) 平成27年度～ (検討) 平成28年度～
25 介護福祉士養成カリキュラム等の改正	中核を担うべき高度人材たる介護福祉士に求められる役割を踏まえ、現行の介護福祉士養成カリキュラム等について検証を行い、必要に応じて見直しを行う	(検討) 平成29年度～ (実施) 平成30年度以降
26 未経験者が参入しやすい入門的な研修の推進	未経験者などが、その担うべき役割に即して参入しやすいよう、入門的な研修や他の福祉分野との共通基盤を修得するための研修の創設等について検討を進める	平成29年度に検討を開始し平成30年度以降実施

# 介護福祉人材確保の促進について(法改正事項)

- 2025(平成37)年に向けた介護人材の量的・確保対策を総合的に推進するため、予算や介護報酬での対応と併せて、社会福祉法、社会福祉士法及び介護福祉士法等を改正し、制度的基盤を整備する。

1. 介護人材確保に向けた取組の拡大
  - 介護人材確保はは喫緊かつ重要な政策課題であることから、福祉人材確保指針の対象範囲を拡大する

- 福祉人材確保指針の対象範囲を介護保険サービス全般に拡大  
・「社会福祉事業従業者」から「社会福祉事業及び社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従業者」まで拡大

2. 福祉人材センターの機能強化
  - 地域における介護人材確保対策の基盤である都道府県福祉人材センターの機能強化を図る

- 福祉人材センターにおける支援体制の強化
  - ・業務委託によるサテライト展開推進
  - ・ハローワークとの連携強化等
- 離職した介護福祉士の届出制度を創設し、再就業を促進  
・離職者情報の把握や情報提供等による求職者により、円滑な職場復帰を支援
- ※ 再就業のための研修・職場体験は地域医療介護総合確保基金で実施

3. 介護福祉士の国家資格取得方法見直しによる資質の向上
  - 介護福祉士の資格取得方法の一元化を実施し、資質・社会的評価の向上を図る
  - 若者や他業界からの参入促進、現場の介護人材のキャリア志向を向上させる措置を講じる

- 平成34年度から養成施設卒業者に対し、国家試験を義務づけ(平成29年度から受験資格を付与し、養成施設と学生が円滑に対応できるよう、5年間をかけて漸進的に導入)  
※ これに伴い、准介護福祉士を平成34年度から施行。
- 他産業からの参入促進を図る観点から「福祉系高校の「通信課程」の復活等
- ※ 地域の教育機会確保のため、カリキュラムが軽減されている特例高校を時限的に活用
- 数年かけて資格取得できる仕組み(単位制)の検討、実務者研修の受講期間の柔軟化

# 福祉人材センターの機能強化等

- 都道府県福祉人材センターが中心となり、地域における介護福祉・介護人材の確保を推進する
  - ① 福祉人材センターの機能強化により、総合的な福祉・介護人材の確保を推進
  - ② 地域における福祉・介護人材の支援体制を強化するための委託制度やその前提となる守秘義務規定等を整備
  - ③ 潜在介護福祉士の届出制度を設け、離職者の把握と求職者になる前の段階からの効果的・総合的支持を推進

※福祉人材センターとは、社会福祉法に基づき、福祉分野への就労を希望する者への職業紹介等を実施する指定法人

## ① 福祉人材センターの機能強化

### (福祉人材センターの支援対象の拡充)

- 介護老人保健施設等、社会福祉事業以外に従事する介護人材も福祉人材センターの支援対象となり、総合的な福祉・介護人材確保対策を推進

### ② 地域における支援体制の強化

#### (ハローワーク等との連携強化)

- 地域における就労の動向に応じた的確な福祉・介護人材確保のため、都道府県、ハローワーク等の官公署との緊密な情報共有を促進

#### (サテライト展開の推進)

- 福祉・介護人材や福祉・介護を志す者が、より身近な地域で支援を受けられるよう、福祉人材センターの業務を地域の関係団体等に委託することを可能とし、広域的な人材確保対策を推進

#### (センター職員の守秘義務の整備)

- 異職した介護福祉士の届出制度や委託制度による支援を、福祉・介護人材や福祉・介護を志す者が安心して受けられるよう、福祉人材センターの守秘義務規定を整備

### (離職した介護福祉士の届出制度の創設)

- 異職現場の中核を担うことが期待されている介護福祉士のうち約4割の者は介護に従事していない(平成25年10月現在)。このため、離職者情報の把握や、求職者になる前からの情報提供等の総合的な支援を行い、介護福祉士の再就業を促進

## ③ 離職した介護福祉士の届出制度の創設

福祉人材センター  
(離職者の把握)

届出データベース  
離職時等の届出  
の努力義務  
※届出合理化のため、  
インターネット経由  
での登録を検討

効果的な復職支援・潜在化予防

潜在介護福祉士  
約53万人

- メールによる情報提供等、求職者になる前から福祉・介護とのつながりを確保
- 一定期間、現場から離れていた者の不安感を払拭し、再就業が円滑に進むよう知識・技術の再修得研修や職場体験の実施

# 介護福祉士資格取得方法の一元化に向けた経緯について

- 平成19年の「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、介護人材の資質向上を図る視点から、資格取得方法を一元化（全ての者に一定の教育プロセスや実務経験を行った後に国家試験義務付けを行う（平成24年度施行））
- 平成23年に、新たな教育内容（喀痰吸引等）を踏まえ、一部の施行日を3年間延期（平成24年度→27年度施行へ）
- 平成26年、介護人材確保が困難な状況等を踏まえ、「医療・介護総合確保推進法」により、介護福祉士資格取得方法の一元化の延期（平成28年度施行へ）、介護人材確保の方策についての検討を行う旨規定

■は、施行済み □は、未施行（現行法では、平成28年4月施行予定）

教育プロセス （実務経験修習）	実務経験ルート	養成施設ルート	福祉系高専ルート
	3年以上の介護等の業務に従事する実務経験 を経た後、国家試験に合格して資格を取得する方法	厚生労働大臣が指定する介護福祉士養成施設等において資格を取得する方法	文部科学省による「介護福祉士職能」を修得するための学習目標を達成した者（平成25年更迭版）
国家試験	実務経験 3年以上 + 実務者研修 (6月以上／450時間)	履修期間 2年以上 （改正前 1,650時間）  (+200時間 = 1,850時間)	国家試験
【参考】資格取得者数	累計 約88.1万人	約30.3万人	内訳無し(実務経験ルートに含む)  平成25年度 約8.7万人 約1.1万人 (約0.4万人)

注1)累計資格取得者数は、平成25年9月末時点の登録者数である。

注2)平成25年度の資格取得者は、平成24年9月末から平成25年9月末までの登録者の増加数である。

注3)福祉系高校ルートは実務経験ルートの資格取得者数に含むが、参考として、（介護職の新規入職者（約35万人（平成25年実績（推計））の4%程度に相当）平成25年3月発表の国家試験合格者数を記載している。

単年度で約1.5万人

# 養成施設ルートへの国家試験導入の時期・方法について

考え方

留意点

(案)

平成28年度から  
国家試験を義務  
付け

義務付けに向けた準備期間が  
ない

養成施設  
ルートへの  
国家試験  
義務付け  
(=卒業者が  
国家試験を  
合格しなけ  
れば介護  
福祉士にな  
れない)

78

平成29年度から平成33年度までの養成  
施設卒業者についてには、  
  
① 卒業から5年間、暫定的に介護福祉  
士資格を付与  
② その間に以下のいずれかを満たせば、  
その後も引き続き介護福祉士資格を  
保持  
(a)卒後5年以内に国家試験に合格  
(b)原則卒後5年間連続して実務  
に従事

これまで同様、施行が迫ると、  
また延期するのではないか

平成34年度から  
国家試験を義務  
付け

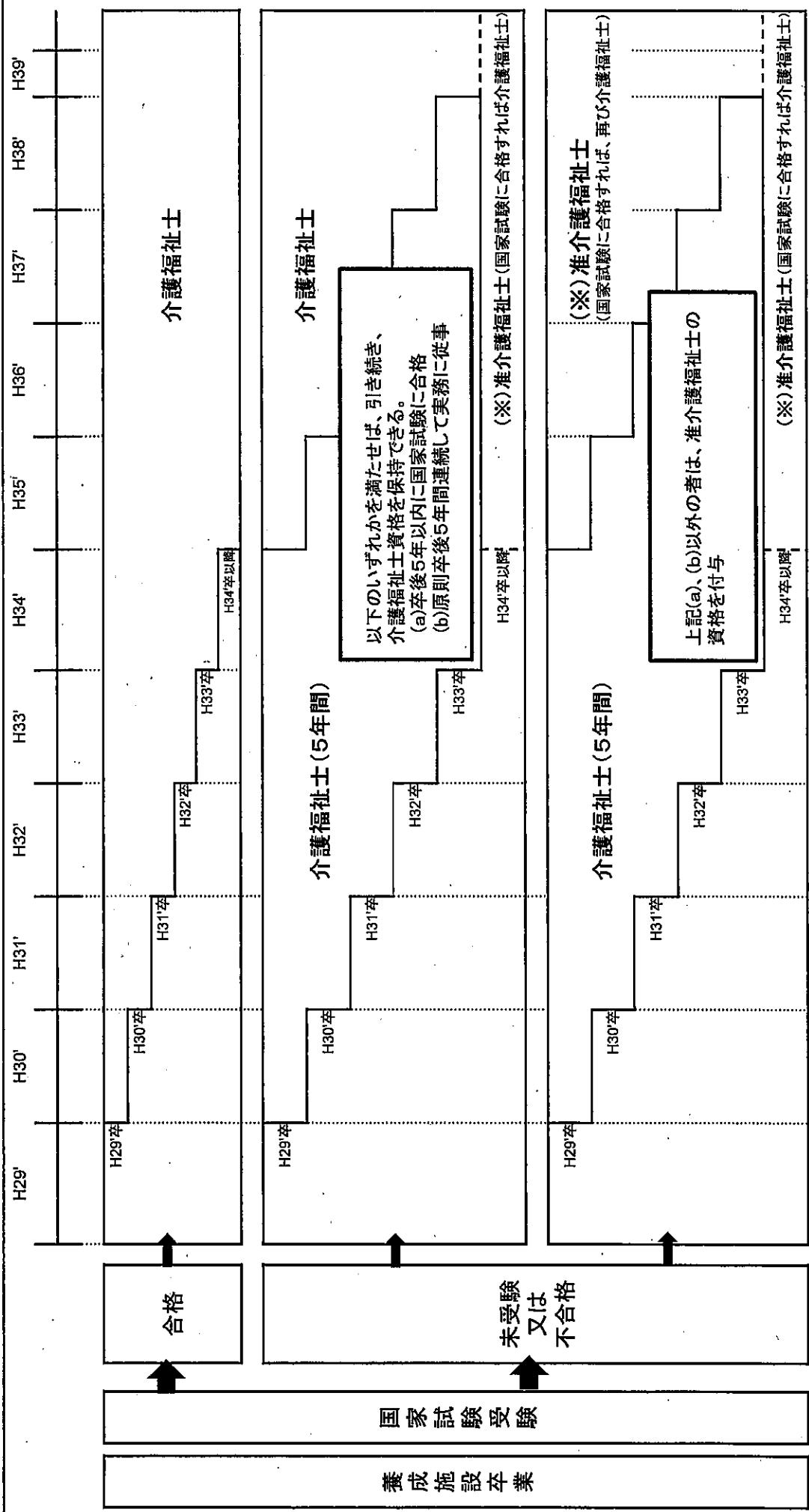
国家試験の義務  
付けを廃止  
又は  
「当分の間」施行  
延期

多様化・高度化する介護ニーズ  
への対応に必要な質の向上の  
方向性に逆行  
・一元化断念により、ルート間の  
アンバランスは是正されず  
・資格制度への不信は確定的

平成34年度からは、国家試験に合格す  
ることが介護福祉士の資格取得の要件

# 養成ルートへの国家試験導入の道筋

- 平成34年度から、養成施設卒業者に対し、国家試験の義務づけを実施する。
- 養成施設ど学生が円滑に対応できるよう、平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて漸進的な導入を図る。



(※)「准介護福祉士」とは、平成19年の社会福祉士及び介護福祉士法の改正に際し、国家試験の義務付けに伴い、「介護福祉士の技術的援助及び助言を受けて、専門的知識及び技術をもつて、介護等を業とする者」として規定。(現時点では未施行)  
准介護福祉士については、同改正法附則に検討規定が置かれ、附帯決議(参・厚労委)が付されている。

# 実務者研修の円滑な実施について

- 受講者本人及び施設側の負担を軽減する措置をこれまで行つてきたことに加え、より一層の環境整備を図った上で、平成28年度から施行。
- \*既に、平成26年1月1日現在、5,879人の者が実務者研修を修了、10,367人の者が実務者養成施設に在籍。

## 【平成19年改正】

- 実務経験ルートにおける受験資格として、理論的・体系的な知識・技能を学ぶため「実務者研修」(6月以上、600時間)を義務付ける
- 【平成23年改正～】(28年度より実施)

### ○実務者研修の負担軽減

- ①受講時間の短縮(600→450時間へ)、②既に履修した科目の読み替えができる仕組みの導入、③通信課程の活用等
- 介護事業者が「実務者研修」を受講する際に必要な代替要員を雇い上げるための費用を助成する仕組みを創設(24年度から)  
(受講者1人あたり平均25.6万円を助成(実績))

## 【H19改正】

- ①初任者研修等の受講歴に基づき、450時間全額を受講する必要のある者は少なく、320時間の受講が平均的な姿(サンプル調査では7～8割が該当)

- ②通信課程の活用により、320時間の受講のうち、275時間は通信での習得が可能  
・H26.4現在、実務者研修の総定員数約11,4万人のうち、通信課程の定員は約10万人(約9割)

(一般的な姿)  
医療的ケアの演習(※)

面接授業	②通信課程での受講が可能
医療的ケアの演習(※)	規制を撤廃(平成28年度から)

## 【今後】

- より一層受講・受験しやすい環境整備を図る
- 業務と両立して資格取得できることから、数年かけて国家試験の科目別に合格を認定する仕組み(いわゆる「単位制」等)の導入を検討

- 受験希望者の利便性のため、柔軟化(「受講期間6月以上の実務者研修の受講期間を6ヶ月以上」と規制を撤廃(平成28年度から))

\*「医療的ケアの演習」は、回数が設定されている(例:「口腔内の喀痰吸引」が「5回以上」等)

実務者研修の受講例（初任者研修修了者が受講する場合）

- ① 面接授業の日数は9ヶ月で7日間  
② 通信課程はテキストを読み、課題への回答やレポートを提出するという自習の形態(全体で16回提出)

# 被災地における福祉・介護人材確保事業

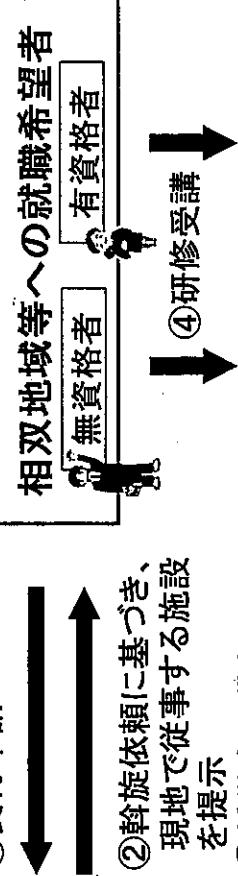
平成27年度予算案 1.8億円(1.9億円)(東日本大震災復興特別会計)  
【目的】東日本大震災により特に甚大な被害を受け、特に福祉・介護人材の確保が困難になっている福島県で従事する介護人材を広域的に確保する

## 事業の概要

- ①奨学金の貸与  
・介護職員初任者研修等の受講料 15万円を上限(実費の範囲内)  
・就職準備金 30万円  
※当該施設で2年間(就職準備金部分は1年間)従事すれば返還免除  
②住まいの確保支援(現地の住宅情報の提供)

## 【事業の流れ】

### ①貸付申請



### ③奨学金の貸与

- ⑤現地の住宅情報を  
紹介

### ⑥研修修了後)※



## 相双地域等の介護施設

人材の斡旋を依頼

※有資格者は現地で動

## ○ 福島県社会福祉協議会ホームページでの広報



福島県社会福祉協議会ホームページ



福島県外に居住する方にお知らせ。  
福島県相双地域等では「介護職」を募集中



## ○ 事業周知用ポスター

福島県社会福祉協議会ホームページ



福島県外に居住する方にお知らせ。  
福島県相双地域等では「介護職」を募集中



## 都道府県福祉人材センター 事業実施状況

1. 職員体制 (福祉人材センター・バンク 平成25年度事業実績および平成26年度事業計画等調査(平成26年6月))

都道府県名	合計			所長						一般職員											
	うち 正規	うち 専任	合計 うち 専任	正規/ 非正規			専任 常勤	兼任 常勤	増減 比較 人數	正規/ 非正規			専任 常勤	兼任 常勤	増減 比較 人數	正規/ 非正規			専任 常勤	兼任 常勤	増減 比較 人數
				常勤	非常勤	常勤				常勤	非常勤	常勤				常勤	非常勤	常勤			
合計	463	137	389	43	23	23	20	1	1	127	103	99	81	22	15	3	6	1	1	1	
平均	10	3	8	1	1	1	1	1	1	3	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	
記入C数	47	46	46	43	23	23	20	1	1	45	45	41	41	10	9	2	6	1	1	1	
北海道	6	2	5	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
青森県	10	1	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岩手県	13	2	13	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮城県	6	3	6	1	1	1	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
秋田県	9	3	6	1	1	1	1	1	1	4	3	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
山形県	9	3	5	1	1	1	1	1	1	3	3	1	1	3	2	1	1	1	1	1	1
福島県	12	3	12	1	1	正規	1	1	1	3	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1
茨城県	15	4	11	1	1	1	1	1	1	4	4	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
栃木県	9	5	8	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
群馬県	7	3	7	1	1	1	1	1	1	3	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1
埼玉県	16	2	16	1	1	正規	1	1	1	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
千葉県	10	2	10	1	1	正規	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
東京都	30	9	29	1	1	正規	1	1	1	9	9	9	9	9	2	2	2	2	2	2	2
神奈川県	8	2	7	1	1	正規	1	1	1	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
新潟県	5	2	4	1	1	正規	1	1	1	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
富山県	9	6	6	1	1	1	1	1	1	3	3	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
石川県	6	3	6	1	1	正規	1	1	1	4	3	4	3	1	1	1	1	1	1	1	1
福井県	8	3	8	1	1	正規	1	1	1	3	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1
山梨県	7	2	5	1	1	正規	1	1	1	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
長野県	11	1	10	1	1	正規	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岐阜県	12	2	12	1	1	正規	1	1	1	3	2	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1
静岡県	11	3	7	1	1	正規	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛知県	4	1	4	1	1	正規	1	1	1	3	1	3	1	1	1	2	2	1	1	1	1
三重県	7	1	7	1	1	正規	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
滋賀県	8	4	8	1	1	正規	1	1	1	3	2	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1
京都府	14	3	14	1	1	1	1	1	1	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2
大阪府	26	3	26	1	1	正規	1	1	1	3	3	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1
兵庫県	6	5	6	1	1	正規	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
奈良県	8	1	7	1	1	正規	1	1	1	3	1	3	1	1	1	2	2	1	1	1	1
和歌山県	9	3	5	1	1	正規	1	1	1	4	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
鳥取県	5	1	2	1	1	正規	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
島根県	11	3	11	1	1	1	1	1	1	3	3	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1
岡山県	7	6	1	1	1	正規	1	1	1	5	5	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1
広島県	8	2	8	1	1	正規	1	1	1	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
山口県	14	1	14	1	1	正規	1	1	1	8	1	8	1	1	1	6	1	1	1	1	1
徳島県	5	1	5	1	1	正規	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
香川県	5	1	4	1	1	非正規	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛媛県	11	5	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1
高知県	6	2	4	1	1	1	1	1	1	3	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
福岡県	9	7	9	1	1	正規	1	1	1	5	4	5	4	4	1	1	1	1	1	1	1
佐賀県	14	3	4	1	1	正規	1	1	1	3	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
長崎県	8	4	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
熊本県	9	2	8	1	1	正規	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大分県	11	2	6	1	1	1	1	1	1	3	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
宮崎県	8	1	7	1	1	正規	1	1	1	3	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿児島県	16	8	16	1	1	正規	1	1	1	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
沖縄県	5	2	5	1	1	正規	1	1	1	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1

都道府県福祉人材センター

1. 職員体制

都道府県名	合計			求人・求職相談担当										福祉人材確保相談担当										
				合計		正規					非正規					合計		正規					非正規	
	うち 正規	うち 専任	うち 正規	うち 専任	常勤	非常勤	常勤	非常勤	比較	人數	常勤	非常勤	常勤	非常勤	比較	人數	うち 正規	うち 専任	常勤	非常勤	常勤	非常勤	比較	人數
合計	463	137	389	72	10	58	5	2	3		34	17	9	2		4	4					4		
平均	10	3	8	3	2	2	2	2	1		2	2	2	1		1	1					1		
記入C数	47	46	46	28	6	25	3	1	3		19	7	5	2		4	4					4		
北海道	6	2	5																					
青森県	10	1	9	2		2					2					1	1						1	
岩手県	13	2	13	4	2	4	2				→	2				2							1	
宮城県	6	3	6																					
秋田県	9	3	6	2		2					2													
山形県	9	3	5	2		1					1		1											
福島県	12	3	12	1		1					1													
茨城県	15	4	11	2		1					1		1											
栃木県	9	5	8	2		2					2													
群馬県	7	3	7	2		2					2													
埼玉県	16	2	16	6		6					2	4												
千葉県	10	2	10	2	1	2	1				→	1					1	1					1	
東京都	30	9	29	4		4					4													
神奈川県	8	2	7																					
新潟県	5	2	4																					
富山県	9	6	6	3	3	2	2	1			→													
石川県	6	3	6																					
福井県	8	3	8																					
山梨県	7	2	5	1												1								
長野県	11	1	10	1		1						1					1	1					1	
岐阜県	12	2	12	2		2						2												
静岡県	11	3	7	6	1	5		1			→	5					1							
愛知県	4	1	4																					
三重県	7		7	1		1						1												
滋賀県	8	4	8																					
京都府	14	3	14																					
大阪府	26	3	26	6		6					4	2												
兵庫県	6	5	6	2	2	2	2				→	1												
奈良県	8	1	7																					
和歌山県	9	3	5																					
鳥取県	5	1	2	2		1						1		1										
島根県	11	3	11	1		1						1												
岡山県	7	6	1																					
広島県	8	2	8																					
山口県	14	1	14																					
徳島県	5	1	5																					
香川県	5	1	4																					
愛媛県	11	5		1	1			1			→													
高知県	6	2	4																					
福岡県	9	7	9																					
佐賀県	14	3	4	5								5		1										
長崎県	8	4	6	2		1						1		1										
熊本県	9	2	8	1		1						1												
大分県	11	2	6	3		2						2		1										
宮崎県	8	1	7	4		4						2	2											
鹿児島県	16	8	16																					
沖縄県	5	2	5	2		2						2												

都道府県福祉人材センター

1. 職員体制

都道府県名	合計			キャリア支援専門員								事業者アドバイザー									
	うち 正規	うち 専任	合計	正規				非正規				うち 正規	うち 専任	正規				非正規			
				常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤			常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤		
				人數	人數	人數	人數	人數	人數	人數	人數			人數	人數	人數	人數	人數	人數		
合計	463	137	389	145	24	133	19	2	3	86	26	4	5	12	12	9	3				
平均	10	3	8	4	2	4	3	2	1	3	3	2	5	4	4	5	3				
記入C数	47	46	46	41	10	38	6	1	3	28	8	2	1	3	3	2	1				
北海道	6	2	5	3	3					3											
青森県	10	1	9	2	2					2				3	3			3	-1		
岩手県	13	2	13	7	7					7											
宮城県	6	3	6	3	2	3	2			1											
秋田県	9	3	6	3	3					3				1							
山形県	9	3	5	2	2					2											
福島県	12	3	12	3	3					3											
茨城県	15	4	11	6	6					6											
栃木県	9	5	8	3	3	3				→											
群馬県	7	3	7	2	2					2											
埼玉県	16	2	16	3	3					2	1										
千葉県	10	2	10	3	3					3											
東京都	30	9	29	5	5					1	4										
神奈川県	8	2	7	5	5					5				1							
新潟県	5	2	4	2	2					2											
富山県	9	6	6	2	2					2											
石川県	6	3	6	1	1					1											
福井県	8	3	8	4	4					4				2							
山梨県	7	2	5	2	2					2											
長野県	11	1	10	4	4					4				2	2			2	-1		
岐阜県	12	2	12	3	3					3											
静岡県	11	3	7	3	1	2		1		→	2			1							
愛知県	4	1	4																		
三重県	7		7	5	5					5											
滋賀県	8	4	8	4	2	4	2			→	2			1							
京都府	14	3	14																		
大阪府	26	3	26	14	14					11	3										
兵庫県	6	5	6	2	2	2		2		→											
奈良県	8	1	7	4	4					4											
和歌山県	9	3	5	3	2					2	1										
鳥取県	5	1	2																		
島根県	11	3	11	4	4					4											
岡山県	7	6	1	1	1			1		→											
広島県	8	2	8																		
山口県	14	1	14	5	5						5										
徳島県	5	1	5	2	2					2											
香川県	5	1	4	1	1					1											
愛媛県	11	5		5							5										
高知県	6	2	4	1	1					1											
福岡県	9	7	9	3	3	3	3			→											
佐賀県	14	3	4	3							3	1									
長崎県	8	4	6	3	3	3	3			→											
熊本県	9	2	8	4	1	3		1		→	3										
大分県	11	2	6	4	4						4										
宮崎県	8	1	7																		
鹿児島県	16	8	16	6	6	6	6			→				7	7			7	-1		
沖縄県	5	2	5																		

都道府県福祉人材センター

1. 職員体制

都道府県名	合計	うち 正規	うち 専任	その他									
				合計		正規			非正規				
		うち 正規	うち 専任	常勤	非常勤	常勤	非常勤	比較 人数	常勤	非常勤	常勤	非常勤	比較 人数
合計	463	137	389			60	60		43	17			
平均	10	3	8			3	3		2	3			
記入C数	47	46	46			22	22		19	6			
北海道	6	2	5										
青森県	10	1	9										
岩手県	13	2	13	臨時職員		1	1			1			→
宮城県	6	3	6										
秋田県	9	3	6										
山形県	9	3	5	コーディネーター(保育士再就職支援)		2	2			2			↗ 2
福島県	12	3	12	保育センター、県内外人材確保事業		4	4			4			↗ 1
茨城県	15	4	11	事務員		2	2			2			→
栃木県	9	5	8	福祉介護人材参入促進事業担当		1	1			1			↗ 1
群馬県	7	3	7										
埼玉県	16	2	16	保育士・保育所支援センター、介護等体験等		4	4			4			→
千葉県	10	2	10	自主財源		1	1			1			→
東京都	30	9	29	保育・介護人材確保・その他		11	11			4	7		↗ 1
神奈川県	8	2	7										
新潟県	5	2	4										
富山県	9	6	6	再就職支援コーディネーター		1	1			1			→
石川県	6	3	6										
福井県	8	3	8										
山梨県	7	2	5	嘱託職員		1	1			1			→
長野県	11	1	10	専門相談員		1	1			1			→
岐阜県	12	2	12	人材定着支援アドバイザー・保育士専門員		3	3			3			↗ 1
静岡県	11	3	7										
愛知県	4	1	4										
三重県	7		7										
滋賀県	8	4	8										
京都府	14	3	14	上記以外		10	10			10			↗ 2
大阪府	26	3	26	介護福祉士等修学資金担当		2	2			1	1		→
兵庫県	6	5	6										
奈良県	8	1	7										
和歌山県	9	3	5	保育士支援コーディネーター		1	1			1			↗ 1
鳥取県	5	1	2										
島根県	11	3	11	保育士再就職支援コーディネーター		2	2			2			→
岡山県	7	6	1										
広島県	8	2	8	連携・協働推進員		5	5			3	2		→
山口県	14	1	14										
徳島県	5	1	5										
香川県	5	1	4	修学資金・潜在的研修		2	2			2			→
愛媛県	11	5											
高知県	6	2	4	保育士再就職支援コーディネーター		1	1			1			↗ 1
福岡県	9	7	9										
佐賀県	14	3	4	保育士支援コーディネーター		2	2			2			→
長崎県	8	4	6	会計担当		1	1			1			→
熊本県	9	2	8	保育士再就職支援コーディネーター		2	2			2			→
大分県	11	2	6										
宮崎県	8	1	7										
鹿児島県	16	8	16										
沖縄県	5	2	5										

2. キャリア支援専門員・事業所アドバイザーの保有資格(複数回答)

都道府県名	キャリア支援専門員										事業者アドバイザー									
	配置人數	26年度 保有資格(複数回答)									増減予定	配置人數	26年度 保有資格(複数回答)							
		精神福祉士	介護福祉士	保健福祉士	育児支援専門員	社会労士	キャリア	H	W	B			中小企業診断士	公認会計士	社労士	弁護士	税理士	その他	その他資格内容	
合計	135	144	22	3	21	7	11	6	8	10	27	31	29	6	10	4	5	4		
平均	3	4	2	1	1	1	1	2	1	1	2	6	6	1	2	2	2	4		
配置C数	39	40	13	3	15	6	9	3	6	7	16	5	5	5	5	2	3	1		
北海道	3	3																		
青森県	2	2										3	3	1	1	1				
岩手県	7	7																		
宮城県	3	3	1	1							1社会福祉主事、児童指導員、中学校教師									
秋田県	4																			
山形県	2	2	1								1社会福祉主事任用資格									
福島県	3	3	1	1																
茨城県	6	6	1	1							1教員									
栃木県	3	3	1	1	2	1														
群馬県	5	5	2	2	1	1														
埼玉県	2	3																		
千葉県	3	3									1職業紹介責任者									
東京都	5	5	4	1	1	2	2													
神奈川県	4	5	3	1																
新潟県	2	2	2								1社会福祉主事									
富山県	2	2	2	1	1	1														
石川県	1	1									1									
福井県	2	4									1									
山梨県	2	2																		
長野県	4	4									2ホームヘルパー2級									
岐阜県	3	3	1								2社会福祉主事									
静岡県	2	3	1																	
愛知県																				
三重県	5	5									4看護師、行政書士、社会福祉主事、教員免許									
滋賀県	3	4	1	1	1	1														
京都府																				
大阪府	11	11	2	4	1	2					2ヘルパー2級、社会福祉主事									
兵庫県																				
奈良県	4	4	1								1									
和歌山県	3	3	2	1																
鳥取県																				
島根県	4	4	2								1ホームヘルパー2級									
岡山県											1									
広島県																				
山口県	5	5	4								1金融行政職OB									
徳島県	2	2									1									
香川県	1	1																		
愛媛県	5	5	1								1保健師									
高知県																				
福岡県	3	3									3社会福祉主事、児童福祉司									
佐賀県	4	3	1	1																
長崎県	3	3									1									
熊本県	4	4									2中等-高等教師、児童指導員主任用資格、社会福祉主事認用資格									
大分県	4	4									3社会福祉主事任用資格1人、ヘルパー2級1人									
宮崎県																				
鹿児島県	6	6																		
沖縄県																				

### 3. 福祉・介護人材マッチング機能強化事業の実施状況

#### ①求職者向けの出張個別相談

都道府県名	ハローワーク						市区町村社協						養成校、大学、高校等※1					
	平成25年度実績			平成26年度計画			平成25年度実績			平成26年度計画			平成25年度実績			平成26年度計画		
	カ所数	延べ回数	延べ相談受付件数	求職登録数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	延べ相談受付件数	求職登録数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	延べ相談受付件数	求職登録数	カ所数	延べ回数
合計	307	4,354	10,285	919	344	4,438	45	164	237	126	14	170	588	745	2,414	1,052	403	572
平均	7カ所	104回	286件	54件	9カ所	114回	8カ所	27回	59件	63件	5カ所	57回	24カ所	30回	115件	132件	24カ所	34回
取組みC数	42			40			6			3			25			17		
北海道	7カ所	35回	111件		7カ所	54回							10カ所	10回	33件		10カ所	10回
青森県	7カ所	24回	22件		7カ所	24回							121カ所	121回	121件		146カ所	146回
岩手県	2カ所	22回	42件		2カ所	22回	2カ所	22回	21件		2カ所	22回	32カ所	32回	104件		32カ所	32回
宮城県	9カ所	76回	298件	31件	9カ所	72回							3カ所	6回	106件	67件	3カ所	3回
秋田県					9カ所	163回											8カ所	13回
山形県	7カ所	84回	361件	94件	7カ所	84回												
福島県	8カ所	96回	365件		8カ所	96回												
茨城県	4カ所	84回	75件	16件	5カ所	106回	10カ所	65回	141件	91件	10カ所	100回	7カ所	18回	349件	262件	7カ所	18回
栃木県	11カ所	222回	731件	99件	11カ所	230回												
群馬県	3カ所	36回	41件		3カ所	48回							2カ所	2回	19件			
埼玉県	6カ所	20回	70件		10カ所	50回							1カ所	1回				
千葉県	13カ所	165回	439件		13カ所													
東京都	13カ所	382回	845件	141件	8カ所	450回	3カ所	38回	57件	35件	2カ所	48回						
神奈川県	11カ所	211回	578件		11カ所	230回	2カ所	2回					97カ所	152回	14件		100カ所	160回
新潟県	7カ所	75回	430件	20件	7カ所	76回												
富山県	6カ所	108回	262件		6カ所	108回												
石川県	9カ所	66回	112件	24件	9カ所	96回							20カ所	46回	433件	243件	20カ所	50回
福井県	2カ所	99回																
山梨県	1カ所	11回			1カ所	11回							2カ所	14回			3カ所	17回
長野県	2カ所	2回			12カ所	12回							16カ所	16回			20カ所	20回
岐阜県	7カ所	228回	582件	40件	7カ所	210回												
静岡県	8カ所	72回	216件	108件	8カ所	72回												
愛知県	3カ所	48回	394件		4カ所	60回							18カ所	18回	18件			
三重県	9カ所	48回	298件	86件	9カ所	48回												
滋賀県	1カ所	12回	9件	3件	1カ所	12回							1カ所	1回	5件	2件	2カ所	2回
京都府	1カ所	1回	47件	4件	7カ所	7回												
大阪府	11カ所	56回	145件	99件	12カ所	60回							11カ所	14回	135件		13カ所	15回
兵庫県	13カ所	13回	46件	不明									29カ所	29回	29件	不明		
奈良県	2カ所	75回	113件	23件	3カ所	93回							6カ所	31回	221件		7カ所	35回
和歌山県	1カ所	44回	58件		1カ所	49回							1カ所	1回	20件			
鳥取県																		
島根県	1カ所	10回	25件		2カ所	20回	1カ所	10回	18件				2カ所	2回	15件			
岡山県	2カ所	2回																
広島県																		
山口県	8カ所	211回	496件		8カ所	216回												
徳島県	8カ所	36回	28件		4カ所	48回							1カ所	1回	8件		1カ所	1回
香川県	3カ所	48回	64件	45件	4カ所	52回												
愛媛県	7カ所	323回	438件		7カ所	317回												
高知県	6カ所	71回	544件		6カ所	72回							6カ所	9回	40件			
福岡県	12カ所	178回	259件		12カ所	159回												
佐賀県	5カ所	60回	174件	3件	5カ所	60回							4カ所	7回	25件	19件	4カ所	7回
長崎県	44カ所	123回			72カ所	72回	27カ所	27回					167カ所	167回				
熊本県	9カ所	190回			9カ所	192回							11カ所	20回	245件	72件	12カ所	25回
大分県	6カ所	301回	440件	83件	6カ所	297回							8カ所	13回	182件	161件		
宮崎県																		
鹿児島県	12カ所	386回	1125件		12カ所	390回							12カ所	14回	292件	226件	15カ所	18回
沖縄県																		

### 3. 福祉・介護人材マッチング機能強化事業の実施状況

#### ①求職者向けの出張個別相談

参考)出張相談と窓口相談の比較(25年度実績)

都道府県名	就職相談会、合同面接会等※2					その他※3					出張個別 相談	センター窓口 個別相談(電 話等含む)	
	平成25年度実績			平成26年度計画		平成25年度実績			平成26年度計画				
	カ所数	延べ 回数	延べ相 談受付 数	求職 登録数	カ所数	延べ 回数	カ所数	延べ 回数	延べ相 談受付 数	求職 登録数	カ所数	延べ 回数	
合計	190	235	1,602	137	164	197	176	421	882	75	55	323	15,420
平均	7カ所	9回	70件	17件	8カ所	10回	13カ所	30回	80件	19件	5カ所	27回	406件
取組み件数		27			21			14			12		38
北海道	1カ所	2回	64件		1カ所								208件
青森県	9カ所	16回			9カ所	16回							143件
岩手県	15カ所	15回	68件		15カ所	15回	5カ所	70回	116件		5カ所	70回	532件
宮城県													351件
秋田県					1カ所	4回							404件
山形県													98件
福島県													
茨城県	2カ所	2回	13件	7件	2カ所	3回	4カ所	5回	19件	1件	4カ所	5回	361件
栃木県													94件
群馬県							1カ所	5回	7件		1カ所	12回	不明
埼玉県													365件
千葉県							16カ所	16回					597件
東京都													377件
神奈川県	12カ所	13回	131件		15カ所	15回	2カ所	2回	8件		2カ所	2回	584件
新潟県	5カ所	7回	49件	5件	6カ所	8回							485件
富山県													731件
石川県	12カ所	23回	46件	10件	12カ所	24回							99件
福井県													67件
山梨県	9カ所	9回			12カ所	12回							609件
長野県	11カ所	11回			15カ所	15回							70件
岐阜県	2カ所	3回	13件		2カ所	3回							439件
静岡県	5カ所	10回	19件	10件	5カ所	10回	6カ所	11回	29件	10件	3カ所	6回	902件
愛知県	3カ所	3回	18件										176件
三重県	6カ所	6回	113件	78件									731件
滋賀県	8カ所	11回	30件		8カ所	11回	3カ所	48回			4カ所	50回	1218件
京都府	19カ所	19回	457件		20カ所	20回							682件
大阪府	3カ所	3回	40件		5カ所	5回							
兵庫県	6カ所	6回	53件	不明									595件
奈良県	8カ所	8回	74件	23件	6カ所	6回	6カ所	30回	97件	9件	6カ所	31回	40件
和歌山县	7カ所	7回	33件		10カ所	10回							179件
鳥取県													69件
島根県	10カ所	16回	65件				3カ所	30回	60件		2カ所	20回	266件
岡山県	7カ所	11回	58件										128件
広島県													595件
山口県	9カ所	10回	35件		9カ所	9回	21カ所	21回	429件		21カ所	21回	430件
徳島県	2カ所	2回	18件		2カ所	2回							411件
香川県	8カ所	8回	15件		4カ所	4回	3カ所	55回	105件	55件	4カ所	60回	164件
愛媛県													44件
高知県	2カ所	2回											5件
福岡県							2カ所	24回	10件		2カ所	22回	504件
佐賀県	5カ所	5回	8件	3件	5カ所	5回							1805件
長崎県							103カ所	103回					128件
熊本県													1145件
大分県	4カ所	7回	182件	1件			1カ所	1回	2件		1カ所	24回	558件
宮崎県													218件
鹿児島県													4226件
沖縄県													751件

### 3. 福祉・介護人材マッチング機能強化事業の実施状況

#### ②求職者向けのセミナー・講演会等に係る講師派遣

都道府県名	出張個別相談						ハローワーク						市区町村社協					
	平成25年度実績			平成26年度計画			平成25年度実績			平成26年度計画			平成25年度実績			平成26年度計画		
	カ所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数
合計	73	478	3,604	38	83	664	3	3	84	2	2	234	373	9,072	1,089	158	294	
平均	4カ所	28回	277件	19件	5カ所	42回	2カ所	2回	42件	2カ所	2回	12カ所	20回	605件	182件	11カ所	20回	
取組み件数	17		16		2				1			19			15			
北海道	7カ所	37回	235件		7カ所	54回						10カ所	10回	370件		10カ所	10回	
青森県	8カ所	25回	201件	33件	8カ所	25回												
岩手県																		
宮城県																		
秋田県				9カ所	163回										11カ所	16回		
山形県																		
福島県	9カ所	120回	1028件		9カ所	120回												
茨城県												8カ所	9回	509件				
栃木県																		
群馬県																		
埼玉県	5カ所	7回	46件				1カ所	1回	21件			15カ所	20回	914件	297件			
千葉県																		
東京都	3カ所	4回			5カ所	8回												
神奈川県	2カ所	2回	15件		2カ所	2回	2カ所	2回	63件		2カ所	2回	19カ所	27回	884件		20カ所	30回
新潟県	1カ所	4回	118件	5件	1カ所	5回												
富山県												2カ所	3回	90件	70件	2カ所	3回	
石川県																		
福井県	1カ所	4回										10カ所	18回					
山梨県	1カ所	15回			1カ所	15回						2カ所	14回			3カ所	17回	
長野県	12カ所	144回	1127件		12カ所	144回						6カ所	6回			8カ所	8回	
岐阜県																		
静岡県												8カ所	11回	512件		8カ所	11回	
愛知県																		
三重県																		
滋賀県															2カ所	2回		
京都府	2カ所	2回			2カ所	2回						14カ所	19回	699件		15カ所	15回	
大阪府	4カ所	4回	80件		5カ所	5回						45カ所	114回	3180件	306件	50カ所	120回	
兵庫県												6カ所	6回	163件	不明			
奈良県	2カ所	2回	15件		2カ所	2回						8カ所	31回	448件	302件	7カ所	35回	
和歌山县																		
鳥取県																		
島根県												57カ所	57回	900件				
岡山県																		
広島県																		
山口県																		
徳島県	8カ所	36回	44件		8カ所	12回						2カ所	2回	78件		2カ所	2回	
香川県	1カ所	13回	120件		1カ所	12回						5カ所	5回	89件	89件	3カ所	3回	
愛媛県																		
高知県	6カ所	47回	450件		6カ所	48回												
福岡県	1カ所	12回	127件		5カ所	47回												
佐賀県												4カ所	7回	25件	25件	4カ所	7回	
長崎県												2カ所	2回					
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県												11カ所	12回	211件		13カ所	15回	
沖縄県																		

3. 損祉・介護人材マッチング機能強化事業の実施状況

②求職者向けのセミナー・講演会等に係る講師派遣

都道府県名	養成校、大学、高校等※1						就職相談会、合同面接会等※2					
	平成25年度実績			平成26年度計画			平成25年度実績			平成26年度計画		
	カ所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数
合計	49	61	1,372	3	19	32	5	16	46	3	5	16
平均	7カ所	9回	274件	3件	5カ所	8回	1カ所	4回	12件	3件	2カ所	5回
取組み件数		7			4			4			3	
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県					1カ所	4回						
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県	8カ所	18回	1109件		10カ所	20回	1カ所	11回	31件		1カ所	12回
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県	5カ所	5回										
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県	2カ所	4回	7件				2カ所	3回	4件			
滋賀県												
京都府												
大阪府	2カ所	2回	30件		3カ所	3回	1カ所	1回	2件		3カ所	3回
兵庫県	11カ所	11回	218件	不明								
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県							1カ所	1回	9件	3件	1カ所	1回
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県	5カ所	5回	8件	3件	5カ所	5回						
長崎県	16カ所	16回										
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

### 3. 福祉・介護人材マッチング機能強化事業の実施状況

#### ②求職者向けのセミナー・講演会等に係る講師派遣

都道府県名	セミナー・講演会(講師派遣)						就職説明会・合同面接会の開催					
	平成25年度実績			平成26年度計画			平成25年度実績			平成26年度計画		
	カ所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数
合計	364	931	14,178	1,133	267	1,008	94	135	7,691	1,773	102	140
平均	14カ所	36回	644件	142件	13カ所	48回	6カ所	8回	513件	177件	7カ所	9回
取組み件数		26			21			16			15	
北海道	17カ所	47回	605件		17カ所	64回						
青森県	8カ所	25回	201件	33件	8カ所	25回						
岩手県							8カ所	8回	157件		8カ所	8回
宮城県												
秋田県					21カ所	183回						
山形県												
福島県	9カ所	120回	1028件		9カ所	120回						
茨城県	8カ所	9回	509件				4カ所	4回	113件	64件	10カ所	10回
栃木県							14カ所	14回	401件		13カ所	13回
群馬県												
埼玉県	21カ所	28回	981件	297件			4カ所	4回	139件	56件	5カ所	5回
千葉県												
東京都	3カ所	4回			5カ所	8回						
神奈川県	32カ所	60回	2102件		35カ所	66回	4カ所	5回	925件		3カ所	3回
新潟県	1カ所	4回	116件	5件	1カ所	5回						
富山県	2カ所	3回	90件	70件	2カ所	3回						
石川県												
福井県	16カ所	27回										
山梨県	3カ所	29回			4カ所	32回			1300件	700件		
長野県	18カ所	150回	1127件		20カ所	152回	19カ所	25回			18カ所	22回
岐阜県												
静岡県	8カ所	11回	512件		8カ所	11回	6カ所	28回	831件	219件	9カ所	31回
愛知県												
三重県	4カ所	7回	11件									
滋賀県					2カ所	2回						
京都府	16カ所	21回	699件		17カ所	17回						
大阪府	52カ所	121回	3292件	306件	61カ所	131回	5カ所	17回	1109件	460件	3カ所	15回
兵庫県	17カ所	17回	381件				5カ所	5回	1541件	104件	5カ所	5回
奈良県	10カ所	33回	463件	302件	9カ所	37回	2カ所	2回	81件	40件	3カ所	3回
和歌山県												
鳥取県												
島根県	57カ所	57回	900件				1カ所	1回	131件		4カ所	4回
岡山県							2カ所	2回				
広島県												
山口県												
徳島県	10カ所	38回	122件		10カ所	14回						
香川県	7カ所	19回	218件	92件	5カ所	16回	3カ所	3回	327件		3カ所	3回
愛媛県												
高知県	6カ所	47回	450件		6カ所	48回						
福岡県	1カ所	12回	127件		5カ所	47回						
佐賀県	9カ所	12回	33件	28件	9カ所	12回						
長崎県	18カ所	16回										
熊本県							7カ所	7回	177件	51件	7カ所	7回
大分県							5カ所	5回	314件	51件	5カ所	5回
宮崎県												
鹿児島県	11カ所	12回	211件		13カ所	15回	5カ所	5回	145件	28件	6カ所	6回
沖縄県												

3. 福祉・介護人材マッチング機能強化事業の実施状況  
 ③求人事業所向けのキャリア支援専門員による出張相談

都道府県名	施設・事業所				うち 社会福祉法人				施設・事業所以外						
	平成25年度実績		平成26年度計画		平成25年度実績		平成26年度計画		平成25年度実績		平成26年度計画				
	カ所数	延べ回数	開拓求人数	カ所数	延べ回数	開拓求人数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	開拓求人数	カ所数	延べ回数		
合計	6,911	9,837	8,722	6,622	9,132	3,845	5,235	3,495	3,532	4,317	228	511	223	496	
平均	197カ所	273回	581件	245カ所	326回	137カ所	187回	388件	221カ所	270回	33カ所	73回	32カ所	71回	
取組み件数	36		28			28		16			7		7		
北海道															
青森県	41カ所	41回		192カ所	192回						46カ所	46回		46カ所	46回
岩手県	1032カ所	1032回	219件	1032カ所	1032回	413カ所	413回		413カ所	413回					
宮城県															
秋田県															
山形県	129カ所	130回	不明	130カ所	130回	68カ所	68回	不明	70カ所	7回	9カ所	12回	不明	10カ所	10回
福島県	13カ所	13回		15カ所	15回	13カ所	13回		15カ所	15回					
茨城県	27カ所	29回		30カ所	30回	22カ所	22回		25カ所	25回					
栃木県	33カ所	33回		60カ所	60回	25カ所	25回								
群馬県	75カ所	75回	34件			45カ所	45回								
埼玉県	184カ所	371回	52件			153カ所	345回								
千葉県	24カ所	24回				19カ所	19回								
東京都	72カ所	72回	145件	100カ所	100回										
神奈川県	182カ所	382回		200カ所	400回	66カ所	209回		100カ所	200回	40カ所	156回		50カ所	160回
新潟県	5カ所	5回		50カ所	50回	5カ所	5回		40カ所	40回					
富山県	17カ所	17回	1件	20カ所	20回			1件							
石川県	23カ所	23回		25カ所	25回	12カ所	12回		15カ所	15回				5カ所	5回
福井県	75カ所	75回		280カ所	280回	56カ所	56回								
山梨県															
長野県	356カ所	1620回	6764件	350カ所	1500回	126カ所	574回	2396件	123カ所	531回					
岐阜県	381カ所	438回	50件	200カ所	200回	132カ所	181回	21件	100カ所	100回	18カ所	20回		10カ所	10回
静岡県	47カ所	47回		50カ所	50回	29カ所	29回				1カ所	1回			
愛知県	30カ所	30回				30カ所	30回								
三重県	159カ所	159回		150カ所	150回										
滋賀県	80カ所	83回	242件	120カ所	160回	62カ所	64回	201件	100カ所	120回					
京都府	157カ所	157回		100カ所	100回	95カ所	95回								
大阪府	8カ所	8回		10カ所	10回	8カ所	8回		10カ所	10回	92カ所	242回		100カ所	250回
兵庫県	3カ所	3回	3件			3カ所	3回	3件							
奈良県	94カ所	121回		80カ所	100回	54カ所	74回		50カ所	70回					
和歌山县	45カ所	45回		250カ所	250回	44カ所	44回		250カ所	250回					
鳥取県															
島根県	278カ所	278回	152件	250カ所	250回										
岡山県															
広島県															
山口県		586回			600回										
徳島県															
香川県	23カ所	23回	95件	24カ所	24回	4カ所	4回	17件	6カ所	6回					
愛媛県	12カ所	12回	5件	84カ所	84回										
高知県	18カ所	18回				18カ所	18回								
福岡県															
佐賀県	16カ所	16回		20カ所	20回	10カ所	10回		15カ所	15回					
長崎県	218カ所	218回		300カ所	300回										
熊本県	139カ所	141回	67件			89カ所	91回	47件						2カ所	15回
大分県	96カ所	130回	76件			48カ所	70回	58件			22カ所	34回			
宮崎県															
鹿児島県	2819カ所	3382回	817件	2500カ所	3000回	2196カ所	2708回	751件	2200カ所	2500回					
沖縄県															

3. 福祉・介護人材マッチング機能強化事業の実施状況  
 ④求人事業所向けの事業所アドバイザーによる出張相談

都道府県名	経営計画策定支援				採用計画策定支援				人事制度構築支援			
	平成25年度実績		平成26年度計画		平成25年度実績		平成26年度計画		平成25年度実績		平成26年度計画	
	カ所数	延べ回数										
合計	34	37	122	207	27	28	7	7	52	62	59	59
平均	5カ所	5回	17カ所	30回	14カ所	14回	4カ所	4回	7カ所	8回	10カ所	10回
取組み件数	7		7		2		2		8		6	
北海道												
青森県												
岩手県									1カ所	1回		
宮城県	2カ所	2回	2カ所	2回					7カ所	9回	8カ所	8回
秋田県									20カ所	20回	30カ所	30回
山形県												
福島県	12カ所	12回	10カ所	10回								
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県					24カ所	24回						
東京都												
神奈川県												
新潟県	2カ所	2回	3カ所	3回					4カ所	4回	4カ所	4回
富山県												
石川県	4カ所	4回	2カ所	2回			2カ所	2回	2カ所	2回	2カ所	2回
福井県			80カ所	160回								
山梨県												
長野県	9カ所	10回	15カ所	15回					8カ所	11回	10カ所	10回
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県	1カ所	1回							5カ所	10回		
大分県												
宮崎県												
鹿児島県	4カ所	6回	10カ所	15回	3カ所	4回	5カ所	5回	5カ所	5回	5カ所	5回
沖縄県												

3. 福祉・介護人材マッチング機能強化事業の実施状況  
 ④求人事業所向けの事業所アドバイザーによる出張相談

都道府県名	職員研修支援				各種規程類作成支援				その他			
	平成25年度実績		平成26年度計画		平成25年度実績		平成26年度計画		平成25年度実績		平成26年度計画	
	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数
合計	106	116	120	120	12	16	10	10	220	222	159	159
平均	21カ所	23回	20カ所	20回	4カ所	5回	3カ所	3回	31カ所	32回	32カ所	32回
取組みC数	5		6		3		3		7		5	
北海道												
青森県												
岩手県	80カ所	77回	100カ所	100回								
宮城県	1カ所	1回	2カ所	2回					2カ所	2回	2カ所	2回
秋田県												
山形県									41カ所	41回	40カ所	40回
福島県	15カ所	15回	6カ所	6回								
茨城県							1カ所	1回				
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県					2カ所	2回	4カ所	4回	11カ所	11回	14カ所	14回
富山県												
石川県			2カ所	2回								
福井県												
山梨県												
長野県			5カ所	5回								
岐阜県												
静岡県									3カ所	3回	3カ所	3回
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府									157カ所	157回	100カ所	100回
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県	4カ所	17回			8カ所	12回			1カ所	1回		
大分県												
宮崎県												
鹿児島県	6カ所	6回	5カ所	5回	2カ所	2回	5カ所	5回	5カ所	7回		
沖縄県												

### 3. 福祉・介護人材マッチング機能強化事業の実施状況

参考)キャリア支援専門員と事業者アドバイザーの支援実績の比較(25年度実績)

都道府県名	キャリア支援専門員の 施設・事業所対象出張相談				事業者アドバイザーの 施設・事業所派遣			
	25年度実績		26年度計画		25年度実績		26年度計画	
	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数
合計	7,139	10,348	6,060	13,717	451	481	477	562
平均	204カ所	287回	224カ所	473回	35カ所	37回	37カ所	43回
取組み件数	36		29		13		13	
北海道								
青森県	87カ所	87回	238カ所	192回				
岩手県	1032カ所	1032回	1032カ所	1445回	81カ所	78回	100カ所	100回
宮城県					12カ所	14回	14カ所	14回
秋田県					20カ所	20回	30カ所	30回
山形県	138カ所	142回	203カ所	138回	41カ所	41回	40カ所	40回
福島県	13カ所	13回	15カ所	30回	27カ所	27回	16カ所	16回
茨城県	27カ所	29回	30カ所	55回			1カ所	1回
栃木県	33カ所	33回	60カ所	60回				
群馬県	75カ所	75回						
埼玉県	184カ所	371回						
千葉県	24カ所	24回			24カ所	24回		
東京都	72カ所	72回	100カ所	100回				
神奈川県	222カ所	538回	150カ所	720回				
新潟県	5カ所	5回	50カ所	90回	19カ所	19回	25カ所	25回
富山県	17カ所	17回	20カ所	20回				
石川県	23カ所	23回	30カ所	45回	6カ所	6回	8カ所	8回
福井県	75カ所	75回	280カ所	280回			80カ所	160回
山梨県								
長野県	356カ所	1620回		2031回	17カ所	21回	30カ所	30回
岐阜県	399カ所	458回	210カ所	292回				
静岡県	48カ所	48回	50カ所	49回	3カ所	3回	3カ所	3回
愛知県	30カ所	30回						
三重県	159カ所	159回	150カ所	150回				
滋賀県	80カ所	83回	100カ所	280回				
京都府	157カ所	157回	100カ所	100回	157カ所	157回	100カ所	100回
大阪府	100カ所	250回	110カ所	178回				
兵庫県	3カ所	3回						
奈良県	94カ所	121回	60カ所	170回				
和歌山县	45カ所	45回	250カ所	500回				
鳥取県								
島根県	278カ所	278回	250カ所	250回				
岡山県								
広島県								
山口県		586回		600回				
徳島県								
香川県	23カ所	23回	24カ所	30回				
愛媛県	12カ所	12回	84カ所	84回				
高知県	18カ所	18回						
福岡県								
佐賀県	16カ所	16回	20カ所	35回				
長崎県	218カ所	218回	300カ所	300回				
熊本県	139カ所	141回	2カ所	15回	19カ所	41回		
大分県	118カ所	164回						
宮崎県								
鹿児島県	2819カ所	3382回	2200カ所	5500回	25カ所	30回	30カ所	35回
沖縄県								

# 都道府県別福祉人材センター・バンク職業紹介状況

平成26年4~12月

県名	新規求人件数(a)	新規求人件数	有効求人件数(b)	有効求人件数	新規求職者数(c)	有効求職者数(d)	内学生	紹介・応募人数		採用人数(e)	紹介による採用人数
								内応募人数	内紹介人数		
01. 北海道	6,335	3,339	1,909	1,004	1,526	516	54 (10.5%)	477	271	206	101 91
02. 青森県	1,288	718	370	200	773	316	150 (47.5%)	100	62	38	28 28
03. 岩手県	3,934	1,972	1,226	600	901	332	36 (11.0%)	388	193	195	140 133
04. 宮城县	3,594	1,514	1,154	484	643	213	14 (6.8%)	374	265	109	83 67
05. 秋田県	2,818	1,516	856	459	458	149	13 (8.6%)	212	104	108	132 72
06. 山形県	2,153	1,248	648	376	609	243	81 (33.3%)	206	94	112	67 64
07. 福島県	4,294	1,620	1,322	479	940	431	233 (54.0%)	166	123	43	41 25
08. 茨城県	5,273	2,280	1,760	736	819	285	62 (21.7%)	353	175	178	132 117
09. 栃木県	3,897	1,702	1,218	531	426	147	23 (15.8%)	289	205	84	113 52
10. 群馬県	7,109	3,324	2,204	1,030	2,282	906	243 (26.9%)	1,018	672	346	284 208
11. 埼玉県	11,180	4,888	3,638	1,550	2,735	1,204	573 (47.6%)	1,473	1,127	346	280 154
12. 千葉県	11,900	3,460	4,050	1,096	806	355	169 (47.7%)	610	534	76	69 57
13. 東京都	22,818	10,152	6,944	3,043	3,406	1,205	211 (17.5%)	9,895	7,824	2,071	746 381
14. 神奈川県	11,014	4,830	3,294	1,436	2,249	824	173 (20.9%)	2,060	1,533	527	275 148
15. 新潟県	2,356	944	732	298	417	143	12 (8.6%)	89	59	30	19 18
16. 富山県	3,947	1,817	1,273	582	954	455	333 (73.2%)	317	66	251	208 207
17. 石川県	3,728	1,942	1,202	620	1,205	494	164 (33.1%)	267	123	144	77 77
18. 福井県	2,493	1,537	792	471	853	353	104 (29.5%)	301	77	224	158 158
19. 山梨県	2,461	1,292	773	394	493	183	59 (32.1%)	377	196	181	60 55
20. 長野県	5,212	2,555	1,738	819	1,502	529	116 (21.9%)	415	242	173	221 102
21. 岐阜県	2,500	1,191	778	372	804	343	155 (45.0%)	218	112	106	91 58
22. 静岡県	10,891	5,816	3,393	1,784	3,507	1,292	340 (26.4%)	1,409	357	1,052	663 660
23. 愛知県	6,809	3,151	2,194	999	623	242	55 (22.7%)	683	614	69	67 42
24. 三重県	3,721	1,398	1,133	426	946	322	67 (21.0%)	216	106	110	91 82
25. 滋賀県	3,124	1,518	1,065	484	818	384	190 (49.4%)	272	150	122	122 80
26. 京都府	6,801	3,228	2,088	983	2,043	934	573 (61.4%)	1,029	628	401	225 198
27. 大阪府	10,787	5,144	3,298	1,573	2,303	790	79 (10.0%)	2,790	2,117	673	245 102
28. 兵庫県	4,171	1,944	1,346	623	437	183	58 (31.7%)	423	354	69	25 16
29. 奈良県	3,526	1,568	1,085	475	845	268	20 (7.6%)	582	279	303	197 187
30. 和歌山县	2,123	1,112	671	347	804	275	35 (12.6%)	255	52	203	102 101
31. 鳥取県	927	340	290	97	187	82	35 (42.4%)	52	43	9	30 3
32. 島根県	3,539	2,128	1,043	623	1,508	665	313 (47.1%)	418	177	241	248 210
33. 岡山県	5,451	1,928	1,754	602	464	191	59 (31.2%)	228	202	26	66 19
34. 広島県	4,490	1,886	1,495	603	546	238	98 (41.2%)	197	158	39	76 5
35. 山口県	1,250	545	382	171	754	309	97 (31.3%)	94	53	41	67 33
36. 徳島県	2,012	993	618	306	2,826	904	43 (4.7%)	145	86	59	41 40
37. 香川県	3,260	1,510	1,058	475	1,039	385	88 (22.8%)	149	80	69	49 44
38. 愛媛県	1,481	712	458	221	262	113	39 (35.0%)	80	47	33	34 34
39. 高知県	1,546	990	453	284	1,391	530	108 (20.3%)	255	89	166	104 101
40. 福岡県	4,519	1,970	1,329	591	756	304	82 (27.0%)	312	220	92	58 44
41. 佐賀県	635	353	203	110	668	211	4 (2.1%)	39	21	18	9 8
42. 長崎県	4,378	2,226	1,435	717	2,194	749	103 (13.8%)	699	159	540	126 126
43. 熊本県	1,682	914	485	260	862	268	53 (19.8%)	375	104	271	117 116
44. 大分県	2,475	1,347	744	400	1,291	469	114 (24.3%)	392	101	291	165 165
45. 宮崎県	1,161	645	380	207	379	140	26 (18.5%)	214	141	73	79 78
46. 鹿児島県	1,719	932	495	266	689	258	36 (14.1%)	126	83	43	25 23
47. 沖縄県	2,922	1,289	907	390	656	292	143 (48.8%)	156	111	45	80 29
合計	215,704	99,428	67,686	30,598	53,599	20,422	5,837 (28.6%)	31,195	20,589	10,606	6,436 4,818
全国平均値	4,589	2,115	1,440	651	1,140	435	124 (28.6%)	664	438	226	137 103

注) 表の合計について、四捨五入のため内訳を集計した数値とあわないものがある。

\* 有効求人件数・有効求人件数・有効求職者数は、平成25年4~12月の平均。

\* 新規求人件数・新規求人件数・新規求職者数・紹介人数・応募人数・採用人数は累計。

\* 紹介人数は、福祉人材センター・バンクが求人に對し紹介を行った求職者数。

\* 応募人数は、福祉人材情報システムが発行した応募用紙の件数(求職者が自ら申し込んだ件数)。

\* 採用人数は、福祉人材センター・バンクの紹介や応募用紙を利用して、採用が決まった人数。

紹介による採用人数は、福祉人材センター・バンクの紹介により採用が決まった人数。

平成26年4~12月

県名	有効求人倍率 (b/d)	充足率 (e/a)	就職率 (e/c)
01. 北海道	3.70	1.6%	6.6%
02. 青森県	1.17	2.2%	3.6%
03. 岩手県	3.70	3.6%	15.5%
04. 宮城県	5.43	2.3%	12.9%
05. 秋田県	5.75	4.7%	28.8%
06. 山形県	2.67	3.1%	11.0%
07. 福島県	3.07	1.0%	4.4%
08. 茨城県	6.18	2.5%	16.1%
09. 栃木県	8.30	2.9%	26.5%
10. 群馬県	2.43	4.0%	12.4%
11. 埼玉県	3.02	2.5%	10.2%
12. 千葉県	11.42	0.6%	8.6%
13. 東京都	5.76	3.3%	21.9%
14. 神奈川県	4.00	2.5%	12.2%
15. 新潟県	5.12	0.8%	4.6%
16. 富山県	2.80	5.3%	21.8%
17. 石川県	2.43	2.1%	6.4%
18. 福井県	2.24	6.3%	18.5%
19. 山梨県	4.21	2.4%	12.2%
20. 長野県	3.29	4.2%	14.7%
21. 岐阜県	2.27	3.6%	11.3%
22. 静岡県	2.63	6.1%	18.9%
23. 愛知県	9.05	1.0%	10.8%
24. 三重県	3.52	2.4%	9.6%
25. 滋賀県	2.77	3.9%	14.9%
26. 京都府	2.24	3.3%	11.0%
27. 大阪府	4.17	2.3%	10.6%
28. 兵庫県	7.37	0.6%	5.7%
29. 奈良県	4.05	5.6%	23.3%
30. 和歌山县	2.44	4.8%	12.7%
31. 鳥取県	3.55	3.2%	16.0%
32. 島根県	1.57	7.0%	16.4%
33. 岡山県	9.21	1.2%	14.2%
34. 広島県	6.27	1.7%	13.9%
35. 山口県	1.24	5.4%	8.9%
36. 徳島県	0.68	2.0%	1.5%
37. 香川県	2.75	1.5%	4.7%
38. 愛媛県	4.06	2.3%	13.0%
39. 高知県	0.85	6.7%	7.5%
40. 福岡県	4.38	1.3%	7.7%
41. 佐賀県	0.96	1.4%	1.3%
42. 長崎県	1.92	2.9%	5.7%
43. 熊本県	1.81	7.0%	13.6%
44. 大分県	1.59	6.7%	12.8%
45. 宮崎県	2.72	6.8%	20.8%
46. 鹿児島県	1.92	1.5%	3.6%
47. 沖縄県	3.11	2.7%	12.2%
合計	3.31	3.0%	12.0%
全国平均値			

参考) 平成25年度比  
(平成26年4~12月の累計/平成25年4~12月の累計)

新規求人件数(a)	新規求職者数(c)	採用人數(e)
121.2%	117.6%	82.2% 34.4%
132.5%	137.8%	71.2% 16.3%
121.8%	112.5%	92.2% 47.8%
125.5%	117.7%	77.6% 45.4%
130.0%	126.8%	84.8% 121.1%
150.9%	154.8%	125.6% 55.4%
154.1%	132.8%	97.7% 107.9%
133.6%	133.0%	73.3% 67.7%
129.4%	131.7%	81.6% 86.9%
116.5%	110.4%	79.0% 48.2%
130.5%	130.5%	112.6% 50.8%
127.5%	114.1%	69.5% 40.8%
146.9%	142.5%	98.5% 26.4%
183.5%	172.7%	228.1% 102.2%
154.1%	134.1%	104.3% 50.0%
119.2%	110.3%	100.8% 86.0%
145.5%	136.7%	76.9% 26.2%
103.9%	113.3%	74.4% 56.0%
129.7%	139.4%	103.1% 61.9%
125.6%	132.0%	80.9% 137.3%
133.0%	157.1%	115.0% 86.7%
142.2%	136.8%	124.1% 65.8%
137.4%	133.7%	65.3% 34.7%
159.4%	131.6%	88.4% 62.8%
118.2%	123.4%	87.3% 74.4%
130.4%	150.1%	118.5% 48.7%
146.3%	139.8%	71.3% 19.2%
155.9%	139.4%	75.5% 23.4%
138.4%	116.8%	77.9% 48.3%
98.8%	105.6%	78.9% 38.9%
105.0%	99.7%	50.3% 103.4%
127.5%	139.6%	88.8% 90.5%
124.1%	100.9%	41.7% 46.5%
137.1%	140.4%	68.1% 172.7%
112.5%	123.6%	81.1% 87.0%
202.8%	170.9%	156.8% 39.0%
158.4%	162.2%	158.4% 69.0%
109.8%	118.7%	73.2% 154.5%
139.5%	134.5%	78.5% 66.2%
111.2%	100.5%	58.6% 33.9%
101.8%	96.7%	36.4% 20.0%
101.2%	100.6%	93.0% 17.9%
170.2%	163.8%	120.2% 52.5%
109.4%	109.1%	79.9% 39.8%
102.9%	102.5%	82.2% 179.5%
101.7%	117.8%	72.1% 61.0%
116.7%	114.7%	50.8% 94.1%
133.7%	129.7%	89.1% 46.0%

○都道府県福祉人材センター・センター一覧  
都道府県福祉人材センター一覧(平成26年2月現在)

都道府県	福祉人材センター名	〒	所在地	TEL
北海道	北海道福祉人材センター	060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目1 かでる2・7 内	011-272-6662
青森県	青森県福祉人材センター	030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ内	017-777-0012
岩手県	岩手県福祉人材センター	020-0831	盛岡市三本柳8地割1番3 ふれあいランド岩手内	019-637-4522
宮城県	宮城県福祉人材センター	980-0014	仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館内	022-262-9777
秋田県	秋田県福祉保健人材・研修センター	010-0922	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館内	018-864-2880
山形県	山形県福祉人材センター	990-0021	山形市小白川町2-3-30 山形県小白川庁舎内	023-633-7739
福島県	福島県福祉人材センター	960-8141	福島市渡利字七社宮111 福島県総合社会福祉センター内	024-521-5662
茨城県	茨城県福祉人材センター	310-8586	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内	029-244-4544
栃木県	栃木県福祉人材・研修センター	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-643-5622
群馬県	群馬県福祉マンパワーセンター	371-8525	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6600
埼玉県	埼玉県福祉人材センター	330-8529	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内	048-833-8033
千葉県	千葉県福祉人材センター	260-0015	千葉市中央区富士見2-3-1 塚本大千葉ビル内	043-222-1294
東京都	東京都福祉人材センター	102-0072	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター内	03-5211-7923
神奈川県	かながわ福祉人材センター	221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター内	045-312-4816
新潟県	新潟県福祉人材センター	950-8575	新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ内	025-281-5523
富山県	富山県健康・福祉人材センター	930-0094	富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館(サンシップとやま)内	076-432-6156
石川県	石川県福祉人材センター	920-8557	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内	076-234-1151
福井県	福井県福祉人材センター	910-8516	福井市光陽2-3-22 福井県社会福祉センター内	0776-21-2294
山梨県	山梨県福祉人材センター	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ内	055-254-8654
長野県	長野県福祉人材センター	380-0928	長野市若里7-1-7 長野県社会福祉総合センター内	026-226-7330
岐阜県	岐阜県福祉人材総合対策センター	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内	058-276-2510
静岡県	静岡県社会福祉人材センター	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館シズウェル内	054-271-2110
愛知県	愛知県福祉人材センター	461-0011	名古屋市東区白壁1-50 愛知県社会福祉会館内	052-212-5519
三重県	三重県福祉人材センター	514-8552	津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館内	059-224-1082
滋賀県	滋賀県介護・福祉人材センター	525-0072	草津市笠山7-8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内	077-567-3925
京都府	京都府福祉人材・研修センター	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る 清水町375 ハートピア京都内	075-252-6297
大阪府	大阪福祉人材支援センター	542-0065	大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内	06-6762-9020
兵庫県	兵庫県福祉人材センター	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内	078-271-3881
奈良県	奈良県福祉人材センター	634-0061	橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内	0744-29-0160
和歌山县	和歌山県福祉人材センター	640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛内	073-435-5211
鳥取県	鳥取県福祉人材センター	689-0201	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター内	0857-59-6336
島根県	島根県福祉人材センター	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根内	0852-32-5957
岡山县	岡山県福祉人材センター	700-0807	岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ内	086-226-3507
広島県	広島県社会福祉人材育成センター	732-0816	広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内	082-254-3415
山口県	山口県福祉人材センター	753-0072	山口市大手町9-6 ゆ~あいプラザ 山口県社会福祉会館内	083-922-6200
徳島県	徳島県福祉人材センター・アイネット	770-0943	徳島市中昭和町1-2 徳島県立総合福祉センター内	088-625-2040
香川県	香川県福祉人材センター	760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター内	087-833-0250
愛媛県	愛媛県福祉人材センター	790-8553	松山市持田町3-8-15 愛媛県総合社会福祉会館内	089-921-5344
高知県	高知県福祉人材センター	780-8567	高知市朝倉戊375-1 高知県立ふくし交流プラザ内	088-844-3511
福岡県	福岡県福祉人材センター	816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ内	092-584-3310
佐賀県	佐賀県福祉人材・研修センター	840-0021	佐賀市鬼丸町7-18 佐賀県社会福祉会館内	0952-28-3406
長崎県	長崎県福祉人材センター	852-8555	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター内	095-846-8656
熊本県	熊本県福祉人材・研修センター	860-0842	熊本市中央区南千反畠町3-7 熊本県総合福祉センター内	096-322-8077
大分県	大分県福祉人材センター	870-0161	大分市明野東3-4-1 大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-7000
宮崎県	宮崎県福祉人材センター	880-8515	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター内	0985-32-9740
鹿児島県	鹿児島県福祉人材・研修センター	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7 鹿児島県社会福祉センター内	099-258-7888
沖縄県	沖縄県福祉人材研修センター	903-8603	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内	098-882-5703

○都道府県福祉人材センター・パンク一覧

福祉人材パンク一覧(平成26年2月現在)

都道府県	福祉人材パンク名	〒	所在地	TEL
北海道	函館市福祉人材パンク	040-0063	函館市若松町33-6	0138-23-8546
	旭川市福祉人材パンク	070-0035	旭川市5条通4丁目893-1 旭川市ときわ市民ホール内	0166-23-0138
	釧路市福祉人材パンク	085-0011	釧路市旭町12-3 釧路市総合福祉センター内	0154-24-1686
	帯広市福祉人材パンク	080-0847	帯広市公園東町3-9-1 带広市グリーンプラザ内	0155-27-2525
	北見市福祉人材パンク	090-0065	北見市寿町3-4-1 北見市総合福祉会館内	0157-22-8046
	苫小牧市福祉人材パンク	053-0021	苫小牧市若草町3-3-8 苫小牧市市民活動センター内	0144-32-7111
青森県	弘前福祉人材パンク	036-8063	弘前市宮園2-8-1 弘前市社会福祉センター内	0172-36-1830
	八戸市福祉人材パンク	039-1166	八戸市根城8-8-155 八戸市総合福祉会館内	0178-47-2940
群馬県	高崎市福祉人材パンク	370-0045	高崎市東町80-1 高崎市労使会館内	027-324-2761
	太田市福祉人材パンク	373-0853	太田市浜町2-7 太田市福祉会館内	0276-48-9599
東京都	東京都福祉人材センター多摩支所	190-0012	立川市曙町2-34-13オリンピック第3ビル内	042-595-8422
神奈川県	川崎市福祉人材パンク	211-0053	川崎市中原区上小田中6-22-5 川崎市総合福祉センター(エボックなかはら)内	044-739-8726
福井県	嶺南福祉人材パンク	914-0047	敦賀市東洋町4-1 敦賀市総合センター「あいあいプラザ」内	0770-22-3133
静岡県	浜松市福祉人材パンク	432-8035	浜松市中区成子町140-8 浜松市福祉交流センター内	053-458-9205
	静岡県社会福祉人材センター東部支所	410-0801	沼津市大手町1-1-3 沼津商連会館ビル内	055-952-2942
愛知県	豊橋市福祉人材パンク	440-0055	豊橋市前畑町115 豊橋市総合福祉センター内	0532-52-1111
滋賀県	滋賀県湖北介護・福祉人材センター	526-0036	長浜市地福寺町4-36長浜市民交流センター内	0749-64-5125
兵庫県	姫路市福祉人材パンク	670-0955	姫路市安田3-1 姫路市自治福祉会館内	079-284-9988
和歌山県	紀南福祉人材パンク	646-0028	田辺市高雄一丁目23番1号田辺市民総合センター内	0739-26-4918
島根県	島根県福祉人材センター石見分室	697-0016	浜田市野原町1826-1 いわみーる内	0855-24-9340
高知県	安芸福祉人材パンク	784-0007	安芸市寿町2-8 総合社会福祉センター内	0887-34-3540
	幡多福祉人材パンク	787-0012	四万十市右山五月町8-3 四万十市社会福祉センター内	0880-35-5514
福岡県	北九州市福祉人材パンク	804-0067	北九州市戸畠区汐井町1-6 ウエルとばた内	093-881-0901
	筑後地区福祉人材パンク	830-0027	久留米市長門石町1-1-34 久留米市総合福祉センター内	0942-34-3035
	筑豊地区福祉人材パンク	820-0011	飯塚市柏の森956-4 飯塚市社会福祉協議会内	0948-23-2210
	京築地区福祉人材パンク	824-0063	行橋市大字中津熊501 総合福祉センター「ゆくはし内	0930-23-8495
長崎県	佐世保福祉人材パンク	857-0028	佐世保市八幡町6-1 佐世保市社会福祉協議会内	0956-23-3174
大分県	日田市福祉人材パンク	877-0003	日田市上城内町1番8号 日田市総合保健福祉センター内	0973-24-7026
沖縄県	名護市福祉人材パンク	905-0014	名護市港2-1-1 名護市民会館内福祉センター内	0980-53-4142

# 都道府県福祉人材センター・バンクにおけるハローワークとの連携状況

(参考資料5)

(都道府県福祉人材センター・バンクとハローワークとの連携実績調査(平成27年2月))

	一般のハローワークとの連携				福祉人材コーナーを設置している ハローワークとの連携			
	平成25年度		平成26年度		平成25年度		平成26年度	
	都道府県 数	割合 (%)	都道府県 数	割合 (%)	都道府県 数	割合 (%)	都道府県 数	割合 (%)
(1) ハローワークとの連携による共催事業の実施	17	36.2%	40	85.1%	18	38.3%	44	93.6%
(2) 福祉人材センター運営委員会へのハローワーク担当者の出席	6	12.8%	12	25.5%	12	25.5%	31	66.0%
(3) ハローワーク主催の福祉人材確保推進協議会への出席	7	14.9%	11	23.4%	15	31.9%	35	74.5%
(4) 福祉人材センターの各種施策の周知・広報の協力	18	38.3%	45	95.7%	18	38%	46	98%
(5) ハローワークの各種施策の周知・広報に対する協力	15	31.9%	39	83.0%	18	38.3%	46	97.9%
(6) 福祉人材センターの各種施策の周知・広報の協力作成したリーフレット等の配置の協力	—	—	45	95.7%	—	—	47	100.0%
(7) ハローワークへの労働市場情報の提供	18	38.3%	5	10.6%	18	38.3%	18	38.3%
(8) ハローワークへの求職者情報の提供	1	2.1%	2	4.3%	6	12.8%	6	12.8%
(9) ハローワークへの求人情報の提供	0	0.0%	23	48.9%	2	4.3%	30	63.8%
(10) ハローワークからの労働市場情報の提供	9	19.1%	15	31.9%	10	21.3%	27	57.4%
(11) ハローワークからの求職者情報の提供	7	14.9%	2	4.3%	13	27.7%	7	14.9%
(12) ハローワークからの求人情報の提供	1	2.1%	24	51.1%	5	10.6%	33	70.2%
(13) ハローワーク主催「介護就職デイ」への参加、協力	13	27.7%	37	78.7%	15	31.9%	37	78.7%

	平成26年度					
	センター 数	割合 (%)	出張 箇所数	参考) ハローワーク数		出張先 割合(%)
				一般ハロー ワーク数	総計	
(14) ハローワークへの出張相談	48	91.5%	301	480	62.7%	
				544	55.3%	

\*ハローワークにおける出張相談は、原則福祉人材コーナーを設置していないハローワークにて実施

福祉人材コーナー設置ハローワークは64カ所(平成26年4月1日現在)

## ○福利厚生センター関係資料

## 都道府県地方事務局(業務受託団体)一覧

(平成27年2月現在)

地方事務局名	〒	所在地	TEL
北海道民間社会福祉事業職員共済会	060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目 北海道立道民活動センター4F	011-251-3828
青森県社会福祉協議会	030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ内	017-723-1391
岩手県社会福祉協議会	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-4466
宮城県民間社会福祉振興会	980-0014	仙台市青葉区本町2-9-8 本町ビル2階	022-227-5535
秋田県民間社会事業福利協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5	018-864-2703
山形県社会福祉振興会	990-0021	山形市小白川町2-3-31 山形県総合社会福祉センター	023-642-2155
福島県社会福祉協議会	960-8141	福島市渡利字七社宮111	024-523-1251
茨城県社会福祉協議会	310-8586	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2F	029-241-1133
栃木県社会福祉協議会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-643-5622
群馬県社会福祉協議会	371-8525	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6600
埼玉県社会福祉事業共助会	330-0075	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ3F	048-831-7547
千葉県社会福祉事業共助会	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	043-245-1729
東京都社会福祉協議会	101-0062	千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3F	03-5283-6898
神奈川県福利協会	221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2	045-311-8738
新潟県社会福祉協議会	950-8575	新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3F	025-281-5520
富山県社会福祉協議会	930-0094	富山市安住町5-21 サンシップとやま	076-432-2959
石川県社会福祉協議会	920-8557	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内	076-224-1212
福井県社会福祉協議会	910-8516	福井市光陽2-3-22	0776-24-2339
山梨県社会福祉協議会	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4F	055-254-8610
長野県社会福祉協議会	380-0928	長野市大字若里7-1-7	026-226-4126
岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉会館5F	058-275-5508
静岡県社会福祉協議会	420-8670	静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館内	054-254-5231
愛知県民間社会福祉事業職員共済会	461-0011	名古屋市東区白壁1-50 愛知県社会福祉会館内	052-212-5511
三重県社会福祉事業職員共済会	514-0003	津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館2F	059-226-1130
滋賀県民間社会福祉事業職員共済会	520-0044	大津市京町4-3-28 厚生会館1F	077-524-0261
京都府民間社会福祉施設職員共済会	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る375 ハートピア京都内	075-252-5888
大阪民間社会福祉事業従事者共済会	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2F	06-6761-4444
兵庫県社会福祉協議会	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内	078-242-4633
奈良県社会福祉協議会	634-0061	橿原市大久保町320-11	0744-29-0102
和歌山県社会福祉協議会	640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ピック愛内	073-435-5222
鳥取県社会福祉協議会	689-0201	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター	0857-59-6331
島根県民間社会福祉事業従事者互助会	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F	0852-32-5970
岡山県社会福祉協議会	700-0807	岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ内	086-226-2827
広島県社会福祉協議会	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	082-254-3423
山口県健康福祉財団	753-0814	山口市吉敷下東3-1-1 山口県総合保健会館内	083-925-2404
徳島県民間福祉施設職員共済会	770-0943	徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター内	088-622-9199
香川県社会福祉協議会	760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター内	087-861-0545
愛媛県社会福祉協議会	790-8553	松山市持田町3-8-15	089-921-8344
高知県社会福祉協議会	780-8567	高知市朝倉戻375-1 ふくし交流プラザ1F	088-844-9007
福岡県社会福祉協議会	816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ2階	092-584-3330
佐賀県社会福祉協議会	840-0021	佐賀市鬼丸町7-18	0952-28-3406
長崎県社会福祉協議会	852-8555	長崎市茂里町3-24	095-846-8600
熊本県社会福祉協議会	860-0842	熊本市南千反畠町3-7	096-324-5462
大分県社会福祉協議会	870-0161	大分市明野東3-4-1 大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-6888
宮崎県社会福祉協議会	880-8515	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター内	0985-22-3145
鹿児島県社会福祉協議会	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7	099-256-6767
沖縄県社会福祉協議会	903-8603	那霸市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内	098-882-5703

## 福利厚生センターサービスメニュー一覧(平成27年2月現在)

### 健康管理

- 生活習慣病予防健診費用助成
- 健康生活用品給付
- こころとからだの電話健康相談
- スポーツクラブ

### 慶事お祝い

- 結婚お祝品贈呈
- 出産お祝品贈呈
- 入学お祝品贈呈
- 永年勤続記念品贈呈

### 万一の際

- 会員死亡弔慰金
- 配偶者死亡弔慰金
- 入院・手術見舞金
- 高度障害・後遺障害見舞金
- 災害見舞金

### 余暇活用

- クラブ・サークル活動助成
- 指定保養所
- 会員制リゾート施設
- 全国提携宿泊施設
- 国内・海外パッケージツアー
- テーマパーク、提携レジャー施設
- レンタカー
- スクール ● スキー場

### 情報活用

- ホームページ
- ハンドブック
- 会員情報誌
- ソウェルクラブFAXニュース

### 地域

- 会員交流事業
- 地域開発メニュー

### 生活サポート

- 特別資金ローン、特別提携住宅ローン
- ソウェル団体生命保険・積立保険
- 傷害保険・入院保険・がん保険
- 住宅建築 ● 引越しサービス
- ショッピング ● 葬祭サービス
- カーライフ

### ソウェルクラブ “クラブオフ” 《2012年10月スタート》

- 国内外の宿泊施設、レジャー、スポーツ、ショッピング、映画、グルメ、介護サービス等75,000か所以上の施設が優待利用



## ソウエルクラブサービスメニュー一覧

(平成27年2月現在)

区分	サービスメニュー	サービス内容
健 康 支 援 事 業	●生活習慣病予防健診費用助成*	・30歳以上の会員が生活習慣病予防健診(法定健診は除く)を受診した場合、検査項目に応じて 2,830円~4,120円を助成。(乳がん・子宮がん検診費用は820円を限度に加算)
	健康生活用品給付	・健康生活に関わる品目の中から希望する1品を全会員に給付
	電話健康相談	・24時間365日、いつでも、どこからでも無料で、専門の医師やカウンセラーに健康に関する電話相談ができる。メンタルヘルス相談は心理専門職が対応し、必要な場合は面接カウンセリングが年5回まで無料で受けられる。
	スポーツクラブ	・コナミスポーツ、ルネサンスが法人会員料金で利用できる。カーブス(女性だけの30分フィットネス)は入会金66%OFF
余 暇 支 援 事 業	●クラブ・サークル活動支援*	・スポーツや教養・文化サークル活動への助成(会員1人当り1,000円を助成)
	指定保養所	
	・KKR宿泊施設	・優待料金に加え、
	・休暇村	・標準宿泊料金の10%割引に加え、
	・グリーンビア	・標準宿泊料金の5%~10%割引に加え、
	・ダイワロイユアルホテル	・特別優待料金に加え、
	会員制リゾート施設	
	・セラヴィリゾート泉郷	・会員と会員家族または同行者は、法人会員料金で利用できる。
	・ラフォーレ俱楽部	・会員と会員家族または同行者は、法人会員料金で利用できる。
	テーマ/パーク	・東京ディズニーリゾート、ハウステンボス、スペースワールドなど会員割引3~9%
旅 行 業	国内/海外旅行(パッケージツアー)	・近畿日本ツーリスト 日本旅行、トップツアーカー、クラブメッド、名鉄観光など会員割引3~10%
	ホテル・旅館・ペンション	・捷撲宿泊施設の割引利用。会員割引5~40%または特別料金適用
	レンタカー	・ニッポンレンタカー(最大55%割引)、日産レンタカー(最大47.2%割引)、タイムズカーレンタル(最大59%割引)、オリックス自動車レンタカー(最大40%割引)、トヨタレンタカー(5%割引)、Jネットレンターカー(最大55%割引)
	ソウエルクラブ"クラブオフ" (H24・10月開始) *	・全国の宿泊施設、テーマパーク、日帰り温泉施設、映画館などのレジャー施設、レストランなど飲食施設、店頭やネットでのショッピング、育児や介護サービスなど幅広い分野のサービスが優待料金で利用できる。対象施設は75,000ヶ所以上。
	●共済事業給付金	
生 活 支 援 事 業	・会員の死亡	・60万円
	・" (就業中、通勤時の事故の場合)	・180万円
	・会員の配偶者の死亡	・10万円
	・高度障害見舞金	・60万円
	・後遺障害見舞金	・最高120万円(就業中・通勤時の事故が原因)
	・入院見舞金	・就業中・通勤時の事故による場合、1日につき1,000円。手術を行った場合には損害保険会社が認定した手術内容に基づき給付
	・災害見舞金(法人)	・災害救助法適用地域内で一定規模以上の被害を受けた場合、1法人20万円
	・" (会員)	・" 1会員1万円
	任意加入の保険	任意に加入できる割安な保険
	・ソウエル積立保険	・死亡保障、医療保障、年金積立を一つにセットした総合保険
支 援 事 業	・ソウエル団体生命保険	・死亡保障(高度障害を含む)に限定した保険
	・ソウエル傷害保険	・事故によるケガの入院・通院・死亡などを補償する保険
	・ソウエル入院保険	・病気、ケガによる入院を補償する保険
	・ソウエルがん保険	・がんに限定した保険
	●永年勤続記念品贈呈*	・勤続満5年から30年まで5年刻みで記念品を贈呈(品目の中から1品を選択)
	●結婚お祝品贈呈*	・会員が結婚した場合に贈呈(商品券 10,000円)
	●出産お祝品贈呈*	・会員または会員の配偶者が出産した場合に贈呈(商品券 10,000円)
	●入学お祝品贈呈	・会員の子が小学校または中学校に入学した場合に贈呈(商品券 5,000円)
	住宅ローン(銀行提携)	・融資額 最高 5,000万円。一般利用者より金利が固定型で0.1%、変動型で0.2%割安 平成26年度においても9月まで、引き続き「金利優遇キャンペーン」(みずほ銀行)実施
	特別資金ローン(みずほ銀行)	・融資額 最高 300万円。教育資金、結婚資金、車購入資金などが、一般利用者より金利が3.0%程度割安
地 域 事 業	スポーツ、カルチャー	・ゴルフ、テニスクラブ、乗馬、スキー場、カルチャー、スクールなど会員割引。
	ショッピングなど	・住宅建築、引越しサービス、葬祭サービスなど会員割引。ソウエルweb書店5~15%割引、ウィズカウネット10%割引
	●海外研修	・海外の福祉事情を学ぶ海外研修
	メンタルヘルス講習会	・職場におけるメンタルヘルス対策の重要性を認識し、メンタルヘルス問題への対応能力を習得する。
	接遇講習会	・電話対応、接客方法等職場で必要な接遇マナーやクレームの対応を学習する。
	レクリエーション・リーダー養成講習会	・職場で活かせるレクリエーションについて、実践的に学習する。
	広報講習会	・広報の役割、広報誌の作成方法について学習する。
	パソコン講習会	・パソコンの主要ソフトの使い方や実践テクニックを学習する。
	特別講習会	・上記講習会以外に人材育成などの講習会を実施。(人間関係能力スキルアップ講習会、OJTスキルアップ講習会等)
	資格取得記念品贈呈*	・働きながら社会福祉に関する専門資格を取得した場合に贈呈(品目の中から1品を選択)
地 域 事 業	会員交流事業	・都道府県事務局が主催する割安な料金で、会員同士の親睦、リフレッシュを図る事業 (観劇・コンサート、国内旅行、テーブルマナー講習会、スポーツ競戦、テーマパークなど)
	地域開発メニュー	・都道府県事務局が地域で身近に割安な料金で利用できるメニューを開発したもの(レジャー施設、生活関連施設など)
その 他の 支 援 事 業	広報活動	
	・ソウエルクラブハンドブック	・全てのサービスの内容や利用方法などを掲載、全会員に配布
	・ソウエルクラブFAXニュース	・各事業のタイムリーな情報を掲載、毎月各事業所にFAX送信
	・会員情報誌「ソウエルクラブ」	・会員同士の交流・仕事や生活に役立つ記事を掲載、年4回全会員に配布
	・ホームページ	・利用促進及び加入促進を目的とした最新情報を随時提供
	・オリジナルカレンダー	・書き込みができる大判カレンダーを各事業所に配布
	・オリジナル手帳	・サービスの概要入りの手帳を希望する会員に配布

●印は、第1種契約対象職員の会員のみが利用できるサービスです。その他は全ての会員が利用できるサービスです。

(ただし、\*印の事業は、会員番号"019"で始まる会員はご利用になれません。)

《指定保養所の利用助成(会員1人1泊2,500円)は、第2種契約対象職員は対象外となりますが、優待料金及割引での利用は可能です。》

都道府県別加入状況（平成26年10月1日現在）

都道府県	加入団体数A	会員数	(参考)	
			社会福祉法人数B	A/B
北海道	780	40,320	891	87.5%
青森県	75	3,402	508	14.8%
岩手県	63	3,786	314	20.1%
宮城県	44	3,390	242	18.2%
秋田県	77	4,551	215	35.8%
山形県	104	5,816	228	45.6%
福島県	90	5,240	280	32.1%
茨城県	120	5,607	479	25.1%
栃木県	85	3,241	326	26.1%
群馬県	99	3,772	479	20.7%
埼玉県	140	6,605	745	18.8%
千葉県	72	3,077	602	12.0%
東京都	279	21,915	929	30.0%
神奈川県	51	2,685	745	6.8%
新潟県	46	4,136	418	11.0%
富山県	90	5,800	199	45.2%
石川県	61	3,013	300	20.3%
福井県	48	2,633	215	22.3%
山梨県	32	1,135	236	13.6%
長野県	61	2,737	337	18.1%
岐阜県	94	5,052	287	32.8%
静岡県	110	4,471	432	25.5%
愛知県	95	6,913	608	15.6%
三重県	137	6,465	354	38.7%
滋賀県	58	2,191	196	29.6%
京都府	86	4,119	444	19.4%
大阪府	84	6,189	1,131	7.4%
兵庫県	80	3,284	736	10.9%
奈良県	45	1,842	208	21.6%
和歌山県	50	1,876	206	24.3%
鳥取県	25	1,473	107	23.4%
島根県	17	724	258	6.6%
岡山県	67	5,718	346	19.4%
広島県	129	11,525	434	29.7%
山口県	68	4,148	294	23.1%
徳島県	77	3,094	160	48.1%
香川県	82	4,278	181	45.3%
愛媛県	58	4,232	208	27.9%
高知県	39	1,167	186	21.0%
福岡県	148	6,958	1,101	13.4%
佐賀県	38	1,636	233	16.3%
長崎県	94	4,605	512	18.4%
熊本県	98	4,081	648	15.1%
大分県	71	3,739	328	21.6%
宮崎県	59	3,066	373	15.8%
鹿児島県	52	2,573	581	9.0%
沖縄	110	3,364	396	27.8%
合計	4,488	241,644	19,636	22.9%

(注) 社会福祉法人数、厚生労働省調べ(平成26年3月末現在)による法人数。

地方公共団体の皆さまへ

# 「地方公共団体推薦入試」を実施

平成26年度の日本社会事業大学の専門職大学院入試から、「地方公共団体推薦入試」制度を実施しております。

地方公共団体から職員を派遣していただくことにより複雑化、多様化する自治体の福祉行政の核を担う人材を養成します。

## ① 特徴

- ① わが国唯一の福祉の専門職大学院
- ② 修業期間は1年(木曜日・金曜日の夜間、土曜日を基本とした2年間のコースもあり)
- ③ 厚生労働省の現職行政官による特別講義も用意
- ④ 学納金(入学金、授業料等):1年間合計約113万円(2年間の長期履修の場合約122万円)
- ⑤ 取得学位:福祉マネジメント修士(専門職)を取得
- ⑥ 筆記試験が免除されます

## ② 学びの内容

2つのコースをご用意

《福祉ビジネスマネジメントコース》 《アドバンスソーシャルワークコース》

多面的・重層的な発想ができる福祉サービスマネジャーを養成

知識・技術ともに高い専門性を備えた福祉サービスのスーパーバイザーを養成

《厚生労働省委託大学》

日本社会事業大学専門職大学院 福祉マネジメント研究科

<http://www.jcsu.ac.jp/>

## 時間割

※(例) 福祉ビジネスマネジメントコース

### 《1年履修》

	月	火	水	木	金	土
1 (9:00~10:30)						講義
2 (10:40~12:10)						
3 (13:00~14:30)		通常勤務 (実践省察)		演習 (隔週)		演習 など
4 (14:40~16:10)						
5 (16:20~17:50)						
6 (18:30~20:00)				講義		
7 (20:10~21:40)						

### 《2年履修》

	月	火	水	木	金	土
1						講義
2						
3		通常勤務 (実践省察)				
4						演習 など
5						
6					講義	
7						

### これまでの派遣実績

昨年度「地方公共団体推薦入試」では、神奈川県、三郷市から受け入れをいたしました。

また、これまでの入試方式においても熊本県、長崎県、埼玉県、東京都等からの受け入れ実績があります。

### 学費

(平成26年度)(2年コースの場合)

(円)

区分	入学金	授業料	社会福祉実習費	教育充実費	諸会費	合計
1年目	282,000	267,900	60,000	185,000	7,500	802,400
2年目	—	267,900	60,000	90,000	—	417,900
合計	282,000	535,800	120,000	275,000	7,500	1,220,300

### 地方公共団体推薦入試

出願資格	原則として3年以上の実務経験を有する者 (※詳細は入試要項をご参照ください)																										
選考方法	①個別面接審査(約30分) ②書類審査(「地方公共団体の推薦書」「実践研究計画書」「実践記録」)																										
試験時間割	面接審査(9:00~) ※開始10分前までに入場																										
試験日程 (平成27年)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>試験日</th> <th>出願期間</th> <th>合格発表日</th> <th>入学手続期間</th> <th>検定料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3期</td> <td>1/25(日)</td> <td>12/15(月)~1/6(火)</td> <td>2/3(火)正午</td> <td>2/4(水)~2/12(木)</td> <td rowspan="3">35,000円</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>3/7(土)</td> <td>1/19(月)~2/18(水)</td> <td>3/12(木)正午</td> <td>3/13(金)~3/18(水)</td> </tr> <tr> <td>第5期</td> <td>3/22(日)</td> <td>3/2(月)~3/13(金)</td> <td>3/22(日)17:00</td> <td>3/23(月)~3/25(水)</td> </tr> </tbody> </table>						試験日	出願期間	合格発表日	入学手続期間	検定料	第3期	1/25(日)	12/15(月)~1/6(火)	2/3(火)正午	2/4(水)~2/12(木)	35,000円	第4期	3/7(土)	1/19(月)~2/18(水)	3/12(木)正午	3/13(金)~3/18(水)	第5期	3/22(日)	3/2(月)~3/13(金)	3/22(日)17:00	3/23(月)~3/25(水)
	試験日	出願期間	合格発表日	入学手続期間	検定料																						
第3期	1/25(日)	12/15(月)~1/6(火)	2/3(火)正午	2/4(水)~2/12(木)	35,000円																						
第4期	3/7(土)	1/19(月)~2/18(水)	3/12(木)正午	3/13(金)~3/18(水)																							
第5期	3/22(日)	3/2(月)~3/13(金)	3/22(日)17:00	3/23(月)~3/25(水)																							

※筆記試験が免除されます。

### 願書請求・お問合せ先

《日本社会事業大学 入試広報課》

〒204-8555 東京都清瀬市竹丘3-1-30 / Tel: 042-496-3080 / Fax: 042-496-3081 / Web: <http://www.jcsu.ac.jp>

## 平成27年度 社会福祉研修実施計画（委託・補助事業）

課題名	目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数	開催期間	申込締切日及び 申込書提出先
1 社会福祉主事資格認定 通信課程 (公務員)	社会福祉主事として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得する者。	都道府県又は市区町村の職員で、社会福祉事業に從事している者	1回	2,000人	1年 [面接授業4日]	①27.6.16(火)～6.19(金) ②27.7.4(土)～7.7(火) ③27.7.9(日)～7.22(水) ※上記、①～⑤のうち指定された1回を受講	27.4.1(水) 社会福祉研修 主管部まで
2 社会福祉施設長資格認定 講習課程 (公立施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方により教授し、必要な資格を取得させる。	公立施設の施設長に就任している者の者又は施設長に就任していない者であって、施設長としての具体的要件を満たしていない者	1回	300人	1年 [面接授業5日]	①27.9.20(日)～9.24(木) ②27.10.15(木)～10.19(月) ③27.10.25(日)～10.29(木) ④27.11.7(土)～11.11(水) ※民間施設長の面接授業と同時に実施	27.4.1(水) 社会福祉研修 主管部まで
3 社会福祉法人経営者 研修課程	社会福祉法人の経営者として必要な法律及び技術を修得させる。	社会福祉法人の役員及び法人の経営に携わる者	(1) 経営管理コース (2) 人事管理コース (3) サービス管理コース	1回 1回 1回	3日 3日 3日	(1) 経営管理コース (2) 人事管理コース (3) サービス管理コース	27.10.17(火)～11.16(木) 27.5.20(木)～5.22(金) 27.10.4(日)～10.6(火) 中央福祉学院まで
4 児童福祉司資格認定 通信課程	児童福祉司として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方により教授し、児童福祉法の任用資格を取得させる。	都道府県、政令指定都市、尼崎市相談所設置市の職員及び児童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市区町村の職員で、学校教育法第8条による4年制大学を卒業した者、又は平成27年3月卒業見込みの者	1回	200人	1年 [面接授業5日]	27.10.20(火)～10.24(土)	27.4.1(水) 社会福祉研修 主管部まで
5 「福祉職員キャリアバス対応生活研修課程」 指導者養成研修課程	「福祉職員キャリアバス対応生活研修課程」の趣旨と目的を理解する。「指揮おばさんキリスト顔おじさんマニュアル」の活用方法を学ぶ。各科目の展開・指導方法を修得する。	各都道府県・指定都市社会福祉研修機関が推進する「福祉職員キャリアバス対応生活研修課程」の研修予定者	1回	80人	3日	27.4.18(土)～4.20(月)	27.4.1(水) 中央福祉学院まで

※都合により変更する場合があります。

平成27年度 社会福祉研修実施計画

(全社協独自事業)

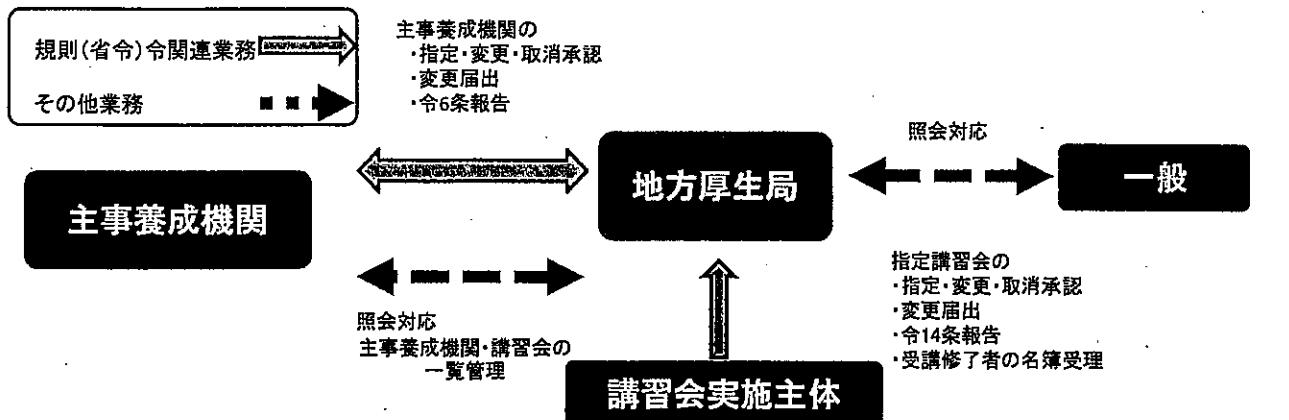
	日 期	対象者	実施回数	受講定員	開催期間等
1 社会福祉主事資格認定 （民間社会福祉専門院）	社会福祉主事として必要な知識及び技術を涵養する者により講授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の用資格を取得させる。	社会福祉法人等の社会福祉施設の基に就任予定の者又は施設又は団体に現在勤務している者	2 回	3,900 人	1 年 【面接受験5日】
2 社会福祉施設長資格認定 （民間社会福祉専門院）	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通じ教育の方法により教習し、必要な資格を取得させる。	社会福祉法人等の社会福祉施設の基に就任予定の者又は施設又は団体に現在勤務している者であつて、施設長としての具体的な要件を満たしていない者	1 回	700 人	1 年 【面接受験5日】
3 精査実務長専門講座	社会福祉施設の複雑化・複雑化に対応する専門的知識及び技術を修得させ、高度な実践能力を養成する。	社会福祉事業者（管理者）または理事長、理事等であつて、中央福祉士会員でない者であり、かつ次のいずれかに該当する者（①社会福祉士事務、介護福祉士、介護福祉士、支援員、理学療法士、作業療法士、看護師、介護、支援専門員の資格を有する者、②上記①の資格以外であつて、2年以上施設長の職位にあらる者）	1 回	200 人	1 年 【面接受験1日×2回】
4 社会福祉士適性課程 (社会福祉士資格取得編)	社会福祉士として必要な専門の知識及び技術について、適性検査の方法により検査し、社会福祉士資格試験のいきめに該当する者	社会福祉士が介護福祉士養成施設指定規則 第3条第一号イのいきめに該当する者	[第2回] 500 人	[面接受験10ヶ月 ×4回] 〔面接受験者は実習指導 第1回3日、第2回2日〕	毎2ヶ月 面接受験は次の5回 東京： 27.5.2-3、6.13-14、10.3-4、10.17-18 東京B： 27.5.9-10、6.20-21、10.10-11、10.24-25 大阪A： 27.5.16-17、5.30-3、9.5-6、9.19-20 大阪B： 27.5.23-24、6.6-7、9.12-13、9.26-27 07.3次会場： 27.6.25 (木) ~6.28 (日) 、10.29 (木) ~11.1 (日) <本課程指標> 会場は東京のみ 7.4.24 (金) ~4.26 (日) 、27.11.7 (土) ~11.8 (日)
5 都道府県・指定都市社会福祉 協議会管理職員研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の幹・関係等 される管理職員に対する知識及び技術の向上を図る。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の幹・関係等	1 回	30 人	3 日 27.9.29 (火) ~10.1 (木)
6 市区町村社会福祉協議会 管理職員研修会	市区町村社会福祉協議会の幹・関係等 市役所長等、指定都市社会福祉協議会の幹・関係等の職員に必要とされる管理職員に対する知識及び技術の向上を図る。	市区町村社会福祉協議会の幹・関係等	1 回	60 人	3 日 27.9.13 (日) ~9.15 (火)
7 都道府県・指定都市 研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の幹・関係等の職員に必要とされる知識及び技術の向上を図る。 市役所長等、指定都市社会福祉協議会の幹・関係等の職員に必要とされる知識及び技術の向上を図る。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の幹・関係等の職員	1 回	60 人	3 日 28.2.1 (火) ~2.3 (水)
8 社会福祉協議会・社会福祉施設 会員研修会	社会福祉協議会・社会福祉法人「新会計基準」に必要とされる社会福祉施設会員の会計業務担当者等に対する知識及び技術の向上を図る。 社会福祉施設会員の会計業務担当者等、会計実務能力の向上を図る。	社会福祉協議会・社会福祉施設会員の会計業務担当者等	1 回	500人	6ヶ月 【面接受験1日】
9 都道府県・指定都市社会福祉 研修会	都道府県・指定都市社会福祉施設の職員で 社会の問題研究を進めるために必要な知識及び技術 を習得させる。	都道府県・指定都市社会福祉施設の職員で 研究会西、通常に携わる者	1 回	60 人	3 日 27.4.22 (木) ~4.24 (金)
10 研修会担当者研修会	研修会担当者として、必要な実務能力の修得を 図る。	(1) 施設職員コース 社会福祉法人・施設等で「職場研修」を推進する 者 (2) インストラクター養成コース 「職場研修」担当者またはコースインストラクターとして、各部連絡係・指定都市社会 福祉研修会担当者が推進する者	2 回	各40 人	3 日 ①27.6.12 (金) ~6.14 (日) ②28.2.1 (月) ~2.3 (水)
11 スーパービジョン研修会	社会福祉の指導的機能が必要とされる一般職員等への 指導・助言（スーパーバイジョン）に関する実践的能力の 向上を図る。	社会福祉法人等が担当する施設等の指導的立場の相談 員、企画課、保育課員等（グループリーダー、主任、班長、新鮮正等）	2 回	各120 人	3 日 27.6.12 (金) ~6.14 (日) 施設職員コース（第1回）と同時開催
12 「福祉職員キャリアパス 対応型研修課程」 セカンド研修会	「福祉職員キャリアパス対応型研修課程」の指導者養成研修を行なう者、本課程の指導 にやるやく役員を務めし、本課程による指導交換を目的に して、指導者の異なるスキルアップを図ることを目的に開 催する。	各都道府県・指定都市社会福祉研修会が推進す る指導者養成研修修了者で現に「介護職員キャリアパス 対応型研修課程」の指導者がある者	1 回	30 人	2 日 27.11.20 (金) ~11.21 (土)

※都合により変更する場合があります。

## 国立保健医療科学院において実施する研修（平成27年度（案））

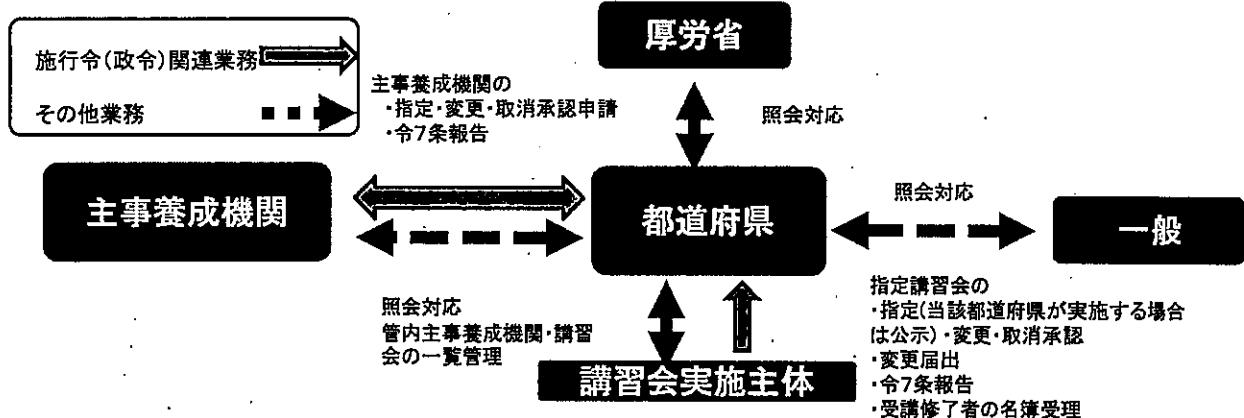
研修名	目的	対象者	受講定員	研修期間
都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修				
a 社会福祉法人・老人福祉施設おおよび障害者福祉施設担当	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・福祉施設（介護保険施設、老人福祉施設おおよび障害者福祉施設等）の許認可、運営、経理の指導監督に従事する職員が、適切な指導監査を実施、普及できるよう、社会福祉制度の動向及び法規、監査の意義を理解し、質の高い指導・監査を実践することを目的とします。	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・福祉施設（介護保険施設、老人福祉施設おおよび障害者福祉施設等）の許認可、運営、経理を実施するための指導監督にあたる者（原則、運営、経理を1年以上有し自治体内で初任者の育成指導にあたる者）	200人（各100人）	3日間
b 社会福祉法人・児童福祉施設担当	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・福祉施設（介護保険施設、老人福祉施設等）の許認可、運営、経理の指導監督への指導・監査の意義を理解し、質の高い指導・監査を実践するための知識・技術を得ることを目的とします。	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・児童福祉施設（介護保険施設、老人福祉施設等）の許認可、運営、経理を実施するための指導監督にあたる中堅職員（原則、経験を1年以上有し自治体内で初任者の育成指導にあたる者）	100人	3日間
福祉事務所長研修	福祉事務所長が、社会福祉の現代的課題、特に保健医療福祉の連携に基づく地域の福祉課題への対応、貧困低所得者の自立支援等の知識や技術を理解し、参加者相互の情報交換や演習を通じて効果的に福祉事務所を運営するための知識・技術を修得することを目的とします。	福祉事務所長（情報交換・グループワークを含む全カリキュラムに参加できる者）	80人	3日間
生活保護自立支援推進研修	都道府県・指定都市・中核市及び福祉事務所において、生活保護の自立支援に関する事業を担当する職員が、管内における要保護層への自立支援の推進に寄与するために、自立支援の意義・目的を理解し、自立支援の効果的な自立支援の事業企画運営手法および自立支援スキル向上にむけた人材育成の手法を修得することを目的とします。	(1)都道府県・指定都市・中核市において生活保護の自立支援に関する事業を担当する職員 (2)福祉事務所長（カリキュラムに参加できる者）	30人	3日間
児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	児童相談所の中堅の児童福祉司又は児童心理司が、児童虐待の相談援助の基礎的な知識・スキルを前提として、他機関との連携を充実させ、より効果的な児童虐待の相談援助をすすめることを目的とします。	児童相談所の児童福祉司又は児童心理司とし、児童虐待の相談援助の基礎的な知識・スキルを有する方	60人	3日間
介護保険指導監督中堅職員研修	介護保険指導監督業務に従事している指導的な立場の中堅職員が、適正な介護保険制度の実施にむけた指導監督の課題とその解決を理解し、必要な知識・技術を修得することを目的とします。	第1回：都道府県（出先機関含む）において、介護保険指導監督業務に従事している指導的立場にあたる職員 第2回：指定都市・中核市において、介護保険指導監督業務に従事している指導的立場にあたる職員	80人	各回3日間
婦人相談所等指導者研修	婦人相談所等の指導者（所長や相談指導員等）が、女性保健事業・DV被害者支援（含む、同性児童の保護支援）の実地指導・監査の標準化や業務管理制度化の実践を修得することを目的とします。	暴力・虐待の被害を受けた母子に対する保護・婦人保健の中核を担う行政機関の指導的立場にあたる婦人相談所等の指導者（婦人保健事業の実践指導員等）	25人	3日間
ユニット型施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、特定施設）の施設整備およびサービスマネジメントビスマネジメント	ユニット型施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、特定施設）の施設整備およびサービスマネジメントビスマネジメントを適切に行うために、ユニットケアの理念・生活像・建物・運営・経営を理解し、事業者に対して適切な助言を実施するための知識を修得することを目的とします。	(1)都道府県・政令市及び中核市の高齢者福祉部局の施設整備担当者 (2)都道府県・政令市及び中核市の高齢者福祉部局のサービスマネジメント担当者	100人（1)50名(2)50名	3日間
[問い合わせ先]	国立保健医療科学院総務部研修・業務課 埼玉県和光市南2-3-6 TEL 048-458-6111 <a href="http://www.nishin.go.jp/">http://www.nishin.go.jp/</a>			

## 社会福祉主事養成機関等の指定等業務(現行)



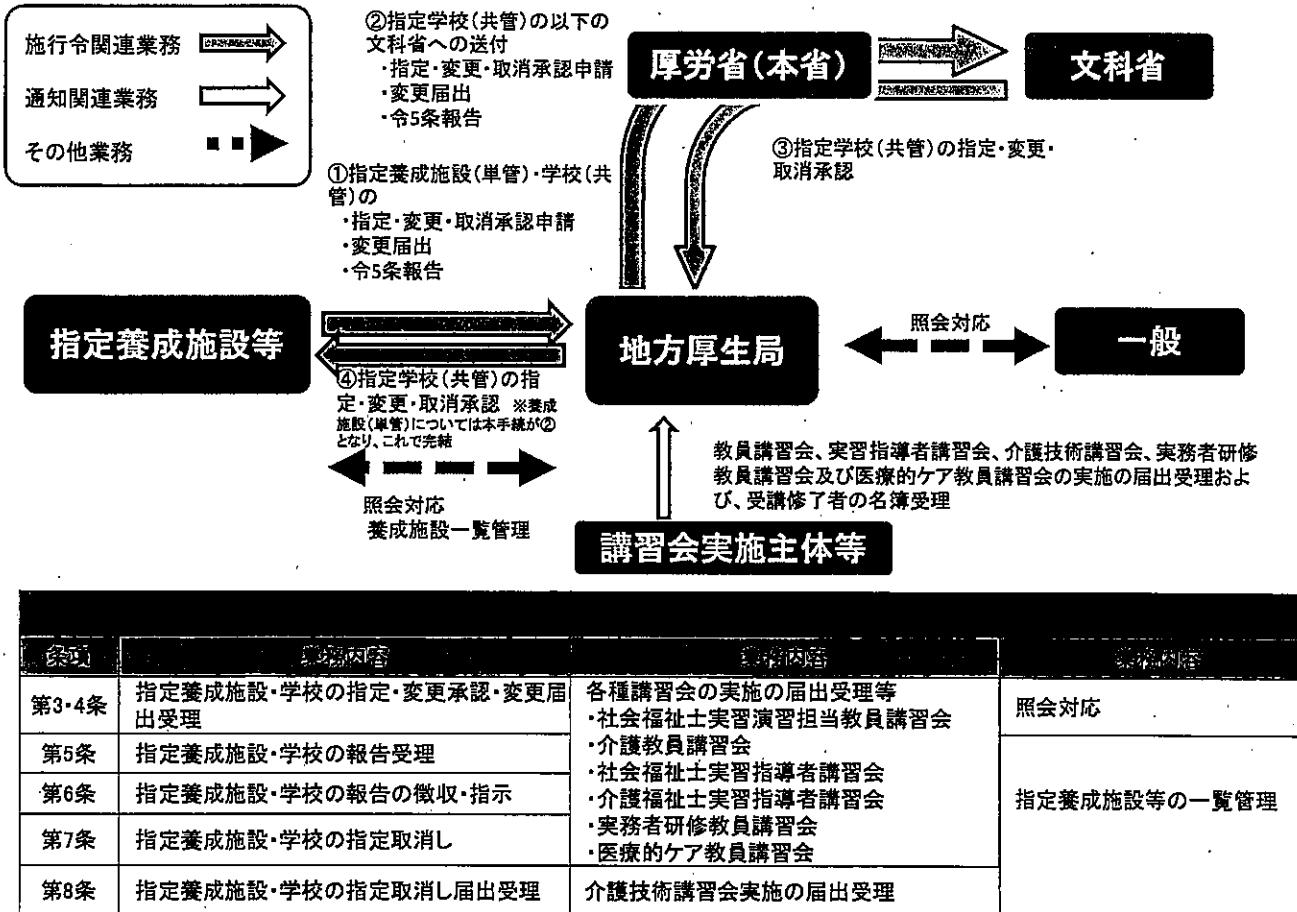
条項	業務内容	条項	業務内容	業務内容
第3条第1項	指定申請書の受理	第11条	指定申請書の受理	照会対応
第4条第1項・第2項	変更届出書・変更届出申請書の受理	第12条第1項・第2項	変更届出書・変更届出申請書の受理	主事養成機関・講習会の一覧管理
第6条	報告書の受理	第14条	報告書の受理	
第7条第1項・第2項	報告の徴収・指示	第15条第1項・第2項	報告の徴収・指示	
第8条	指定取消し	第16条	指定取消し	
第9条	指定取消し申請書の受理	第17条	指定取消し申請書の受理	

## 社会福祉主事養成機関等の指定等業務(都道府県移譲後案)



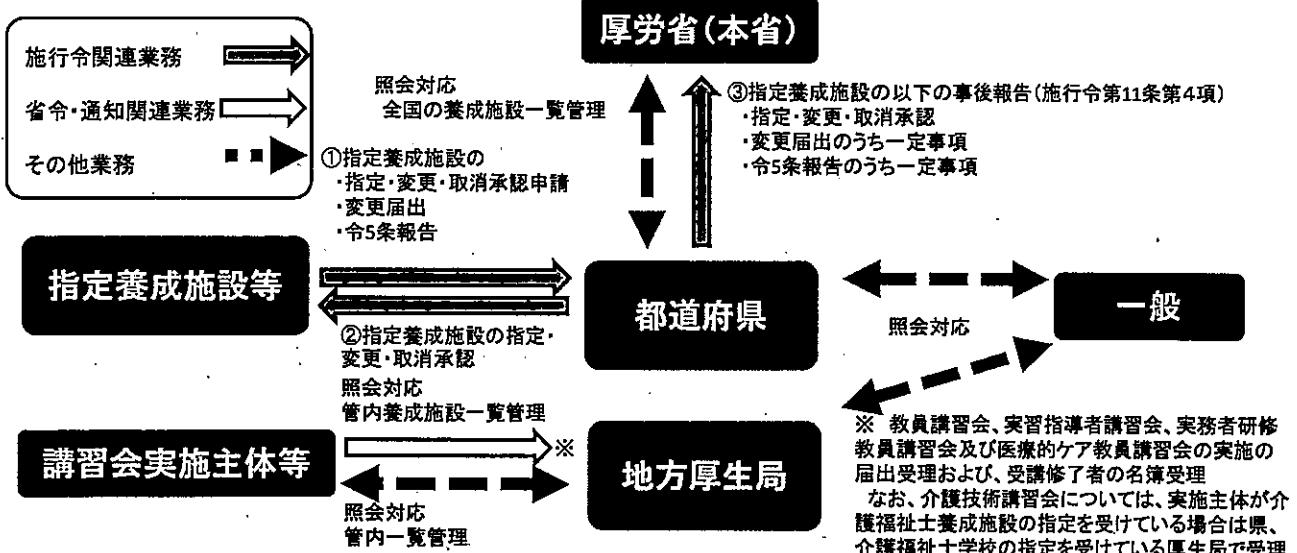
条項	業務内容	条項	業務内容	業務内容
第5条	指定申請書の受理	第5条	指定申請書の受理(当該都道府県が実施する場合は公示)	照会対応
第6条第1項・第2項	変更届出書・変更届出申請書の受理	第6条第1項・第2項	変更届出書・変更届出申請書の受理	
第7条第1項	報告書の受理	第7条第2項	報告書の受理	主事養成機関・講習会の一覧管理
第8条第1項・第2項	報告の徴収・指示	第8条第1項・第2項	報告の徴収・指示	
第9条	指定取消し	第9条	指定取消し	
第10条	指定取消し申請書の受理	第10条	指定取消し申請書の受理	

# 介護福祉士養成施設・学校等の指定等業務(現行)



# 介護福祉士養成施設等の指定等業務(都道府県移譲後案)

○ 移譲後も指定学校(共管)については、現行とおり



項目	業務内容	業務内容	業務内容
第3・4条 指定養成施設の指定、変更承認、変更届出 受理	各種講習会の実施の届出受理等(厚生局) ・社会福祉士実習演習担当教員講習会 ・介護教員講習会 ・社会福祉士実習指導者講習会 ・介護福祉士実習指導者講習会 ・実務者研修教員講習会 ・医療的ケア教員講習会	照会対応	
第5条 指定養成施設の報告受理			
第6条 指定養成施設の報告の徴収・指示			
第7条 指定養成施設の指定取消し			
第8条 指定養成施設等の指定取消し届出受理	介護技術講習会実施の届出受理(県又は厚生局)		

## 介護福祉士養成施設等の指導監督の権限移譲について

移譲対象施設	移譲の事務の内容	実施主体	
社会福祉士養成施設	学校(大学・短大)	養成校(専門学校)	
介護福祉士養成施設 (介護福祉士実務者養成施設含む)	指定・監督等	地方厚生(支)局	都道府県
介護技術講習会の届出等	指定・監督等	地方厚生(支)局	都道府県
福祉系大学の指定科目等の確認認定		地方厚生(支)局	都道府県
各種講習会の届出等 (社会福祉士実習指導者講習会、介護教員講習会、医療的ケア教員講習会等上記の社会福祉士・介護福祉士養成施設の指定の要件となる教員等の講習会)		地方厚生(支)局	地方厚生(支)局

※ 社会福祉主事養成機関及び社会福祉主事認定講習会の指定・監督等については、共管という概念はないため、都道府県に移譲する。

## ○ 第三者評価の受審件数・公表件数

## (1) 都道府県別受審件数

全国社会福祉協議会 政策企画部調(H25')

No.	都道府県	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	都道府県別 9年間実績数
1	北海道	0	1	9	20	13	17	28	14	24	126
2	青森県	5	19	34	12	19	26	14	11	22	162
3	岩手県	9	15	21	29	24	18	28	19	24	187
4	宮城県	0	0	0	3	9	1	6	3	13	35
5	秋田県	0	0	4	1	1	4	7	6	8	31
6	山形県	0	2	2	1	4	2	3	0	5	19
7	福島県	0	0	3	8	9	6	3	3	15	47
8	茨城県	1	2	6	3	1	1	0	0	3	17
9	栃木県	1	8	6	6	10	11	8	8	29	87
10	群馬県	16	11	8	11	7	5	4	7	10	79
11	埼玉県	8	22	26	25	27	19	17	27	33	204
12	千葉県	0	3	81	28	45	51	56	35	71	370
13	東京都	1,352	1,308	1,827	1,817	2,006	1,979	2,358	2,613	2,762	18,022
14	神奈川県	37	100	131	163	107	148	170	180	225	1,261
15	新潟県	0	0	0	7	18	27	23	10	14	99
16	富山県	9	18	7	4	2	6	5	2	4	57
17	石川県	0	42	38	32	21	13	11	6	8	171
18	福井県	0	3	2	4	4	5	4	6	8	36
19	山梨県	1	10	4	7	7	2	5	6	6	48
20	長野県	2	15	9	29	16	15	37	24	19	166
21	岐阜県	7	19	10	4	10	10	15	17	22	114
22	静岡県	47	38	45	40	38	15	12	15	30	280
23	愛知県	3	25	39	55	59	110	85	92	95	563
24	三重県	19	7	13	13	13	8	6	9	26	114
25	滋賀県	0	0	3	4	3	3	3	3	4	23
26	京都府	80	115	254	185	192	207	197	216	221	1,667
27	大阪府	9	31	80	60	41	80	50	72	85	508
28	兵庫県	20	25	51	52	32	44	41	32	71	368
29	奈良県	0	0	0	4	2	1	1	1	4	13
30	和歌山县	0	0	2	10	4	2	2	2	3	25
31	鳥取県	0	15	18	20	24	26	28	19	32	182
32	島根県	0	1	4	1	2	1	5	1	3	18
33	岡山県	0	0	0	3	0	0	0	3	6	12
34	広島県	0	0	0	1	16	21	12	15	32	97
35	山口県	41	39	25	14	10	14	14	5	15	177
36	徳島県	0	0	0	6	3	3	3	1	5	21
37	香川県	0	0	8	2	5	5	7	6	6	39
38	愛媛県	0	0	4	8	6	18	14	17	42	109
39	高知県	0	2	1	3	1	0	0	3	5	15
40	福岡県	0	0	0	5	20	11	6	9	21	72
41	佐賀県	0	4	1	2	0	3	0	1	1	12
42	長崎県	0	3	12	6	10	4	8	12	18	73
43	熊本県	0	21	22	27	19	26	28	50	53	246
44	大分県	11	14	18	14	6	7	11	6	8	95
45	宮崎県	0	0	0	0	2	1	4	5	7	19
46	鹿児島県	0	9	5	4	1	6	7	1	6	39
47	沖縄県	0	0	2	4	2	3	3	5	7	26
合計		1,678	1,947	2,835	2,757	2,871	2,985	3,349	3,598	4,131	26,151

※平成17~19年度の実績数については、一部の県で外部評価等が含まれていたためその数を除外した

※平成24年度から、全国認証の評価機関が評価実施した社会的養護関係施設の受審数を「都道府県集計」に合算して総括表を作成

※平成24年度受審数の修正：社会的養護関係施設の受審数についての追加報告を踏まえ修正（3,597件→3,598件）

## (2) 主な施設・サービス別受審数・受審率

全国社会福祉協議会 政策企画部調

区分	主な施設・サービス種別	平成25年度 受審数	全国施設数※1	受審率	平成25年度迄の 累計受審数
高齢者	特別養護老人ホーム	462	6,590	7.01%	3,973
	養護老人ホーム	42	953	4.41%	380
	認知症高齢者グループホーム	421	11,729	3.59%	2,841
	小規模多機能居宅介護	122	3,885	3.14%	457
	軽費老人ホーム	38	2,182	1.74%	292
	通所介護	213	34,107	0.62%	1,935
	訪問介護	81	31,075	0.26%	791
障害者	身体障害者療護施設 ※2	—	—	—	130
	身体障害者更生施設 ※2	—	—	—	61
	身体障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	88
	身体障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	87
	知的障害者入所更生施設 ※2	—	—	—	557
	知的障害者通所更生施設 ※2	—	—	—	167
	知的障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	20
	知的障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	369
	精神障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	1
	精神障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	16
	居宅介護	4	19,872	0.02%	9
	生活介護	114	5,538	2.06%	359
	共同生活介護	11	4,385	0.25%	59
	自立訓練（機能訓練）	2	425	0.47%	5
	自立訓練（生活訓練）	9	1,314	0.68%	20
	就労移行支援	10	2,518	0.40%	38
	就労継続支援（A型）	15	1,374	1.09%	24
	就労継続支援（B型）	172	7,360	2.34%	372
	共同生活援助	2	4,568	0.04%	6
	障害者支援施設（施設入所支援+日中活動事業）	174	2,660	6.54%	483
	共同生活介護・共同生活援助	18	—	—	27
	多機能型	130	—	—	219
児童	保育所	1,324	23,740	5.58%	7,674
	乳児院 ※3	50	130	38.46%	161
	母子生活支援施設 ※3	73	259	28.19%	258
	児童養護施設 ※3	216	589	36.67%	877
	情緒障害児短期治療施設 ※3	17	38	44.74%	33
	児童自立支援施設 ※3	14	58	24.14%	24
	児童館	8	4,617	0.17%	19
	知的障害児施設 ※2	—	—	—	136
	知的障害児通園施設 ※2	—	—	—	55
	肢体不自由児施設 ※2	—	—	—	84
	重症心身障害児施設 ※2	—	—	—	66
	自立援助ホーム	8	—	—	8
	児童発達支援センター	4	316	1.27%	4
	医療型児童発達支援センター	1	109	0.92%	1
	放課後等デイサービス	1	3,107	0.03%	1
	障害児入所施設	10	264	3.79%	10
	医療型障害児入所施設（旧：重症心身障害児施設）	2	187	1.07%	2
他	婦人保護施設	4	46	8.70%	50
	救護施設	15	184	8.15%	161
	その他	344	—	—	2,741
	合計	4,131	—	—	26,151

※1 全国施設数は「平成24年社会福祉施設等調査報告」「平成24年介護サービス施設・事業所調査」の調査対象施設・事業所数とした

※2 平成24年度までの施設・サービス種別

※3 全国推進組織が認証する評価機関が実施した件数と、都道府県推進組織が認証する評価機関が実施した件数を合算して集計

## (3) 都道府県別の評価結果の公表状況

全国社会福祉協議会 政策企画部調(H25')

No.	都道府県	HPへの公表※1		「公表あり」の内訳：公表方法				合計
		公表あり	公表なし※2	推進組織HPのみに掲載	WAMネットのみに掲載	WAMネットと推進組織HPの双方に掲載※3	その他※4	
1	北海道	17	0	17	0	0	0	17
2	青森県	20	0	0	0	20	0	20
3	岩手県	17	1	0	0	17	0	18
4	宮城県	8	0	0	0	8	0	8
5	秋田県	4	0	0	4	0	0	4
6	山形県	4	0	0	0	4	0	4
7	福島県	10	0	0	0	10	0	10
8	茨城県	0	0	0	0	0	0	0
9	栃木県	25	0	25	0	0	0	25
10	群馬県	2	0	2	0	0	0	2
11	埼玉県	17	0	17	0	0	0	17
12	千葉県	57	0	0	0	57	0	57
13	東京都	2,762	0	2,762	0	0	0	2,762
14	神奈川県	208	0	0	0	208	0	208
15	新潟県	10	0	0	0	10	0	10
16	富山県	2	0	2	0	0	0	2
17	石川県	6	0	6	0	0	0	6
18	福井県	8	0	0	0	8	0	8
19	山梨県	2	0	0	0	2	0	2
20	長野県	10	0	0	0	10	0	10
21	岐阜県	15	0	0	0	15	0	15
22	静岡県	19	0	19	0	0	0	19
23	愛知県	68	0	68	0	0	0	68
24	三重県	15	0	15	0	0	0	15
25	滋賀県	4	0	4	0	0	0	4
26	京都府	212	7	211	0	0	1	219
27	大阪府※5	71	0	0	0	71	0	71
28	兵庫県	60	0	0	60	0	0	60
29	奈良県	2	0	0	0	2	0	2
30	和歌山県	2	0	0	0	2	0	2
31	鳥取県	25	0	0	0	25	0	25
32	島根県	1	0	0	0	1	0	1
33	岡山県	3	0	0	3	0	0	3
34	広島県	30	0	0	30	0	0	30
35	山口県	9	0	0	0	9	0	9
36	徳島県	3	0	0	0	3	0	3
37	香川県	1	0	0	0	1	0	1
38	愛媛県	32	0	0	0	32	0	32
39	高知県	1	0	0	0	1	0	1
40	福岡県	12	0	12	0	0	0	12
41	佐賀県	1	0	0	0	1	0	1
42	長崎県	12	1	0	0	12	0	13
43	熊本県	45	0	0	0	45	0	45
44	大分県	6	1	0	6	0	0	7
45	宮崎県	1	0	0	0	1	0	1
46	鹿児島県	2	0	0	0	2	0	2
47	沖縄県	4	0	4	0	0	0	4
合計		3,845	10	3,164	103	577	1	3,855
割合		99.7%	0.3%	82.1%	2.7%	15.0%	0.0%	—

※ 社会的養護関係施設については、都道府県推進組織が認証する評価機関が実施した件数のみ集計

※1 「HPへの公表（公表あり+公表なし）」は「受審数（H25年度）」と一致

※2 受審施設・事業所からの同意を得られなかった場合など、評価結果を公表していない件数

※3 WAMネットに掲載するとともに、推進組織HPに評価結果データを掲載している場合（WAMネットの評価結果のリンクを含む）

※4 「その他」は公表準備中

※5 大阪府…WAMネット・推進組織HPに加え、（社福）大阪府社会福祉協議会 設置の評価結果閲覧コーナーにも併せて掲載

## 2. 主な施設・サービス別の評価結果の公表状況

	区分	サービス種別	HPへの公表		「公表あり」の内訳：公表方法				合計
			公表あり	公表なし	推進組織HPのみに掲載	WAMネットのみに掲載	WAMネットと推進組織HPの双方に掲載	その他	
1	高齢者	特別養護老人ホーム	461	1	370	11	80	0	462
2		養護老人ホーム	42	0	30	3	9	0	42
3		軽費老人ホーム（ケアハウス）	38	0	29	0	9	0	38
4		訪問介護	80	1	68	11	1	0	81
5		通所介護	213	0	178	8	27	0	213
6		短期入所生活介護	74	0	69	2	3	0	74
7		福祉用具貸与	3	0	3	0	0	0	3
8		小規模多機能型居宅介護	122	0	122	0	0	0	122
9		認知症対応型共同生活介護	421	0	421	0	0	0	421
10		高齢者対象その他	161	1	149	0	12	0	162
	その他のサービス種別名：								
		小計	1,615	3	1,439	35	141	0	1,618
11	障害者	居宅介護	4	0	1	0	3	0	4
12		生活介護	114	0	96	2	16	0	114
13		共同生活介護	11	0	6	0	5	0	11
14		自立訓練（機能訓練）	2	0	1	1	0	0	2
15		自立訓練（生活訓練）	9	0	7	1	1	0	9
16		就労移行支援	10	0	9	0	1	0	10
17		就労継続支援（A型）	15	0	7	8	0	0	15
18		就労継続支援（B型）	172	0	156	0	16	0	172
19		共同生活援助	2	0	1	0	1	0	2
20		障害者支援施設（施設入所支援+日中活動事業）	173	1	120	8	45	0	174
21		共同生活介護・共同生活援助	18	0	5	0	13	0	18
22		多機能型	130	0	125	0	5	0	130
23		障害者対象その他	41	1	37	0	4	0	42
	その他のサービス種別名：								
		小計	701	2	571	20	110	0	703
24	児童（障害児含む）	保育所	1,319	5	982	36	301	0	1,324
25		乳児院※	8	0	6	1	1	0	8
26		母子生活支援施設※	25	0	21	3	1	0	25
27		児童養護施設※	61	0	55	5	1	0	61
28		情緒障害児短期治療施設※	1	0	0	0	0	1	1
29		児童自立支援施設※	0	0	0	0	0	0	0
30		児童館	8	0	8	0	0	0	8
31		自立援助ホーム※	8	0	8	0	0	0	8
32		ファミリーホーム※	0	0	0	0	0	0	0
33		児童発達支援センター	4	0	0	0	4	0	4
34		医療型児童発達支援センター	1	0	0	0	1	0	1
35		児童発達支援事業	0	0	0	0	0	0	0
36		放課後等デイサービス	1	0	1	0	0	0	1
37		障害児多機能型	0	0	0	0	0	0	0
38		障害児入所施設	10	0	2	2	6	0	10
39		医療型障害児入所施設（旧：重症心身障害児施設）	2	0	0	1	1	0	2
40		その他障害児支援	43	0	43	0	0	0	43
	その他のサービス種別名：								
41	児童対象その他	4	0	0	0	4	0	4	
	その他のサービス種別名：								
		小計	1,495	5	1,126	48	320	1	1,500
42	その他ビーグル	婦人保護施設	4	0	4	0	0	0	4
43		救護施設	15	0	9	0	6	0	15
44		更生施設	9	0	9	0	0	0	9
45		授産施設	0	0	0	0	0	0	0
46		信所提供施設	6	0	6	0	0	0	6
47		その他の施設・サービス	0	0	0	0	0	0	0
	その他のサービス種別名：								
		小計	34	0	28	0	6	0	34
		計	3,845	10	3,164	103	577	1	3,855

※ 社会的養護関係施設については、都道府県推進組織が認証する評価機関が実施した件数のみ集計。

※ 「その他」は公表準備中

## 民間金融機関との協調融資（併せ貸し）制度の概要

### 1. 目的

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）と民間金融機関が連携して融資を行うことで、社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達を円滑に行えるようにすることを目的としています。

### 2. 協調融資の定義

協調融資とは、社会福祉法人が行う社会福祉事業施設の整備事業に対して機構が融資を行う場合に、機構との覚書を締結した民間金融機関が当該整備事業に対して併せて融資を行うことをいいます。

なお、貸付けの可否及び貸付条件については、機構と民間金融機関がそれぞれ独自の審査基準に基づき決定します。

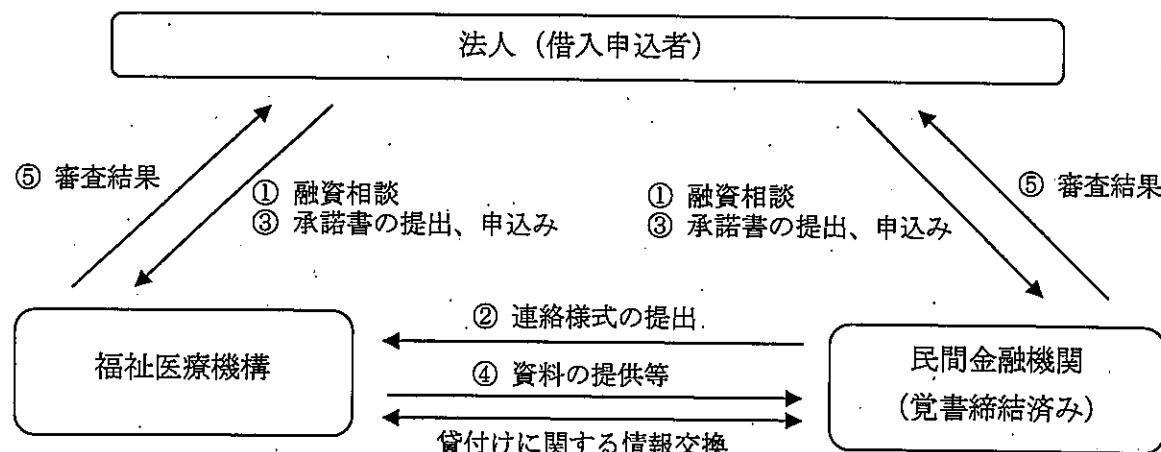
### 3. 協調融資制度の対象となる事業

社会福祉法人が行う、福祉貸付の対象となる整備事業を対象とします。

### 4. 協調融資制度利用のメリット

- ① 覚書を締結した民間金融機関においては、社会福祉法人からの融資相談に対して積極的に対応していただけます。
- ② 整備する建物や敷地等の基本財産を民間金融機関に担保に供する場合において、所轄庁の承認が不要となります。

### 5. 手続きの流れ



※1 機構と民間金融機関が、『社会福祉事業施設に対する貸付けに係る覚書』を締結していることが前提となります。

※2 審査の結果、機構又は民間金融機関からの貸付けが受けられない場合があります。

※3 機構と民間金融機関が相互に情報交換をするため、事前に法人から承諾書をいただくこととなります。

## 協調融資覚書締結金融機関一覧

(平成27年1月31日現在)

都道府県 本店/本部	金融機関名 (順不同)				
都銀	三菱東京UFJ銀行	三井住友銀行	みずほ銀行	りそな銀行	埼玉りそな銀行
北海道	北海道銀行	北洋銀行	空知信用金庫	北海信用金庫	旭川信用金庫
	札幌信用金庫	稚内信用金庫	室蘭信用金庫	帶広信用金庫	北門信用金庫
	江差信用金庫	留萌信用金庫	苫小牧信用金庫	函館信用金庫	北空知信用金庫
青森	みちのく銀行	青森銀行	青い森信用金庫		
岩手	岩手銀行	東北銀行	北日本銀行	北上信用金庫	花巻農業協同組合
	花巻信用金庫	一関信用金庫	盛岡信用金庫		
宮城	七十七銀行	仙台銀行	石巻信用金庫	社の都信用金庫	仙南信用金庫
秋田	秋田銀行	北都銀行			
山形	庄内銀行	山形銀行	さらやか銀行	鶴岡信用金庫	山形信用金庫
	米沢信用金庫				
福島	東邦銀行	福島銀行	大東銀行	福島信用金庫	二本松信用金庫
	須賀川信用金庫	伊達みらい農業協同組合	ひまわり信用金庫	会津信用金庫	いわき信用組合
茨城	常陽銀行	茨城県信用組合	土浦農業協同組合	水戸信用金庫	結城信用金庫
	筑波銀行				
栃木	栃木銀行	足利銀行	佐野信用金庫	足利小山信用金庫	栃木信用金庫
	大田原信用金庫	烏山信用金庫	鹿沼相互信用金庫		
群馬	群馬銀行	東和銀行	館林信用金庫	しののめ信用金庫	高崎信用金庫
	利根郡信用金庫	アイオーネクス	桐生信用金庫	群馬県信用組合	
埼玉	埼玉縣信用金庫	飯能信用金庫	武藏野銀行	青木信用金庫	川口信用金庫
千葉	千葉興業銀行	京葉銀行	千葉銀行	夷隅信用組合	君津信用組合
	千葉信用金庫	銚子商工信用組合	館山信用金庫		
東京	東京都民銀行	東京厚生信用組合	東日本銀行	西武信用金庫	八千代銀行
	菁梅信用金庫	西京信用金庫	青と信用組合	三菱UFJ信託銀行	東京スター銀行
	東京東信用金庫	多摩信用金庫	墨田信用金庫	城北信用金庫	さわやか信用金庫
	世田谷信用金庫	狛鳩信用金庫	七島信用組合	足立成和信用金庫	朝日信用金庫
	あおぞら銀行				
神奈川	横浜銀行	湘南信用金庫	さがみ信用金庫	横浜信用金庫	さがみ農業協同組合
	川崎信用金庫	平塚信用金庫	かながわ信用金庫	神奈川県医師信用組合	
新潟	北越銀行	第四銀行	大光銀行	三条信用金庫	新潟県信用組合
	協栄信用組合	加茂信用金庫	新潟信用金庫		
富山	北陸銀行	富山第一銀行	富山県信用組合	富山銀行	富山信用金庫
	高岡信用金庫	氷見伏木信用金庫			
石川	金沢信用金庫	北國銀行	のど共栄信用金庫	興能信用金庫	石川県信用農業協同組合連合会
	石川県医師信用組合				
福井	福井銀行	福邦銀行	福井信用金庫	福井市南部農業協同組合	
山梨	山梨中央銀行	山梨信用金庫	山梨県信用農業協同組合連合会	甲府信用金庫	山梨県民信用組合
	都留信用組合	フルーツ山梨農業協同組合			
長野	八十二銀行	長野銀行	長野信用金庫	飯田信用金庫	アルプス中央信用金庫
	松本信用金庫	長野県信用組合	諏訪信用金庫		
岐阜	大垣共立銀行	十六銀行	岐阜信用金庫	西濃信用金庫	東濃信用金庫
	関信用金庫	大垣信用金庫	高山信用金庫	飛騨信用組合	
静岡	静岡銀行	清水銀行	静岡中央銀行	静岡信用金庫	掛川信用金庫
	磐田信用金庫	遠州信用金庫	島田信用金庫	浜松信用金庫	富士宮信用金庫
	三島信用金庫	沼津信用金庫	スルガ銀行	焼津信用金庫	静清信用金庫
	静岡県医師信用組合	静岡県信用農業協同組合連合会	駿東信用金庫		

## 協調融資覚書締結金融機関一覧

(平成27年1月31日現在)

都道府県 (本店/本部)	金融機関名 (順不同)				
愛知	岡崎信用金庫	蒲郡信用金庫	愛知信用金庫	碧海信用金庫	豊橋信用金庫
	豊田信用金庫	愛知銀行	西尾信用金庫	中京銀行	いいろい信用金庫
	名古屋銀行	海部東農業協同組合	東春信用金庫	知多信用金庫	豊川信用金庫
	瀬戸信用金庫	中日信用金庫			
三重	三重銀行	百五銀行	第三銀行	三重信用金庫	桑名信用金庫
	北伊勢上野信用金庫				
滋賀	滋賀銀行	長浜信用金庫	湖東信用金庫	滋賀中央信用金庫	甲賀農業協同組合
京都	京都銀行	京都信用金庫	京都北部信用金庫	京都中央信用金庫	京都府信用農業協同組合連合会
大阪	近畿大阪銀行	大阪シティ信用金庫	池田泉州銀行	近畿労働金庫	大阪信用金庫
	北おおさか信用金庫	関西アーバン銀行	大阪商工信用金庫	枚方信用金庫	大正銀行
	大阪南農業協同組合				
兵庫	中兵庫信用金庫	但馬銀行	みなと銀行	播州信用金庫	西兵庫信用金庫
	姫路信用金庫	但馬信用金庫	神戸信用金庫	兵庫県信用組合	兵庫六甲農業協同組合
	但陽信用金庫	淡路信用金庫	日新信用金庫	兵庫信用金庫	
奈良	南都銀行	大和信用金庫	奈良中央信用金庫	奈良信用金庫	奈良県農業協同組合
和歌山	紀陽銀行	きのくに信用金庫			
鳥取	鳥取銀行	米子信用金庫			
島根	山陰合同銀行	島根中央信用金庫	いづも農業協同組合	島根銀行	
岡山	中国銀行	トマト銀行	吉備信用金庫	笠岡信用組合	玉島信用金庫
	おかやま信用金庫	備前信用金庫	備北信用金庫	日生信用金庫	水島信用金庫
	広島銀行	しまなみ信用金庫	広島みどり信用金庫	もみじ銀行	広島信用金庫
広島	信用組合広島商銀				
山口	山口銀行	西京銀行	萩山口信用金庫		
徳島	阿波銀行	徳島銀行	徳島信用金庫		
香川	百十四銀行	香川銀行	高松信用金庫	観音寺信用金庫	
愛媛	伊予銀行	愛媛銀行	愛媛信用金庫		
高知	四国銀行	高知銀行	幡多信用金庫		
福岡	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	筑邦銀行	遠賀信用金庫
	北九州銀行				
佐賀	佐賀銀行	佐賀共栄銀行	唐津信用金庫		
長崎	十八銀行	賴和銀行	たしばな信用金庫		
熊本	肥後銀行	熊本銀行	熊本県信用組合	熊本第一信用金庫	熊本中央信用金庫
大分	大分銀行	大分県信用組合	大分みらい信用金庫	豊和銀行	べっぷ日出農業協同組合
宮崎	宮崎銀行	宮崎太陽銀行			
鹿児島	鹿児島銀行	奄美大島信用金庫	奄美信用組合	南日本銀行	鹿児島相互信用金庫
	鹿児島信用金庫	鹿児島県信用農業協同組合連合会	あいら農業協同組合		
沖縄	琉球銀行	沖縄銀行	沖縄海邦銀行		
その他	選金中央金庫	商工組合中央金庫			
合計	327機関				